

第2次

# 横芝光町総合計画

人・自然・文化が奏でる暮らし

夢広がる幸せ実感のまち

横芝光



横芝光町

本町は、平成18年3月に山武郡横芝町と匝瑳郡光町が合併し新たな歴史を刻み始めて以来、新町建設計画と第1次横芝光町総合計画に基づき、町の将来像「栗山川の流れがはぐくむ 人・自然・文化が共生するまち ～協働のまちづくり～」として、町の速やかな一体性の確立等を重視した町政の運営に取り組んでまいりました。

現在、国や地方における財政状況が悪化するなか、地方自治体を取り巻く情勢は、急速な少子高齢化や人口減少、地域経済の維持、活力ある産業振興の進展など、様々な課題への対応が求められています。

こうした様々な課題や社会情勢の変化に対応し、まちづくりを進めていくため、このたび、第2次横芝光町総合計画を策定いたしました。

本計画では、第1次横芝光町総合計画の理念を踏襲しつつ更に発展させ、また、当町が持つポテンシャルや地域資源を活かし、行政のみならず様々なひとびとが積極的に行動し、協力し合いながら地域を創っていく必要があることから、基本理念を「協働と創造による 地域力発揮のまちづくり」とし、まちの将来像を「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち横芝光」として、将来像の実現に向けて各種事業に取り組むこととしています。

今後は、町民の皆様をはじめ多くの方々がお互いに協力し、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源を最大限活かして地域を創り、次世代に誇れる横芝光町が実現できるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、町議会をはじめ、町民アンケート及びまちづくり住民会議等により貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成30年3月



横芝光町長 佐藤 晴彦



# 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第Ⅰ部 序論                  | 1  |
| ● 第1章 計画の概要             | 2  |
| 1. 計画策定の目的              | 2  |
| 2. 計画の構成と期間             | 2  |
| 3. 総合計画と総合戦略の関係性        | 2  |
| ● 第2章 計画の背景と課題          | 3  |
| 1. 横芝光町の概況              | 3  |
| 2. 時代潮流                 | 10 |
| 3. まちづくりの課題             | 13 |
| 第Ⅱ部 基本構想                | 15 |
| ● 第1章 まちづくりの理念          | 16 |
| ● 第2章 まちの将来像            | 17 |
| 1. ありたいまちの姿             | 17 |
| 2. 人口のビジョン(2025年度)      | 18 |
| ● 第3章 まちづくりの基本目標(施策の大綱) | 19 |
| 1. 自分らしく生き生きと暮らせるまち     | 19 |
| 2. 豊かな心と郷土愛を育むまち        | 19 |
| 3. 自然と共生する住みやすいまち       | 20 |
| 4. 安全で安心して暮らせるまち        | 20 |
| 5. 地域の特性を活かした活力あるまち     | 21 |
| 6. 相互理解と協働による住民主体のまち    | 21 |
| ● 第4章 構想推進のために          | 22 |
| 第Ⅲ部 基本計画                | 23 |
| 施策の体系                   | 24 |
| ● 第1章 自分らしく生き生きと暮らせるまち  | 28 |
| 1. 子育て支援                | 28 |
| 2. 高齢者支援                | 32 |
| 3. 障害者支援                | 34 |
| 4. 地域福祉                 | 36 |
| 5. 保健・医療                | 38 |
| 6. 社会保険                 | 40 |
| ● 第2章 豊かな心と郷土愛を育むまち     | 42 |
| 1. 学校教育                 | 42 |
| 2. 青少年育成                | 44 |
| 3. 生涯学習                 | 46 |
| 4. 文化振興                 | 48 |
| 5. スポーツ振興               | 50 |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| ● 第3章 自然と共生する住みやすいまち ●    | 52  |
| 1. 市街地整備                  | 52  |
| 2. 道路・交通環境                | 54  |
| 3. 住まい                    | 56  |
| 4. 上水道・下水処理               | 58  |
| 5. 環境衛生                   | 60  |
| 6. 環境・景観                  | 62  |
| 7. 河川・海岸整備                | 64  |
| 8. 公園・緑地整備                | 66  |
| ● 第4章 安全で安心して暮らせるまち ●     | 68  |
| 1. 防災                     | 68  |
| 2. 消防・救急                  | 70  |
| 3. 防犯・交通安全                | 72  |
| 4. 消費生活                   | 74  |
| ● 第5章 地域の特性を活かした活力あるまち ●  | 76  |
| 1. 農林水産業                  | 76  |
| 2. 観光・交流                  | 80  |
| 3. 商工業                    | 82  |
| 4. 産業活性化                  | 84  |
| 5. 移住・定住                  | 86  |
| ● 第6章 相互理解と協働による住民主体のまち ● | 88  |
| 1. 人権                     | 88  |
| 2. 男女共同参画                 | 90  |
| 3. 国際交流                   | 92  |
| 4. コミュニティ                 | 94  |
| ● 構想推進のために ●              | 96  |
| 1. 住民参加                   | 96  |
| 2. 行政運営                   | 98  |
| 3. 財政運営                   | 100 |
| 4. 広域連携                   | 102 |
| ● 重点戦略 ●                  | 104 |
| 1. 重点戦略の位置付け              | 105 |
| 2. 重点戦略                   | 106 |
| 資料編                       | 115 |
| 1. 第2次横芝光町総合計画策定の経過       | 116 |
| 2. 第2次横芝光町総合計画策定の流れ       | 117 |
| 3. 横芝光町総合計画審議会条例          | 118 |
| 4. 横芝光町総合計画審議会委員名簿        | 119 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 5. 横芝光町総合計画調整委員会規程 ..... | 120 |
| 6. 横芝光町まちづくり住民会議要綱 ..... | 121 |
| 7. 指標一覧 .....            | 122 |

第 I 部

序

論



# ● 第1章 ●

## ● 計画の概要 ●

### 1. 計画策定の目的

総合計画は、長期的視点に立ってまちづくりを進めるため、まちの将来を展望し、望ましい方向性などを総合的・体系的にまとめる計画です。本町では、総合計画を町の最上位計画と位置付け、町政運営の基本指針として住民と共有し、住民と行政の協働により推進していくこととしています。

2017（平成 29）年度をもって、「第1次横芝光町総合計画」の計画期間が満了することから、ここに「第2次横芝光町総合計画」（以下、本計画）を策定します。

### 2. 計画の構成と期間

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画により構成します。

①基本構想【2018～2025年度】

本町の「まちの将来像」を掲げ、分野ごとの基本的な目標（施策の大綱）を定めます。

②基本計画【前期：2018～2021年度、後期：2022～2025年度】

基本構想に掲げる将来像を実現するため、分野ごとに施策を体系的に整理し、課題と取組内容を定めます。

③実施計画【前期：2018～2021年度、後期：2022～2025年度（1年ごとに更新）】

基本計画に掲げた施策体系に基づき、目標を達成するための具体的な事業を定めます。

#### ● 計画の期間 ●

| 2018              | 2019 | 2020 | 2021 | 2022              | 2023 | 2024 | 2025年度 |
|-------------------|------|------|------|-------------------|------|------|--------|
| 基本構想（8年）          |      |      |      |                   |      |      |        |
| 前期基本計画（4年）        |      |      |      | 後期基本計画（4年）        |      |      |        |
| 前期実施計画（4年）※1年ごと更新 |      |      |      | 後期実施計画（4年）※1年ごと更新 |      |      |        |

### 3. 総合計画と総合戦略の関係性

本計画は、「横芝光町人口ビジョン・横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2015～2019年度）に示された将来人口の推計や人口減少抑制に向けた方向性などを踏まえ、策定します。

## ● 第2章 ●

## ● 計画の背景と課題 ●

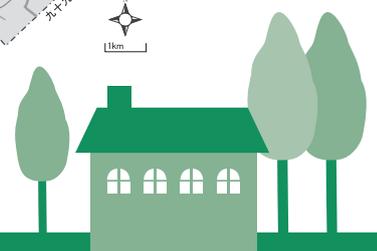
## 1. 横芝光町の概況

## ①位置

本町は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km、千葉市から約40km、成田国際空港から約20kmの距離にあります。形状は東西約5km、南北約14kmと南北に細長く、面積は67.01km<sup>2</sup>で、東は匝瑳市、西は山武市、北は山武郡芝山町、香取郡多古町に隣接しています。南は白砂青松の続く九十九里浜が広がり、太平洋に面しており、中央部から南部にかけては平坦地が続き、北部は緩やかな丘陵地帯を形成しています。また、かつて上総、下総の国境でもあった、九十九里平野における最大の河川栗山川が、中央部を北から南に向けて流れています。

広域交通としては、JR 総武本線があり、横芝駅から千葉駅まで普通列車で約1時間、東京駅まで特急列車で約1時間10分で連絡しています。広域的な幹線道路としては、国道126号、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)、銚子連絡道路などがあります。

## ● 町の位置 ●



## ②沿革

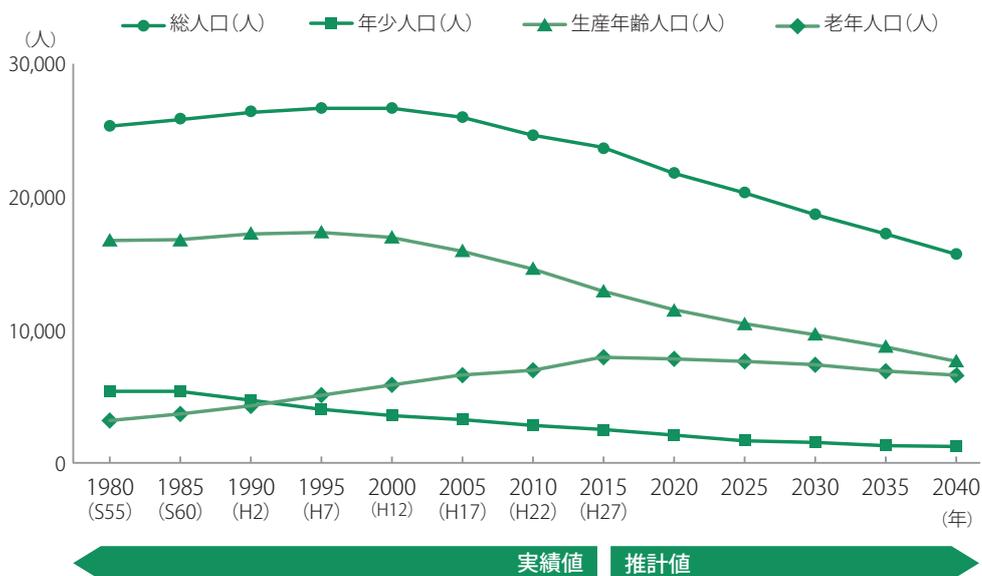
1954(昭和 29)年 5月、日吉村・南条村・東陽村・白浜村が合併して旧匝瑳郡光町が生まれました。ほぼ時を同じくして、1955(昭和 30)年 2月、横芝町・大総村・上堺村が合併して、旧山武郡横芝町が生まれました。2006(平成 18)年 3月 27日、この両町が郡を超えて合併し、山武郡横芝光町が誕生しました。

## ③人口

国勢調査によると、本町の総人口は、1995(平成 7)年の 26,814 人(旧横芝町と旧光町の合計)をピークに緩やかに減少し、2015(平成 27)年には 23,762 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所によれば、町の人口は今後も減少を続け、本計画の目標年次である 2025 年には 20,275 人とピーク時の 8 割以下まで減少するものと推計されています。

人口構成については、2015(平成 27)年には年少人口(0～14 歳) 10.7%、生産年齢人口(15～64 歳) 54.9%、老年人口(65 歳以上) 33.6%であったものが、2025 年には年少人口 9.2%、生産年齢人口 52.3%、老年人口 38.3%となり、より一層の少子高齢化が予測されています。

### ● 町の将来人口推計 ●



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

注：2015(平成 27)年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2020 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(2013(平成 25)年 3月公表)に基づく推計値。

## ④産業

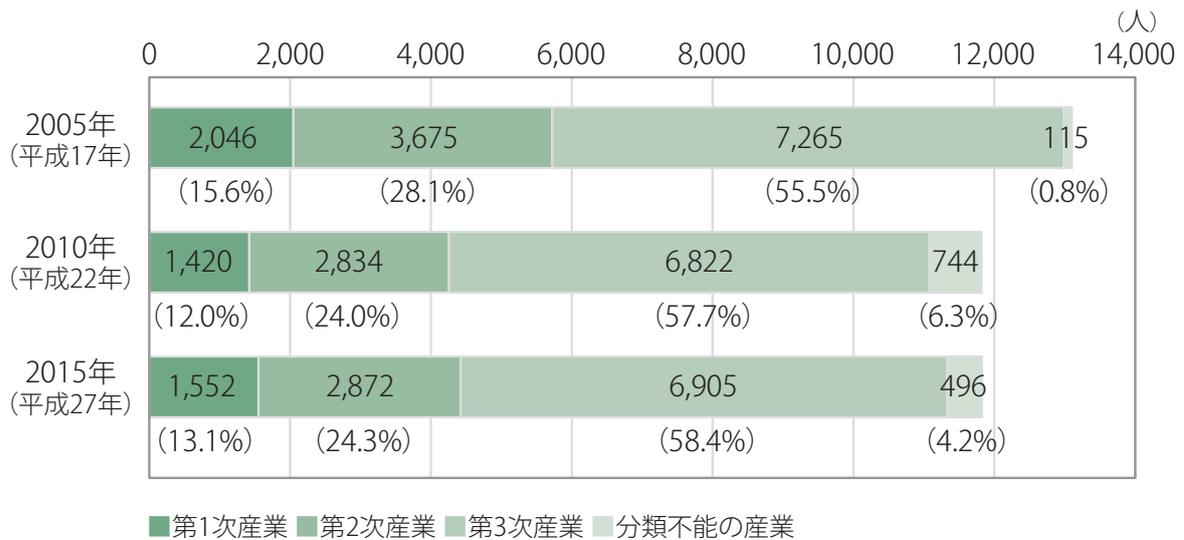
人口減少に伴い、本町の就業人口も減少傾向にあり、2005（平成17）年から2015（平成27）年までの10年間で、13,101人から11,825人へ1,276人減少しています。後継者不足が深刻な第1次産業および第2次産業の就業者は、同じ10年間で約4分の3に減少しています。一方、第3次産業の就業者数は横ばい傾向を維持しています。

農業は基幹産業であり、穏やかな気候を活かして、水稻を中心に、スイートコーンやネギなどの露地野菜の栽培が盛んです。また、養豚や酪農などの畜産も行われています。

工業は、古くから盛んな窯業に加え、鉄鋼・金属製品などの製造業が特徴となっています。成田国際空港との近接性や、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の延伸による交通アクセスの向上により、町内の2つの工業団地には多くの企業が進出しており、今後もさらなる発展が期待されます。

商業は、国道126号沿道および沿岸部を中心に商業集積が見られ、飲食料品関連の卸売・小売業の従業者数が多いことが特徴です。また、観光関係では、海、川、里山といった自然や、文化的資源を活かした観光振興への取組が本格化しています。

### ● 町の産業別就業人口および構成割合 ●



#### 【参考】

第1次産業：農林漁業

第2次産業：鉱業・建設業・製造業

第3次産業：電気・ガス・水道、卸売・小売、飲食・宿泊、教育・学習、その他サービス業など



## ⑤ 財政状況

2009（平成 21）年度から 2016（平成 28）年度までの財政状況をみると、歳入、歳出ともに 100 億円前後で推移しています。歳入のうち自主財源である町税収入について 2016（平成 28）年度は改善していますが、地方交付税は、2013（平成 25）年度以降減少しています。一方で、歳出のうち義務的経費である扶助費が増加の一途をたどっており、公債費についても増加傾向にあります。また、主要財政指標をみると、実質公債費比率および将来負担比率は徐々に改善されているものの、財政力指数は減少傾向で厳しい財政状況にあります。

今後、生産年齢人口の減少および法人税率の引き下げなどの要因により、町税収入の大きな伸びは期待できない一方で、保健・医療・福祉など扶助費の増加に加え、合併特例事業債の元金償還など公債費の増加が見込まれるため、財政健全化が大きな課題となっています。

### ● 町の財政状況の推移（一般会計） ●

（単位：百万円）

| 歳入区分   | 2009<br>（平成 21）<br>年度 | 2010<br>（平成 22）<br>年度 | 2011<br>（平成 23）<br>年度 | 2012<br>（平成 24）<br>年度 | 2013<br>（平成 25）<br>年度 | 2014<br>（平成 26）<br>年度 | 2015<br>（平成 27）<br>年度 | 2016<br>（平成 28）<br>年度 |
|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 町税     | 2,522                 | 2,386                 | 2,391                 | 2,394                 | 2,546                 | 2,460                 | 2,458                 | 2,512                 |
| 地方交付税  | 2,944                 | 3,123                 | 3,365                 | 3,344                 | 3,439                 | 3,421                 | 3,292                 | 3,219                 |
| 国・県支出金 | 1,896                 | 1,672                 | 1,913                 | 1,645                 | 1,745                 | 1,601                 | 1,971                 | 1,583                 |
| 町債     | 1,112                 | 1,221                 | 1,363                 | 1,863                 | 1,020                 | 1,190                 | 1,618                 | 610                   |
| その他    | 2,942                 | 2,051                 | 2,221                 | 1,929                 | 1,939                 | 2,283                 | 2,404                 | 2,202                 |
| 合計     | 11,416                | 10,453                | 11,253                | 11,175                | 10,689                | 10,955                | 11,743                | 10,126                |

| 歳出区分  | 2009<br>（平成 21）<br>年度 | 2010<br>（平成 22）<br>年度 | 2011<br>（平成 23）<br>年度 | 2012<br>（平成 24）<br>年度 | 2013<br>（平成 25）<br>年度 | 2014<br>（平成 26）<br>年度 | 2015<br>（平成 27）<br>年度 | 2016<br>（平成 28）<br>年度 |
|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 人件費   | 1,677                 | 1,682                 | 1,691                 | 1,634                 | 1,572                 | 1,648                 | 1,670                 | 1,592                 |
| 扶助費   | 906                   | 1,194                 | 1,265                 | 1,282                 | 1,287                 | 1,392                 | 1,441                 | 1,557                 |
| 公債費   | 906                   | 881                   | 892                   | 1,018                 | 1,029                 | 1,013                 | 1,054                 | 1,050                 |
| 物件費   | 1,156                 | 1,178                 | 1,232                 | 1,243                 | 1,257                 | 1,300                 | 1,333                 | 1,414                 |
| 投資的経費 | 1,262                 | 1,699                 | 2,202                 | 2,368                 | 1,838                 | 1,667                 | 1,713                 | 927                   |
| その他経費 | 4,799                 | 3,275                 | 3,528                 | 3,187                 | 3,211                 | 3,538                 | 4,062                 | 3,144                 |
| 合計    | 10,706                | 9,909                 | 10,810                | 10,732                | 10,194                | 10,558                | 11,273                | 9,684                 |

（単位：％）

|         |      |      |      |      |      |      |      |      |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 財政力指数   | 0.55 | 0.53 | 0.50 | 0.49 | 0.49 | 0.49 | 0.49 | 0.48 |
| 経常収支比率  | 87.8 | 85.9 | 85.6 | 87.2 | 85.2 | 88.8 | 85.8 | 89.2 |
| 実質公債費比率 | 12.6 | 12.0 | 10.3 | 9.2  | 8.4  | 7.9  | 7.4  | 6.9  |
| 将来負担比率  | 65.5 | 55.4 | 48.8 | 47.5 | 41.0 | 43.6 | 34.9 | 26.0 |

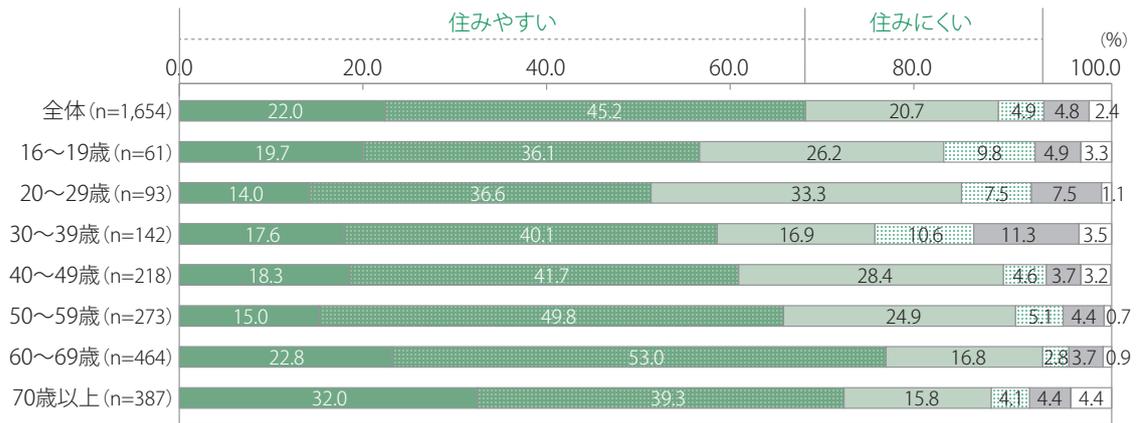
## ⑥住民の意見

アンケートや住民会議などからの意見を、次のとおり示します。

### ■住民アンケート・小中学生アンケート■

#### ○住みやすさ○

住みやすいと思う人が約70%、一方、住みにくいと思う人が約25%となっており、若い世代ほど住みやすいと思う割合が少なくなっています。

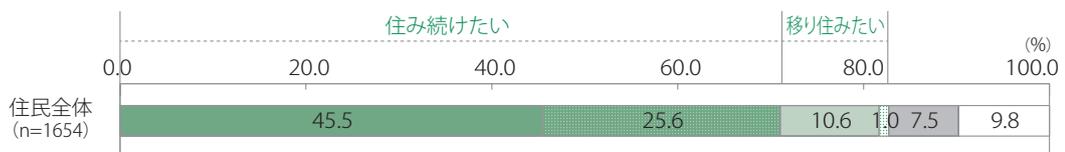


■住みやすい ■どちらかといえば住みやすい  
 ■どちらかというに住みにくい ■住みにくい ■わからない □無回答  
 ※年齢無回答 (n=16) の結果は省略。  
 ※小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

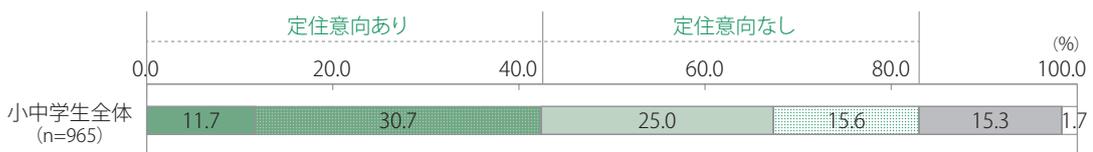
#### ○定住意向○

住民アンケートでは、本町に住み続けたいと思う人が70%を超えています。

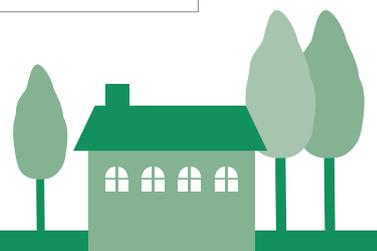
一方、小中学生アンケートでは、定住意向のある子ども(42.4%)と、定住意向のない子ども(40.6%)がほぼ同程度となっています。



■ずっと住み続けたい ■当分は住みたい  
 ■できれば町外に移り住みたい ■すぐにでも町外に移り住みたい ■わからない □無回答



■ずっと住み続けたい ■いったん町を離れても、また横芝光町に戻ってきたい  
 ■横芝光町に住み続けることにこだわらない ■よそに移り住みたい ■わからない  
 □無回答

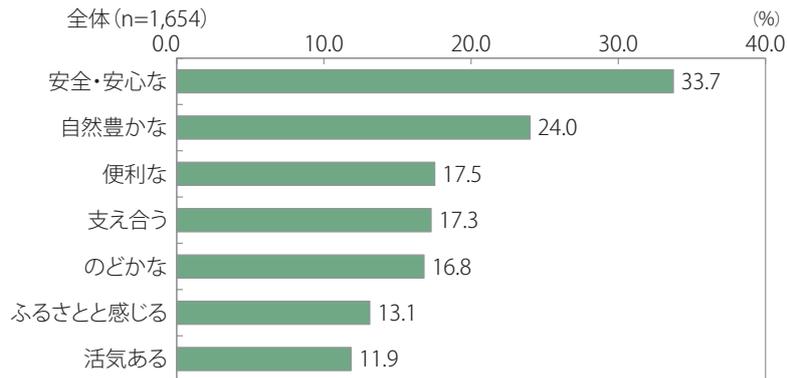


## ○未来の姿にふさわしいキーワード、活かしたい強み○

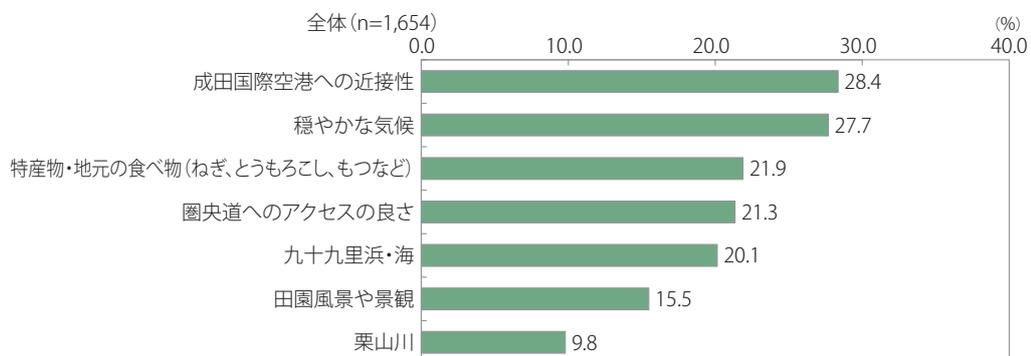
本町の未来の姿として、「安全・安心な」「自然豊かな」というキーワードを選ぶ人が多くなっています。また、「便利な」「支え合う」「のどかな」といったキーワードが続いています。

本町の強みとしては、「成田国際空港への近接性」と「圏央道へのアクセスの良さ」に加え、「穏やかな気候」と気候が育む「特産物・地元の食べ物」、「九十九里浜・海」「田園風景や景観」「栗山川」といった自然を活かしたいと考えられています。

### ●町の未来の姿（上位7位まで）●



### ●活かしたい町の強み（上位7位まで）●



## ■ まちづくり住民会議からの提言 ■

公募により選任した住民 20 人と、町の若手職員 8 人の合計 28 人からなる「まちづくり住民会議」を 2016(平成 28) 年度に開催し、「横芝光町の未来」について提言をまとめました。ここでは、提言のキャッチフレーズとそこに込めた想いを紹介します。

### ● まちづくり住民会議からの提言(抜粋) ●

#### ○人と会社と未来をつなぐ!みんなで子育てスマイルタウン😊

赤ちゃんからお年寄りまでが、ふれあい、楽しめる、わくわくするキズナの町、横芝光町をつくりたいと願っています。そして、町民だけではなく、町にある企業に勤めている人や横芝光町にかかわるすべての人と人をつなぎ、笑顔で幸せになれるスマイルタウンをつくりましょう。

#### ○知って納得!住んで満足!未来のふるさと横芝光

まちの情報を町外へ発信すると同時に、町民自身もまちの良さを理解し PR していくことで、横芝光町を「知って納得」してもらいたいと思います。まちの強みを活かし、「住んで満足」できる「未来のふるさと」をつくりましょう。

#### ○人と人 人と自然 ~つながり ひろがる横芝光~

横芝光町に活気を取り戻すために、町内外を問わず若い世代の方々に、この町の魅力・住みやすさを大いにアピールしていきたいと思います。若い世代が誇りを持って町内に住み続け、同時に新しい住民が増えるまちを目指していきましょう。

#### ○豊かな自然と特産品を活かし、町を知って、来てもらい、住みたいまちナンバーワンになろう!

海や川などの豊かな自然、農産物や特産品を活かして、町の魅力を創出し、まずこの町を「知って」「来て」もらいます。そして町の魅力を実感できるような「住みたい」まちを目指したいと思います。住民や行政が協力し、住みたいまちナンバーワンになる気概を持って、まちを盛り上げていきましょう。

## ■ 団体インタビュー ■

日ごろ、まちづくり活動に従事している 38 団体に、未来のまちの望ましい姿などを伺いました。まちづくりの重要課題としては、つながりの希薄化、人材不足への対応、団体間の連携が挙げられました。対応策としては、若者の出会いの場づくり、子どもの見守り、高齢者の支え合い、まちへの愛着の醸成、観光の新たな魅力づくり、働く場の確保など、若者の定住を促すための意見が多く出されました。



## 2. 時代潮流

### ①人口減少・少子高齢化の進行

日本の総人口は、出生数の減少と死亡数の増加により、2008（平成20）年ごろをピークとして長期的な人口減少局面に突入しました。国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成29年4月推計、出生中位・死亡中位）によれば、年少人口（0～14歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加が進み、2025年には総人口1億2,254万人に対し、高齢化率は30.0%、2065年には総人口8,808万人に対し、高齢化率は38.4%まで上昇すると予測されています。

人口減少と少子高齢化の進行は、労働力人口の減少を招き、経済規模の縮小につながるほか、年金・医療・介護などの社会保障制度の維持や財政の健全化にも影響が及ぶものと予想されています。また、地域社会においては、行政サービスや住民の互助機能の低下を招き、さらなる人口減少につながるものと懸念されています。

こうした状況に対応するため、若者の働く場の確保、子どもを産み育てやすい仕組みづくり、仕事と家庭の両立を含めた働き方の改革、地域で支え合う体制づくりなど、社会のあり方そのものが大きく見直されようとしています。

### ②安全・安心な環境づくりの重要性

地震・津波災害をはじめ、風水害、火山災害などの自然災害が全国各地に甚大な被害をもたらしています。東日本大震災は、東北地方をはじめとした各地に甚大な被害をもたらし、本町においても、津波による建物の倒壊や防潮堤の破壊などの被害が発生しました。

他方、高度成長期以降に整備した社会資本の老朽化が全国で深刻な問題となっています。国では、社会資本の戦略的な維持管理・更新と、災害特性や地域の脆弱性に応じた災害などのリスクの低減などを重点目標として、道路や河川などの整備を進めています。

暮らしの中では、振り込め詐欺や悪質商法など高齢者を狙った犯罪が問題となっているほか、子どもや女性が被害者となる事件も増えており、防犯パトロールや見守り、地域の安全点検など、地域一丸となった安全・安心な環境づくりが大切になっています。

### ③環境への配慮・自然との共生

地球温暖化や生物多様性の喪失など、地球規模の環境問題が深刻化し、国際的な対策が進められる中、わが国においても、温室効果ガスの排出削減などに取り組み、太陽光・風力・バイオマス発電など、再生可能エネルギー<sup>※1</sup>の活用が進んでいます。

日常生活においては、資源の消費を抑制し、環境負荷の少ないものへと転換していくことが重要となっています。このためには、学校や職場、地域における環境教育を推進するとともに、住民、事業者、団体などが主体的に環境保全活動を展開していくことが大切です。

また、地方の過疎化に伴い、農地や山林が従来担ってきた洪水や土砂崩れの防止、水源かん養などの多面的な機能の低下が問題となっています。こうした中、自然との共生を図りながら、土地を保全し、また有意義に活用していくことが求められています。

### ④働き方の多様化

2007(平成19)年のサブプライムローン問題に端を発し、翌年のリーマンショックなどを含む世界金融危機以降、保護主義の台頭などの脅威を抱えながら、世界経済は不安定な成長を続けています。こうした中、日本経済は緩やかな回復基調が続いており、雇用・失業の動向に改善が見られ、医療・福祉や製造業をはじめ、労働需要の増加による人手不足が問題となっています。

少子高齢化に伴う労働力の減少から、今後さらなる人手不足が予想されるため、個人の意思を基本とした女性や高齢者の就労は欠かせません。そこで、誰もが活躍できる社会を実現するために、働き方の改革が注目されています。多様で柔軟な働き方を可能とし、ワーク・ライフ・バランス<sup>※2</sup>の充実や労働生産性の向上などが志向されており、企業においては労働環境の改善や人材育成などが重要となっています。

今後、多様な働き方が可能となる中で、ICT<sup>※3</sup>活用などにより働く場所や時間の選択肢が増え、地方への移住・定住につながることを期待されます。

※1 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

※2 一人ひとりがやりがいや充実感を得ながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※3 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。従来使われてきた「IT」と比べ、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしている点が特徴。



## ⑤地域コミュニティの変容

地方自治体には自立的な行財政運営が求められる中、地域活動の重要性は一層高まっています。町内会、消防団などに代表される地域コミュニティは、日ごろからの見守りや助け合い、各種行事の運営など様々な機能を担ってきました。しかし、少子高齢化により、町内会や子ども会などへの参加者の減少、担い手の高齢化や後継者不足などが問題となっています。

核家族化、単身世帯の増加などに伴って、地域社会において、隣近所の付き合いが希薄化し、子育て世代や高齢者など、地域の中で孤立する人が増えてきましたが、東日本大震災をきっかけに、地域の絆が見直されるようになりました。

これまでの地域コミュニティのあり方を見つめ直し、人材育成を進めるとともに、活動団体同士あるいは NPO<sup>※1</sup> やボランティアなどの連携を促すことも課題となっています。

## ⑥自立的な地域づくりの進展

国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や規制緩和により、地方分権改革が進められてきました。地域社会においては複雑かつ多様な課題が生じており、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められています。

2014（平成 26）年には、権限移譲や規制緩和にかかる改革提案を地方自治体から国が募る「提案募集方式」が導入され、地方からの提案を活かした特色ある地域づくりが加速化しています。

このような潮流の中、地方自治体には自立的な行財政運営や地域課題に応じた広域連携がこれまで以上に求められています。

さらには、2015（平成 27）年、国連で保健、教育、安全なまちづくり、エネルギー、生物多様性、経済成長、働きがい、協働などに関する 17 の目標を定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、わが国の地方自治体においても、SDGs を着眼点として、地域活性化に向けた取組が展開されています。

---

※1 民間非営利組織（Non-Profit Organization の略）。営利を目的とせず、公益的な活動をする民間組織。

### 3. まちづくりの課題

#### ①誇りを持って住み続けられるまちづくり

本町では、若者（特に10代後半から20代前半）の進学や就職を目的とした転出が多くなっており、また高齢化率も高いため、将来の人口減少が危惧される状況にあります。

若者の定住を促すためには、子育て支援や教育環境の充実、就労の場の確保などにより、住みたいと思える魅力的なまちとしていくことが重要です。本町では、子育て支援対策として、子どもの医療費助成を高校生まで拡大するなど積極的な取組を進めていますが、妊娠期からの切れ目ない支援や学童保育の充実、子ども数の減少に伴う学校の適正配置などが課題となっています。

また、より一層高齢化が進む中、高齢者が安心して暮らせるまちとするためには、福祉・介護サービスの適切な提供に加え、地域の支え合いなどにより住み慣れた地域で住み続けることができる仕組みづくり、生きがいを持って地域で活躍できる機会の充実などが必要となっています。

子どもから高齢者まで誰もが住みやすいまちとすることで、移住・定住を促進し、住民が誇りを持って住み続けられるまちとしていくことが重要です。

#### ②地域特性を活かしたにぎわいづくり

本町では、人口減少に伴って就業人口が減少しており、特に、基幹産業である農業では、担い手の高齢化や後継者不足が問題となっています。

また、商工業については、優位な立地条件を活かした企業誘致、地域ブランドづくりと全国的なPRなどが課題となっています。

本町は、雄大な太平洋、緑濃い丘陵、栗山川といった豊かな自然環境を有し、魅力ある観光資源に富んでいます。このようなまちの魅力を町内外に積極的に発信することにより、本町への関心を高め、地域を愛する心の醸成を促して、観光・交流などを通じ活気を生み出すことが大切です。

このほか、多様な生き方や働き方が注目される中で、自然の中で生き生きとリラックスして暮らせる・働けるといった、本町ならではの価値を発信していくことも、にぎわいづくりのために重要です。



### ③住民参加と協働の促進

本町では、昔ながらの人と人とのつながりが色濃く残ってはいるものの、地域活動への参加者の減少や担い手の高齢化が顕在化しています。その一方で、地域課題に主体的に取り組むNPOやボランティア団体なども見られることから、今後は多彩な担い手による地域活動の維持と、その活性化を促していく必要があります。

本町は、これまでも住民参加のまちづくりを取り入れてきました。今後は、人口減少・少子高齢化が進む中で、まちの特色を活かした自立的な行財政運営が求められており、地域の様々な課題解決に向けて、住民と町が協働し、共にまちづくりを担うことがますます重要となります。

このため、町政に関する情報を分かりやすく発信して住民の関心を高めるとともに、多様な参加の機会を設けて、協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

このほか、財政が厳しさを増す中、効率的・効果的な行財政運営に向けて、公共施設の適切な配置と運営や、民間活力の活用などが課題となります。

### ④成田国際空港との共生・共栄

国・県・成田国際空港株式会社・周辺市町でつくる「成田空港に関する4者協議会」において、発着時間拡大と滑走路の延伸・新設を柱とした空港機能強化案が協議されています。空港は今後、高まる航空需要に応え、わが国の経済成長や地域振興に貢献していくことが期待されています。

これからは、騒音対策などを万全に講じて空港との共生・共栄を図りつつ、空港の持つ可能性や活力を利用していくことが、まちづくりの大きな課題となります。

## 第Ⅱ部

# 基本構想



## ● 第1章 ● まちづくりの理念 ●

これまで、本町は、第1次総合計画の下、合併後の新たな町を創り上げていくため、『調和と創造 自立するまち』を基本理念としたまちづくりを進めてきましたが、合併から10年の時を経て、その芽が育ちつつあります。

わが国は少子高齢化や人口減少などを背景として、大きな変革の時を迎えており、本町においても、町の将来にかかわる重大な課題となっています。このような時代潮流の中、本町を取り巻く環境については、成田国際空港、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、銚子連絡道路によって広く国内外の地域と結ばれる条件が整いつつあり、そのポテンシャルや、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源を活かし、『横芝光の地域力』を最大限に高めながら、地域の活性化を図っていくことが求められます。

この地域活性化に向けては、行政のみならず、町民、各種団体、企業など多彩な主体（ひとびと）が、未来を思い描き、積極的に行動し、お互いに協力し合いながら地域を創っていく『協働と創造のまちづくり』が大切であると考えます。

このようなことから、人々が共有すべき基本姿勢として、「まちづくりの理念」を次のとおり定めます。

# 協働と創造による 地域力発揮のまちづくり

## ● 第2章 ● まちの将来像 ●

### 1. ありたいまちの姿

まちの将来を展望するためには、人々が安心して、いつまでも住み続けたいと思えるような地域づくりを推進し、担い手となる若者や子育て世代の移住・定住を促して、一定規模の人口を維持することが不可欠であると考えます。

本町は、緑の里山、栗山川、九十九里浜などの豊かな自然があり、穏やかな気候の中で心豊かに落ち着いて暮らせる環境があります。そして、その環境を活かしながら、人や文化が調和し、多様な交流が新たな活力を生み出しています。

また、近年では、ICTの発展により、働く場所や住まいに地理的な制約がなくなりつつあります。そのような中でも東京に近く、成田国際空港に近接し、広く国内外の地域と結ばれる環境は、様々な可能性が開かれ、本町を生活の拠点としながら、夢を実現することもできます。

これからの本町は、このようなまちの暮らしやすさと可能性を高め、一人ひとりが思い描く暮らしを実現する＝幸せを実感するための環境づくりに努めます。その取組を通じ、町内外の人々から主体的・能動的に選ばれるまちとなることを目指して、「まちの将来像」を次のとおり定めます。



夢広がる幸せ実感のまち  
横芝光



## 2. 人口のビジョン (2025 年度)

国勢調査によれば、本町の2015(平成 27) 年人口は 23,762 人であり、第1次総合計画(2008(平成 20) 年3月策定) に掲げた 2017(平成 29) 年人口のおおむね 24,000 人を既に下回っています。

しかしながらその一方、国立社会保障・人口問題研究所による 2015(平成 27) 年人口 23,230 人という推計(平成 25 年3月推計) は上回っており、国の推計ほどには減少していない状況にあります。

人口減少を抑制するためには、子どもを産み育てやすい環境づくりのほか、移住・定住に向けた魅力的なまちづくりが必要です。町は、2015(平成 27) 年に「横芝光町人口ビジョン」を策定し、基本構想の目標年次に当たる 2025 年人口を 21,460 人と推計しています。

最近5年間は子どもとその親世代(10 歳未満の子どもと 30 歳代の層) が社会増に転じており、転入・転出状況改善への明るい兆候も見られます。このため、基準人口を 2015(平成 27) 年国勢調査人口の 23,762 人とした上で、人口減少抑制を趣旨とした「横芝光町人口ビジョン」の考え方を踏まえ、再推計を実施しました。

その結果、第2次総合計画の目標年次である 2025 年人口は 21,583 人となりますので、将来人口を次のとおり展望します。

### 総人口：21,600人 (2025年度)



## ● 第3章 ● まちづくりの基本目標（施策の大綱） ●

### 1. 自分らしく生き生きと暮らせるまち

#### 分野に含まれる施策領域

- ①子育て支援 ②高齢者支援 ③障害者支援 ④地域福祉 ⑤保健・医療 ⑥社会保険

#### ● 基本目標 ●

住民一人ひとりの自主的な取組を基礎としつつ、地域でお互いに助け合いながら誰もがその人らしく人生を楽しめて、生き生きと暮らせるまちをつくります。

#### ● 施策大綱 ●

このため、地域で助け合う体制の充実を図り、地域福祉のまちづくりを推進するとともに、子どもたちが伸び伸びと成長できる環境づくり、高齢者や障害者を支える環境づくり、その人らしく社会に参画できる機会づくりなどを進めます。

また、住民一人ひとりが安心していつまでもこのまちで暮らせるよう、健康に対する意識の高揚を促しながら、保健・医療体制の充実と社会保障制度の適正な運営などに努めます。

### 2. 豊かな心と郷土愛を育むまち

#### 分野に含まれる施策領域

- ①学校教育 ②青少年育成 ③生涯学習 ④文化振興 ⑤スポーツ振興

#### ● 基本目標 ●

地域特性を活かしながら、児童・生徒が高い志の下、健やかに学び育つ教育環境を整備するとともに、関心に応じていつまでも学べ、スポーツなどを楽しめる環境を整え、豊かな心を育み郷土を誇りに思えるまちをつくります。

#### ● 施策大綱 ●

このため、国内外に開かれた立地特性などを活かして、特色ある学習プログラムを展開し、学びの拠点となる学校の適正配置などの検討を進めながら、児童・生徒の学習環境向上に努めます。

また、住民一人ひとりの意欲に応じた生涯学習の環境や、学んだことを活かせる機会をつくります。さらに、住民が文化活動・スポーツ活動を気軽に楽しめ、町の歴史・文化に親しめる環境づくりを進めます。



## 3. 自然と共生する住みやすいまち

### 分野に含まれる施策領域

- ①市街地整備 ②道路・交通環境 ③住まい ④上水道・下水処理 ⑤環境衛生  
⑥環境・景観 ⑦河川・海岸整備 ⑧公園・緑地整備

### ● 基本目標 ●

暮らしや経済活動を支える基盤を整備するとともに、まちの特性である豊かな自然と共生しながら、快適に暮らせる魅力ある環境を整備し、人と自然が共生する住みやすいまちをつくります。

### ● 施策大綱 ●

このため、まちの活力と住民の利便性を向上させる都市・交通基盤の整備に努め、安全で快適な魅力ある居住環境づくりを進めます。

また、生活排水の適切な処理、ごみの減量化、自然的環境の保全などに努め地域を美しく快適に保ち、関係機関などとの連携の下に河川や海岸、公園・緑地を適切に維持管理し、安全に心地よく暮らせる環境づくりを進めます。

## 4. 安全で安心して暮らせるまち

### 分野に含まれる施策領域

- ①防災 ②消防・救急 ③防犯・交通安全 ④消費生活

### ● 基本目標 ●

広域的な協力体制の下に、地震災害や火災、病気や不慮の事故などから住民を守る環境を整備するとともに、犯罪や交通事故のない、安全で安心して暮らせるまちをつくります。

### ● 施策大綱 ●

このため、国や県、近隣市町などとの広域的な連携を図り、防災・消防救急体制の強化に努めながら、住民一人ひとりの災害に対する意識を高め、地域の防災力・消防力の向上を図ります。

また、警察をはじめとする関係機関との連携の下、特に子どもや高齢者を多様化する犯罪や交通事故などから守る環境を整えます。

## 5. 地域の特性を活かした活力あるまち

### 分野に含まれる施策領域

- ①農林水産業 ②観光・交流 ③商工業 ④産業活性化 ⑤移住・定住

#### ● 基本目標 ●

成田国際空港や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、銚子連絡道路などによる広域交通の利便性を背景として、基幹産業である農業や、まちの自然的・文化的資源を活かした観光・交流などの振興を図り、経済を活性化して雇用を創出し、活力あるまちをつくります。

#### ● 施策大綱 ●

このため、意欲ある担い手の支援や生産基盤の整備・活用などに努めながら、農業の高付加価値化を進めていきます。また、既存商店や事業所の支援に加え、広域交通の利便性を活かした産業立地を促し、雇用の拡大を図ります。

また、情報交流拠点機能を果たす施設を有効に活用しながら、観光・交流の活性化に力を入れていくとともに、団体・企業・大学などによる多彩で魅力的なアイデア、ノウハウや人的ネットワークなどを活かし、起業を促す環境づくりを推進します。

## 6. 相互理解と協働による住民主体のまち

### 分野に含まれる施策領域

- ①人権 ②男女共同参画 ③国際交流 ④コミュニティ

#### ● 基本目標 ●

誰もがその人らしく自己実現に向けて努力でき、共に力を合わせて地域を創る環境づくりと、多様な主体の参画と連携を促す情報の発信などにより、相互理解と協働による住民主体のまちをつくります。

#### ● 施策大綱 ●

このため、基本的な人権を尊重し、男女の固定的な役割分担意識から脱却した社会の実現に向け、男女共同参画を推進するとともに、外国人も暮らしやすい地域づくりを進めます。

また、自治会をはじめとする地域コミュニティや、ボランティア・NPOなどのテーマコミュニティの支援に努めるとともに、町の情報を積極的に発信し、団体・企業などまちづくりにかかわる多様な主体の参画を町内外から促します。



## ● 第4章 ● 構想推進のために ●

### 含まれる施策領域

- ①住民参加 ②行政運営 ③財政運営 ④広域連携

### ● 基本目標 ●

まちづくりの基本目標（施策の大綱）に掲げた事項を着実に推進し、まちの未来を切り開いていくため、総合計画を基幹とした行財政マネジメントの確立などにより、自立的な行財政運営に努めます。

### ● 施策大綱 ●

このため、行財政改革を引き続き強力に推進し、行政評価などを通じた効果的な施策・事業の展開と、効率的な行政経営の実現を目指します。併せて、財源を確保し、その有効活用に努め、健全な財政を維持します。

また、各種計画策定から事業実施まで行政運営の様々な場面において、住民の積極的な参画を得るよう努めていくとともに、広域的な連携を進め、地域の魅力を高めます。

## 第Ⅲ部

# 基本計画



## 施策の体系

### 第1章 自分らしく生き生きと暮らせるまち

|          |   |
|----------|---|
| 1. 子育て支援 | 施策1 地域での子育て支援体制づくり<br>施策2 保育サービスの充実<br>施策3 子どもの居場所の確保<br>施策4 健全な親と子の育成<br>施策5 家庭教育の支援 |
| 2. 高齢者支援 | 施策1 介護保険事業の推進<br>施策2 高齢期の生活支援<br>施策3 社会参加と就労の支援                                       |
| 3. 障害者支援 | 施策1 障害者の地域生活の支援<br>施策2 暮らしやすい環境の整備<br>施策3 障害に対する理解の促進<br>施策4 各種専門機関との連携               |
| 4. 地域福祉  | 施策1 地域共助の意識の醸成<br>施策2 地域福祉体制の充実<br>施策3 ユニバーサルデザインのまちづくり                               |
| 5. 保健・医療 | 施策1 健康づくり意識・理解の向上<br>施策2 健康づくりの推進<br>施策3 医療体制の整備                                      |
| 6. 社会保険  | 施策1 国民健康保険事業の推進<br>施策2 介護保険制度の健全運営<br>施策3 後期高齢者医療制度の推進                                |

### 第2章 豊かな心と郷土愛を育むまち

|           |  |
|-----------|--|
| 1. 学校教育   | 施策1 教育内容の充実<br>施策2 学校運営の充実<br>施策3 教育環境の整備                    |
| 2. 青少年育成  | 施策1 青少年の健全育成   |
| 3. 生涯学習   | 施策1 生涯学習環境の充実<br>施策2 図書館機能の充実                                |
| 4. 文化振興   | 施策1 文化資産の保全・活用<br>施策2 芸術・文化活動の振興                             |
| 5. スポーツ振興 | 施策1 スポーツ・レクリエーションの振興<br>施策2 スポーツを通じた健康づくり<br>施策3 スポーツ推進体制の充実 |

## 第3章 自然と共生する住みやすいまち

|             |   |
|-------------|---|
| 1. 市街地整備    | 施策1 特性を活かした都市計画<br>施策2 市街地の利便性の向上   |
| 2. 道路・交通環境  | 施策1 幹線道路の整備<br>施策2 生活道路の充実<br>施策3 公共交通機能の充実促進                                 |
| 3. 住まい      | 施策1 適正な宅地開発・住宅建築の促進<br>施策2 公営住宅の改善<br>施策3 空き家対策                               |
| 4. 上水道・下水処理 | 施策1 上水道の整備<br>施策2 下水処理対策の推進   |
| 5. 環境衛生     | 施策1 ごみの適正な処理<br>施策2 し尿の適正な処理<br>施策3 生活環境の保全<br>施策4 火葬場利用の充実<br>施策5 航空機騒音対策の充実 |
| 6. 環境・景観    | 施策1 環境の保全・活用<br>施策2 景観の保全   |
| 7. 河川・海岸整備  | 施策1 栗山川の保全・活用<br>施策2 九十九里海岸の保全  |
| 8. 公園・緑地整備  | 施策1 公園・緑地の保全と整備<br>施策2 緑化の推進  |



## 第4章 安全で安心して暮らせるまち

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 1. 防災      | 施策1 地域防災体制の強化<br>施策2 有事に備えた体制整備 |
| 2. 消防・救急   | 施策1 消防機能の向上<br>施策2 救急機能の向上      |
| 3. 防犯・交通安全 | 施策1 防犯対策の強化<br>施策2 交通安全対策の強化    |
| 4. 消費生活    | 施策1 消費者支援の強化                    |

## 第5章 地域の特性を活かした活力あるまち

|          |  |
|----------|--|
| 1. 農林水産業 | 施策1 食の安全・安心への対策<br>施策2 流通販売と消費の拡大<br>施策3 生産振興と経営支援<br>施策4 地域資源の活用と環境との共生 |
| 2. 観光・交流 | 施策1 観光基盤の充実<br>施策2 観光資源の活用・開発  |
| 3. 商工業   | 施策1 商業機能の充実<br>施策2 新たな商業活動の促進<br>施策3 既存の工業の振興<br>施策4 企業立地の促進             |
| 4. 産業活性化 | 施策1 新たな事業展開や起業の促進<br>施策2 就業・雇用の促進  |
| 5. 移住・定住 | 施策1 受け入れ体制の整備<br>施策2 積極的な町の魅力発信<br>施策3 若者の定住・定着の促進                       |

## 第6章 相互理解と協働による住民主体のまち

|           |  |
|-----------|--|
| 1. 人権     | 施策1 人権に対する意識の啓発<br>施策2 人権相談の充実             |
| 2. 男女共同参画 | 施策1 男女共同参画のための意識啓発<br>施策2 男女共同参画のための仕組みづくり |
| 3. 国際交流   | 施策1 国際的な視野を持った人材の育成<br>施策2 国際交流活動の推進       |
| 4. コミュニティ | 施策1 地域活動の維持・活性化<br>施策2 自主的な活動の創出支援         |

## 構想推進のために

|         |   |
|---------|---|
| 1. 住民参加 | 施策1 広報広聴の充実<br>施策2 住民参加と協働のまちづくり活動の推進                     |
| 2. 行政運営 | 施策1 住民サービスと行政事務の充実<br>施策2 人材・組織の質の向上<br>施策3 総合的・計画的な行政の推進 |
| 3. 財政運営 | 施策1 効率的な財政運営<br>施策2 財政構造の転換への取組                           |
| 4. 広域連携 | 施策1 広域連携の推進   |



# ● 第1章 ●

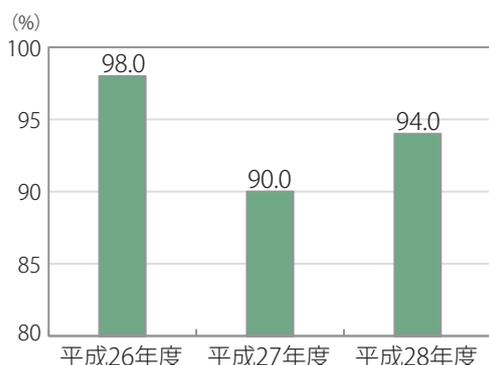
## ● 自分らしく生き生きと暮らせるまち ●

### 1. 子育て支援

#### ● 現状と課題 ●

- 少子化は総人口の減少につながるだけでなく、子どもの成長過程にも影響を及ぼすことから、国や地域社会が一体となって、子どもや子育て家庭を支えるための仕組みづくりが進められています。
- 本町の認可保育所（2017（平成29）年12月現在）は、公立3カ所、私立5カ所の計8カ所で、幼稚園は私立2カ所、加えて民間の子育て支援センター2カ所が運営されています。保育所では延長保育や一時預かりなどの保育ニーズに対応し、また、子育て支援センターでは親子の情報交換や交流の機会などを設け、子育てを総合的に支援しています。
- 子どもの居場所としては、児童クラブ5カ所がありますが、小学5、6年生の受け入れが課題となっています。また、保育所や幼稚園、小学校、中学校で家庭教育学級を実施し、家庭での教育力の向上を図っています。
- 高校3年生までの医療費を無料化し、また、妊産婦や乳幼児に対しては健診や相談の実施により継続的に支援するなど、保健・医療面からも支援しています。
- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中、子育て家庭が不安や孤立を感じることなく、地域で安心して子育てできる体制づくりが重要です。今後は、子どもと子育て家庭が経済的・精神的に安心して暮らせるよう、保健・医療面の支援を含め、子育て世代包括支援センター<sup>※1</sup>の設置など、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制の充実を図ることが求められます。

ブックスタートパック(絵本)配布率



ブックスタート

#### 関連する分野計画

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 子ども・子育て支援事業計画    | 2015（平成27）年度～2019年度 |
| 子ども読書活動推進計画（第3次） | 2017（平成29）年度～2021年度 |

※1 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な情報提供や相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かい支援を提供する拠点。

## ● 基本方針 ●

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、多様な保育ニーズに対応するとともに、子育て家庭を経済的・精神的に支援し、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                 | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|---------------------|-------|-------------|
| 児童クラブ小学5・6年生受け入れ児童数 | 0人    | 20人         |
| 児童医療費助成登録者率         | 60.0% | 80.0%       |
| ブックスタートパック(絵本)配布率   | 94.0% | 98.0%       |
| 子育て世代包括支援センターの設置    | 0カ所   | 1カ所         |

## ● 施策 ●

| 施策1 地域での子育て支援体制づくり  |   |
|---|---|
| <p>子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域全体で子育てを支える環境をつくります。子育て支援センターを中心とした親子同士の交流、子育て家庭と地域住民との交流、出産や育児に関する情報交換や相談の機会を設けるほか、子育て家庭を経済面・精神面から支援します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育て支援対策の推進</li> <li>② 子育て支援サービスの充実</li> <li>③ 子育て支援への住民参画の促進</li> <li>④ 子育て支援教室の充実</li> <li>⑤ ひとり親家庭への支援の充実</li> </ul> |
| 施策2 保育サービスの充実   |   |
| <p>多様な子育てニーズに対応するため、一時保育や延長保育など保育サービスの充実を図ります。また、公立保育所の老朽化に対応した施設改修、少子化に伴う児童数減少を見据えた施設整備を進めます。</p>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育ニーズへの対応</li> <li>② 保育所(園)環境の整備</li> </ul>  |



|   |   |
|---|---|
| <b>施策3</b> <b>子どもの居場所の確保</b>  |   |
| <p>児童が放課後や長期休業期間などを安心して過ごすことができ、異年齢の子どもや地域住民と触れ合うことができるよう、子どもの居場所づくりを進めます。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童クラブの充実</li> </ul>  |
| <b>施策4</b> <b>健全な親と子の育成</b>   |   |
| <p>親子が経済的・精神的に安心して暮らせるよう、母子の保健・医療の環境を充実するとともに、虐待防止に向けた関係機関との連携強化および子育て相談体制の充実のため、子育て世代包括支援センターを設置します。また、すべての保護者に、読み聞かせを通じて親子が触れ合う機会の大切さを周知していきます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子ども医療費助成</li> <li>② 母子保健の充実</li> <li>③ 要保護児童対策の推進</li> <li>④ 子育て相談体制の充実</li> <li>⑤ ブックスタートの推進</li> </ul> |
| <b>施策5</b> <b>家庭教育の支援</b>   |   |
| <p>家庭・学校・地域の連携を推進し、家庭の教育力を高めるため、保育所・幼稚園・小学校・中学校での家庭教育学級や、家庭教育指導員による相談体制の充実を図ります。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭での教育力の向上</li> <li>② 家庭教育相談の充実</li> </ul>   |



児童クラブ



児童クラブ



子育て支援教室



子育て支援教室



家庭教育学級



家庭教育学級

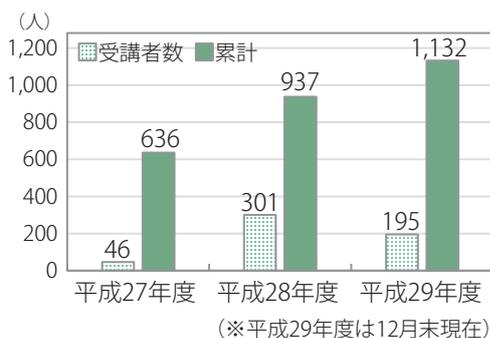


## 2. 高齢者支援

### ● 現状と課題 ●

- 2015（平成 27）年国勢調査によれば、わが国の高齢化率は 26.6%で過去最高となっています。一方、本町の65歳以上は8,000人で総人口の33.9%を占めており、全国的に見て高い水準となっています。
- 今後ますます高齢化が進むことが予測される中、支援や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年までに、医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスが身近な地域で一体的に提供される体制「地域包括ケアシステム」の構築が課題となっています。
- 本町では、高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくり、介護予防、見守り体制づくり、外出支援などを実施しています。今後は、75 歳以上の後期高齢者が増加する中、認知症高齢者のための支援体制の整備が重要な課題となっています。また、高齢者の社会参加推進や生きがいのため、老人クラブ活動やシルバー人材センターへの支援などを展開していますが、さらに魅力を向上させることが課題となっています。
- 支援や介護を必要とする高齢者に対しては、地域包括支援センターを核に、民生委員児童委員、福祉サービス事業者などの関係機関と連携を図りながら、介護サービスなどを提供しています。
- 今後は、生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ、ボランティア団体・企業・社会福祉法人などが協力し合って、地域全体で高齢者を支えていく体制をつくることが重要です。また、高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加に対応するとともに、高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるための機会づくりが必要です。

認知症サポーター養成講座受講者数



地区介護予防運動教室（鳥喰大六天貯筋運動）

### 関連する分野計画

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

2018 年度～2020 年度

## ● 基本方針 ●

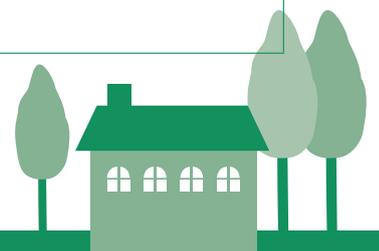
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるために、医療や介護など必要な支援を一体的に利用できる体制を構築します。また、高齢者が生きがいを持って地域で活動するための機会や場の提供体制を整備します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                       | 現状値    | 目標値(2021年度) |
|---------------------------|--------|-------------|
| 認知症サポーター養成講座受講者数(累計)      | 1,132人 | 1,732人      |
| 認知症高齢者見守りサポーターの家協力機関数(累計) | 13事業所  | 25事業所       |

## ● 施策 ●

|                              |  |  |
|------------------------------|--|--|
| <b>施策1</b> <b>介護保険事業の推進</b>  | <p>支援や介護を必要とする高齢者に、適切なサービスを提供するため、地域包括支援センターにおける情報提供や相談体制を充実し、関係機関の連携の下、介護サービスなどを提供します。また、施設サービスの需要増加への対応も検討します。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域包括支援センターの機能強化</li> <li>② 家庭や地域、関係機関等のネットワークの充実</li> <li>③ 情報提供・相談体制の充実</li> <li>④ 適正な安定したサービスの提供</li> <li>⑤ 施設サービス利用者の増加への対応</li> <li>⑥ 医療との連携</li> </ul> |
| <b>施策2</b> <b>高齢期の生活支援</b>   | <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防、健康不安の解消、緊急通報システムの活用や地域ぐるみの見守り体制の強化、通院や買い物などの外出支援を推進します。また、認知症高齢者の増加に伴う支援体制の整備を進めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者の生きがいと健康づくりの推進</li> <li>② 高齢者の見守りの強化</li> <li>③ 高齢者の外出支援</li> <li>④ 認知症高齢者への支援の充実</li> </ul>   |
| <b>施策3</b> <b>社会参加と就労の支援</b> | <p>高齢者が地域の中で生きがいを見出せるよう、老人クラブ活動や各種文化・スポーツ活動を支援します。また、シルバー人材センターで高齢者の技能や経験を活用するなど、高齢者の就労機会を拡充し、経済的な自立を促します。</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会参加の促進と支援</li> <li>② 就労支援の強化</li> </ul>  |



### 3. 障害者支援

#### ● 現状と課題 ●

- わが国では、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、障害の有無によって分け隔てられることのない「共生社会」を目指す方向性が示されました。また、2016（平成 28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が推進されています。
- 本町では、知的障害者および精神障害者が年々増加傾向にあります。また、介護者や介助者が高齢化し、在宅での介護が困難になってきているケースも見られます。こうした中、障害福祉サービス利用計画作成のための相談支援やサービス提供の体制を充実することで、地域生活における選択肢が広がっています。また、災害時における避難行動支援や福祉避難所の拡充を図っています。
- 小中学生向けの福祉体験学習や福祉のまちづくり作品、障害者スポーツレクリエーション大会などを通じて、障害に対する理解の促進を図っており、障害者への差別を無くしていくことが必要です。障害者の雇用については、企業の情報提供やマッチングをするほか、2018 年 4 月から精神障害者の雇用が義務化され、障害者の法定雇用率が引き上げられることから関係機関との情報共有・連携がさらに必要となります。
- 乳幼児健診や小児医療機関などを通じて、関係機関との連携により早期療育を支援し、幼少期からの特別支援教育の充実をさらに図っていくことが必要です。
- 障害があっても住み慣れた場所で必要な支援を受けられるよう、サービス提供体制を充実するとともに、地域で生きがいを持って暮らせるよう、地域活動への参加機会や就労の機会を確保していくことが重要です。

#### 障害者手帳所持者数等に関する調（H29.3 末現在）

単位：人

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 身体障害者手帳            | 866 |
| 療育手帳               | 192 |
| 精神障害者保健福祉手帳        | 135 |
| 自立支援医療費（精神通院医療）受給者 | 284 |

※それぞれ千葉県において交付される。



ポスター（横芝小学校 6年 片岡歩乃花さん）

#### 関連する分野計画

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 第 3 次障害者基本計画 | 2018 年度～2023 年度 |
| 第 5 期障害福祉計画  | 2018 年度～2020 年度 |
| 第 1 期障害児福祉計画 | 2018 年度～2020 年度 |

## ● 基本方針 ●

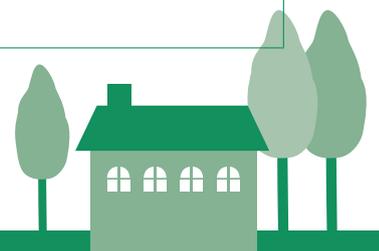
障害のある人が、住み慣れた地域で必要な支援を受けることができるよう、サービスの提供体制を充実するとともに、地域の理解を深め、地域での活動機会や就労の機会を充実します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                | 現状値  | 目標値(2021年度) |
|--------------------|------|-------------|
| サービス等利用計画相談支援利用者数  | 185人 | 205人        |
| 地域定着支援利用者数         | 14人  | 18人         |
| 障害者就業・生活支援センター登録者数 | 90人  | 98人         |

## ● 施策 ●

|   |   |
|---|---|
| <b>施策1 障害者の地域生活の支援</b>  |   |
| 障害者基本計画、障害福祉計画および障害児福祉計画(以下「障害者福祉計画」という。)に基づき、障害者や介護者などのニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、広域での連携による地域支援体制の強化や障害者差別の解消を図るとともに、障害児の療育支援体制の推進を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者福祉計画の推進と適切な見直し</li> <li>② 障害者支援の充実</li> <li>③ 障害者支援体制の広域連携の推進</li> <li>④ 地域療育ネットワークの推進</li> </ul> |
| <b>施策2 暮らしやすい環境の整備</b>  |   |
| 障害の有無にかかわらず、日常のコミュニケーションを円滑にし、スムーズに移動できるよう支援します。また、災害時などにおける連絡体制、福祉避難所の拡充を図ります。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者への生活支援の充実</li> <li>② 地域支援体制や情報提供の充実</li> </ul>  |
| <b>施策3 障害に対する理解の促進</b>  |   |
| 地域活動や学校教育を通じて、障害者に対する理解を促し、交流を図ります。また、関係機関との連携により企業の理解を促し、情報提供・マッチングを進め、障害者の雇用を促進します。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉教育の充実</li> <li>② 障害者の社会参加の推進</li> <li>③ 障害者雇用の促進</li> </ul>  |
| <b>施策4 各種専門機関との連携</b>   |   |
| 個性に応じて、教育を受け、就労の機会を得られるよう、関係機関との連携支援体制の推進を図ります。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別支援教育の推進</li> <li>② 障害者就労の支援</li> </ul>   |

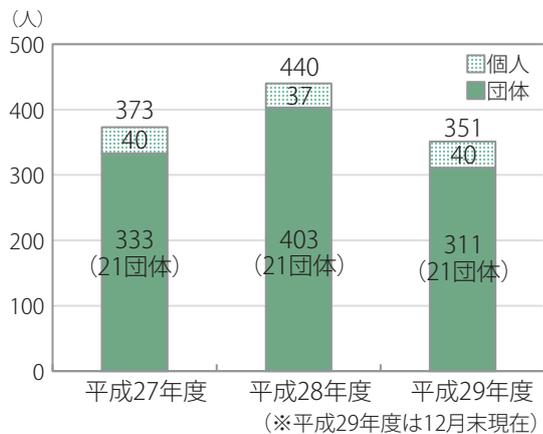


## 4. 地域福祉

### ● 現状と課題 ●

- 安心と安全の確立は地域で生活する前提となりますが、少子高齢化が進行し、公的な福祉サービスだけで必要な支援を提供することは困難な状況となっています。軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズの把握、複合的な問題を抱える人への対応など、現行の仕組みだけでは対応しきれない多様な生活課題に対応することが重要です。
- また、核家族化や独居世帯の増加などにより、地域のつながりが希薄になり、見守りや支え合いの機能が弱まっているため、地域における共助の意識を高める必要があります。
- 本町では、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する住民の意識啓発、災害時の避難行動支援の仕組みづくりなどを進めています。ボランティア組織の構築をはじめとした地域福祉活動の基盤整備、保健・医療・福祉間の情報共有や連携強化が課題となっています。
- また、高齢化が一層進行していく中で、誰もが社会に平等に参加できるよう、ニーズに応じた配慮をし、公共および民間の施設や情報のバリアフリー<sup>※1</sup>化を進める必要があります。
- 今後は、子育てや高齢者の見守りなど、地域における多様なニーズに対応するため、共助の拡充が求められます。住民やボランティア団体、NPOが主体となり、地域の生活課題の解決に向けて活動するために、地域福祉活動の基盤整備やネットワークづくりを進めることが重要です。

横芝光町ボランティア連絡協議会登録者数



白浜地区敬老会

※1 障害者や高齢者が社会生活をする上での障壁を取り除くこと。段差解消などハード面の改善のほか、社会的、制度的、心理的な障壁などソフト面を含む。

## ● 基本方針 ●

誰もが必要な支援を受けながら、地域で安心・安全に暮らせるよう、住民・団体・企業などが協力して、地域全体で支え合う体制をつくとともに、利用しやすい施設の整備を進めます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名        | 現状値  | 目標値(2021年度) |
|------------|------|-------------|
| ボランティア登録者数 | 351人 | 400人        |

## ● 施策 ●

| 施策1   | 地域共助の意識の醸成  |
|---|---|
| 社会福祉協議会と連携し、学校教育や社会教育、交流活動を通じて、地域福祉について理解を深めるとともに、地域における共助の意識を醸成します。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉への知識の喚起と醸成</li> <li>② 地域福祉教育の推進</li> </ul>                             |
| 施策2   | 地域福祉体制の充実   |
| 安心できる地域福祉体制を構築するため、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員児童委員、保健師、医師などと連携し、ニーズの把握と適切な対応を図ります。また、ボランティアの軸となる組織を構築し、ボランティア団体間のネットワーク化を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安心できる地域福祉体制づくり</li> <li>② ボランティア活動の強化と促進</li> <li>③ 保健や医療との連携強化</li> </ul> |
| 施策3   | ユニバーサルデザインのまちづくり  |
| 誰もが安全に日常生活を営めるよう、民間施設のバリアフリー化を継続して働きかけていきます。また情報のバリアフリー化も進めるほか、すべての人が使いやすいユニバーサルデザイン <sup>※2</sup> を推進します。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 民間施設のバリアフリー化</li> <li>② 情報のバリアフリー化</li> <li>③ ユニバーサルデザインの推進</li> </ul>     |

※2 年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なように、製品やサービス、環境などをデザインすること。

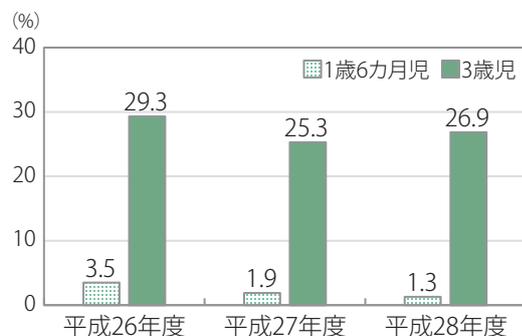


## 5. 保健・医療

### ● 現状と課題 ●

- わが国は、世界有数の長寿国となる一方、疾病構造が変化し、がんや糖尿病など生活習慣病の占める割合が大きくなっています。また、高齢化の進行に伴って、生活習慣病のさらなる増加が見込まれています。
- 高齢期になっても生き生きと自分らしく暮らすためには、生涯にわたる心身の健康づくりが重要となります。このため、食事や運動などの生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防するとともに、認知症や寝たきりにならずに生活できる「健康寿命」の延伸を図ることが必要です。
- 本町では、各種健診や予防接種などの健康関連情報を住民に提供し、周知するとともに、学校教育や社会教育を通じた食育を推進し、健康づくりの意識醸成を図っています。健康づくりセンター「プラム」を拠点とした健診などを実施していますが、今後は、がん検診や特定健診の受診体制を充実し、受診率のさらなる向上を図る必要があります。また、歯の寿命を延ばすため、幼児期からの歯の健康づくりも欠かせません。
- 町立東陽病院は、一般病床と療養病床を合わせ 100 床あり、内科や外科をはじめとした診察、夜間休日の救急受け入れなどに対応していますが、医師や看護師の確保が大きな課題となっています。
- 今後、団塊の世代が 75 歳以上となり、人口に占める高齢者割合が高くなることから、地域に根ざした病院が果たす役割は、一層重要となります。介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、在宅医療を充実し、近隣病院や診療所、老人福祉施設、町などとさらなる連携を図り、住民のニーズに応える病院としていく必要があります。

健康診査むし歯保有率



歯科診察の様子

### 関連する分野計画

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 健康増進計画及び自殺対策計画   | 2018 年度～2027 年度       |
| 千葉県保健医療計画（第 7 次） | 2018 年度～2023 年度       |
| 東陽病院新改革プラン       | 2017（平成 29）年度～2020 年度 |

## ● 基本方針 ●

生涯にわたり心身共に健康であるため、一人ひとりの健康づくりの意識を醸成し、日常的な健康づくりを支援するとともに、地域における保健・医療体制を充実します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名         | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|-------------|-------|-------------|
| 1歳6カ月児のむし歯率 | 1.3%  | 0.7%        |
| 3歳児のむし歯率    | 26.9% | 20.0%       |
| がん検診受診率     | 15.5% | 19.0%       |
| 東陽病院診療科数    | 10科   | 10科         |
| 病床利用率の向上    | 64.2% | 77.0%       |

## ● 施策 ●

|  |   |
|--|---|
| <b>施策1 健康づくり意識・理解の向上</b>   |   |
| 学校教育や社会教育を通じて、健康づくりに対する意識や理解の向上を促し、健康相談を実施するとともに、健康まつりや食育の推進など地域における健康づくり活動を支援します。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康関連情報の提供と相談体制の充実</li> <li>②健康づくり活動の充実</li> </ul>         |
| <b>施策2 健康づくりの推進</b>  |   |
| 生活習慣病などの予防や健康づくりのため、健康づくりセンターの機能を向上し、住民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、健康診査や各種検診を周知し、受診を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康づくり対策の推進</li> <li>②健康診査・各種検診の充実</li> </ul>              |
| <b>施策3 医療体制の整備</b>   |   |
| 住民が安心できる医療体制を整備するため、医療人材の確保に努めるとともに、地域の医療機関や町の保健・福祉部門と連携しながら、東陽病院の機能充実を図ります。         | <ul style="list-style-type: none"> <li>①医師の確保</li> <li>②東陽病院の機能の充実</li> <li>③保健・福祉との連携</li> </ul> |

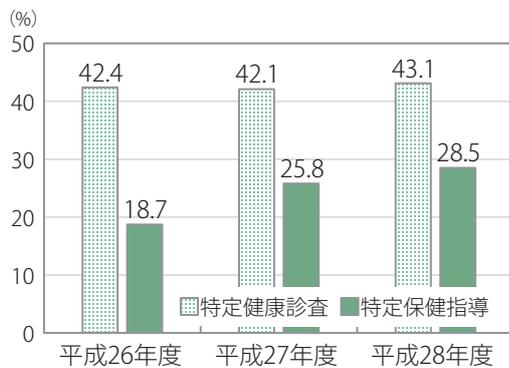


## 6. 社会保険

### ● 現状と課題 ●

- わが国では、高齢化に伴い医療や介護などの社会保険にかかる支出が増加傾向にあります。一方、労働力の中心となる15～64歳人口（生産年齢人口）の減少により社会保険を賄うための資金が不足しており、国民の生活を保障するための公的な保険制度の維持が困難となっています。
- こうした中、国民健康保険制度については、2018年度から都道府県が財政運営の責任主体となることで制度の安定化を図り、安定的な財政運営や事業の効率化を目指しています。
- 本町では、生活習慣病予防のための特定健康診査や特定保健指導などにより、国民健康保険被保険者の健康増進と医療費の適正化を図っています。今後は、県との連携の下、財源の確保および安定的な運営に向け、制度の周知や保健事業の推進、国民健康保険税収納率の向上を図ることが必要です。
- 介護保険制度については、今後、高齢化の進行に伴い、制度の利用者の増加が想定されることから、健全で安定した財政運営とサービスの確保が課題となります。地域包括支援センターとの連携をさらに強化し、介護予防、高齢者の権利擁護、総合相談支援などを推進することが重要です。
- 後期高齢者医療制度については、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、被保険者に対して分かりやすい制度の説明と普及啓発に努めていく必要があります。

### 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率



特定保健指導

### 関連する分野計画

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 | 2018年度～2020年度 |
| 第2期データヘルス計画           | 2018年度～2023年度 |
| 第3期特定健康診査等実施計画        | 2018年度～2023年度 |

## ● 基本方針 ●

病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることができるとともに、介護が必要な人を社会全体で支えるため、医療・介護などの社会保険制度への理解を促し、健康増進や介護予防を推進して、制度の健全な運営を図ります。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                    | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|------------------------|-------|-------------|
| 特定健康診査の受診率             | 43.1% | 53.0%       |
| 特定保健指導の実施率             | 28.5% | 45.0%       |
| 特定健康診査受診者における糖尿病予備軍の割合 | 55.5% | 52.0%       |
| 国民健康保険税の収納率            | 92.7% | 93.9%       |

## ● 施策 ●

| 施策1   | 国民健康保険事業の推進  |
|---|--|
| 国民健康保険制度の維持と安定した運営の確保のため、県との連携の下、制度の周知と保険税の収納率向上を図ります。また、住民の健康づくりと疾病予防を促進し、医療費の適正化を図ります。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>①国民健康保険制度の安定的な運営</li> <li>②健康づくり事業の推進と医療費の抑制</li> </ul> |
| 施策2   | 介護保険制度の健全運営  |
| 介護保険制度についての住民の理解を促し、介護予防の充実や給付の適正化により介護保険制度の健全な運営に努めます。また、地域包括支援センターと連携し、適切な介護サービスを提供します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険制度の周知と事業の健全な運営</li> <li>②地域包括支援センターとの連携</li> </ul> |
| 施策3   | 後期高齢者医療制度の推進   |
| 後期高齢者を対象とした医療制度を健全に運営するため、千葉県後期高齢者医療広域連合との連携の下、制度の周知や医療費の抑制を図ります。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>①後期高齢者医療制度の周知と充実</li> <li>②後期高齢者医療制度の健全な運営</li> </ul>   |



## ● 第2章 ●

# ● 豊かな心と郷土愛を育むまち ●

## 1. 学校教育

### ● 現状と課題 ●

- 少子高齢化・グローバル化・情報化などが急激に進む社会の中で、主体的に考え、他者と協働しながら課題を解決する力や、新たな価値を創造する力、社会的・職業的に自立する力が求められています。
- また、確かな学力に加え、知識を活用するためのアクティブ・ラーニング<sup>※1</sup>、協働型・双方向型学習、外国語教育や異文化理解教育、ICT（情報通信技術）教育など、新学習指導要領で求められている教育内容への対応が必要です。
- そのためには、教育課程における負担軽減や、安全・安心して学習できる環境の整備など、誰もがアクセスできる多様な学習機会を確保することが重要です。加えて、地域における多様な人々との交流を通じて、協調性やコミュニケーション能力を養えるよう、社会全体で人材を育成する環境を整える必要があります。
- 本町では、学力向上推進モデル校を指定し、教員の学習指導力向上とともに学力の定着が図られてきましたが、さらなる学習指導力の向上のため、新学習指導要領に係る研修が求められています。また、教職員が心身共に健康で落ち着いた状態で児童・生徒と向き合うため、教職員の勤務時間の適正化が重要となっています。
- 施設面に関しては、町内小中学校の建物の耐震化はすべて完了しましたが、非構造部材（内壁・照明器具・天井など）の耐震化や老朽化した空調設備の更新などが必要です。また、児童・生徒数の減少を考慮しつつ、適正な学校配置や学級編成を推進していく必要があります。
- 防犯対策や防災教育においては、学校・家庭・地域・関連機関が連携をさらに進め、安全な教育環境を充実させていくことが課題となっています。

#### 小中学校における教育 ICT 機器等整備状況 (H29.12 末現在)

|                 |      |
|-----------------|------|
| 校内 LAN 整備率      | 100% |
| 無線化 (Wi-Fi) 整備率 | 0%   |
| タブレット端末導入率      | 0%   |



光中学校

#### 学校施設非構造部材の耐震化状況 (H29.12 末現在)

|       |      |
|-------|------|
| 対象施設数 | 23 棟 |
| 耐震化済数 | 4 棟  |
| 耐震化率  | 17%  |



横芝中学校

※1 教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

## ● 基本方針 ●

児童・生徒一人ひとりが、自立して社会を生きる力を身につけられるよう、確かな学力を基礎として主体的に課題を探究・解決する力の醸成を図ります。また、家庭や地域との交流を通じ、他者と力を合わせて新たな価値を創造する力を育てます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                                 | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|-------------------------------------|-------|-------------|
| 教育 ICT 機器の充実(児童生徒一人当たりのタブレット端末保有台数) | 0 台   | 1 台         |
| 学校施設非構造部材耐震化(全学校の棟別における改修済棟数の割合)    | 17.0% | 100.0%      |
| 実用英語技能検定取得率                         | 65.7% | 90.0%       |

## ● 施策 ●

|   |   |
|---|---|
| <b>施策 1</b>   | <b>教育内容の充実</b>  |
| <p>情報化・グローバル社会で、自ら考え課題解決ができる力を養うため、アクティブ・ラーニングや外国語活動、特別な教科道徳、プログラミング学習<sup>※2</sup>などの教育内容の充実とともに、それらに必要な ICT 環境の整備を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学習状況を踏まえた学力の向上</li> <li>② 児童・生徒の人間関係力の強化</li> <li>③ 多様な教育事業の推進</li> <li>④ キャリア教育<sup>※3</sup>の推進</li> <li>⑤ 日常生活における規範意識の醸成</li> </ul> |
| <b>施策 2</b>   | <b>学校運営の充実</b>  |
| <p>多様な児童・生徒のニーズに対応できるよう、教員の学習指導力向上のための研修の充実を図ります。また、教職員の勤務時間の適正化を進めるとともに、信頼される学校運営体制の構築に努めます。</p>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 信頼される学校運営体制の構築</li> <li>② 教職員研修の充実と学習指導力の向上</li> <li>③ 教育活動の推進</li> </ul>  |
| <b>施策 3</b>   | <b>教育環境の整備</b>  |
| <p>家庭・地域と連携しながら防犯対策・防災教育を実施し、安心して開かれた学校づくりを推進します。また、老朽化した設備の更新や耐震化をさらに進めるとともに、将来における学校適正配置の状況を反映し、教育施設の充実を図ります。</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安心できる教育環境の維持</li> <li>② 安全で快適な教育施設の整備</li> </ul>   |

※2 コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習。

※3 児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。



## 2. 青少年育成

### ● 現状と課題 ●

- 青少年が基本的な生活習慣を基礎に社会的に自立し、自己肯定感とともに規範意識や思いやりの心を育むには、家庭だけでなく地域の力が必要です。社会全体で青少年育成を進めていくため、より緊密な家庭・学校・地域社会の連携が求められています。
- 本町では、広報活動による普及促進や補助金の交付などにより、スポーツ少年団の活動支援を行っています。今後は、県主催の研修会への参加だけでなく、町独自の取組により指導者の育成を図る必要があります。
- また、地域全体で青少年育成を推進するため、関係団体との連携を図りながら、全町的なネットワーク網として青少年について検討する組織の充実が求められており、今後、具体的な取組を進めていく必要があります。
- 親子関係のあり方、教育の不安などに関し家庭に対して支援を行う上では、個々の状況を踏まえた対応が必要です。そのため、家庭教育学級の実施や、家庭教育指導員による相談窓口の設置などのきめ細やかな支援により、家庭での教育力向上を図っています。今後は子育てを支援する学習プログラムや講座の開発が必要とされています。

#### 青少年育成関係団体主催事業（H 29 年度）

|                       |                            |                               |
|-----------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 連<br>絡<br>協<br>議<br>会 | 青<br>少<br>年<br>相<br>談<br>員 | 青少年を見守り隊（夏・冬）                 |
|                       |                            | 小学6年生のつどい<br>～サマーキャンプ in もてぎ～ |
|                       |                            | 青少年のつどい大会（ウォークラリー）            |
|                       |                            | レクリエーション事業                    |
|                       |                            | スキー&スノーボード教室                  |
|                       |                            | 小・中学校卒業記念品の贈呈                 |
| 連<br>絡<br>協<br>議<br>会 | 子<br>ど<br>も<br>会<br>育<br>成 | 県民の日を楽しもう♪                    |
|                       |                            | 初級ジュニアリーダー研修会<br>（前期・後期）      |
|                       |                            | 夏季ジュニアリーダー研修会<br>（会場：長柄町・鴨川市） |
|                       |                            | 体験教室（餅つき体験 ほか）                |
|                       |                            | スキー&スノーボード教室                  |



ジュニアリーダー研修

## ● 基本方針 ●

リーダーシップと協調性を備えた次世代を担う青少年を育成するため、家庭・学校・地域が相互に連携して家庭の教育力向上を図るとともに、青少年が地域で活躍できる機会を増やすため、多様な青少年活動の実施を促進します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名             | 現状値  | 目標値(2021年度) |
|-----------------|------|-------------|
| 「ジュニアリーダー」の養成人数 | 0人   | 5人          |
| 青少年育成関係団体主催事業数  | 11事業 | 14事業        |

## ● 施策 ●

| 施策1  | 青少年の健全育成  |
|--|---|
| 「横芝光町青少年育成町民会議」を軸に関連団体との連携を図り、次世代を担う青少年の健全な育成を推進します。また、ジュニアリーダー研修を促進し、青少年リーダーの育成に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 青少年健全育成支援組織の充実</li> <li>② スポーツ少年団の普及と指導者の育成</li> <li>③ 青少年リーダーの育成</li> </ul> |

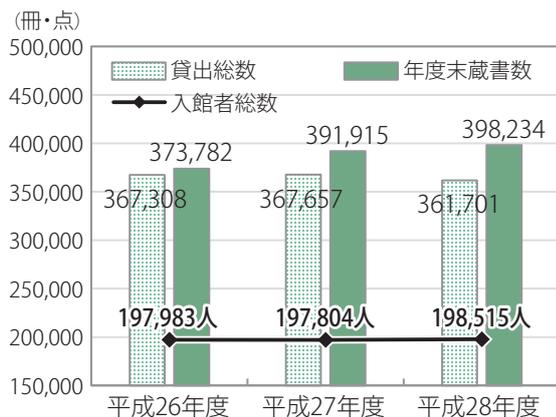


### 3. 生涯学習

#### ● 現状と課題 ●

- 近年、生涯学習の需要が高まるにつれて、学習内容・レベルの多様化が進み、年齢やライフステージ<sup>※1</sup>にとらわれず、誰もが趣味や自己実現のために自由に学習機会を選択し、学習の成果を社会に活かすことができる仕組みづくりが求められています。
- 本町では、図書館や生涯学習施設を拠点とした、自主的な関係団体による多種多様な学習活動が増えており、コミュニティの活性化や地域課題の解決に資することが期待されています。一方、関係団体主催の講座と町主催の講座に類似するものもあり、これらの関係性を検討するとともに、生涯学習施設の適切な管理により、環境を整備することが必要となっています。
- 地域の知識と情報の拠点となる図書館においては、各小中学校や保育所からの資料要望に応えるため、学校図書館との連携を強化しています。
- また、図書館資料の充実、施設の適切な維持管理、ホームページやブログ<sup>※2</sup>でのイベント情報の発信などにより、幅広い年代の利用者に活用されています。
- 図書館利用者（入館者）数の増加を目指し、住民交流拠点の魅力向上のために、ホームページのさらなる利便性向上などの取組が必要となっています。

町立図書館利用状況等



町立図書館

#### 関連する分野計画

子ども読書活動推進計画（第3次）

2017（平成29）年度～2021年度

※1 人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

※2 ホームページを簡単に作成することができるシステム。自分の意見や感想を日記風に記して、それに対する感想などを閲覧者が自由にコメントできる形式のWebサイト。

## ● 基本方針 ●

多様なニーズに合った生涯学習の機会や場を提供するとともに、住民の生涯学習の成果が自己実現とともに社会にも活かされるよう、地域の交流や課題解決につながる自主的な活動を支援します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名          | 現状値      | 目標値(2021年度) |
|--------------|----------|-------------|
| 生涯学習施設利用者数   | 68,400人  | 72,000人     |
| 講座開催数        | 12講座     | 15講座        |
| 図書館利用者(入館者)数 | 198,515人 | 202,000人    |

## ● 施策 ●

| 施策1   | 生涯学習環境の充実  |
|---|--|
| <p>学習プログラムの充実や指導する人材の確保・育成を進めます。また、各種クラブやサークルなどの団体との連携により、多様な生涯学習の機会の拡充を図ります。</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学習プログラムの充実</li> <li>② 生涯学習施設の管理</li> <li>③ 施設の維持改修</li> </ul>                               |
| 施策2   | 図書館機能の充実   |
| <p>学校や保育所との連携を強化し、子育て中の保護者と乳幼児に対する支援の充実を図ります。また、情報発信機能の充実と利便性向上を通じ、住民交流拠点の一つとして活用します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 図書館と学校図書館の連携</li> <li>② 地域の情報発信と交流拠点機能の充実</li> <li>③ 図書館資料の充実</li> <li>④ 施設の維持改修</li> </ul> |



## 4. 文化振興

### ● 現状と課題 ●

- 文化は豊かな創造力と感性を育み、他者との共感を通じた相互理解を促すなど、社会の基盤ともいえる役割を持っています。わが国は地域の特色ある文化活動を推進するため、多様な担い手の育成を図っているほか、地域住民の愛郷心を育み、地域活性化の資源ともなる各地の歴史に根差した伝統の保存活用を推進しています。
- 本町は、国指定史跡の芝山古墳群や国重要無形民俗文化財の鬼来迎のほか、県指定の6文化財、町指定の29文化財を有しています。また、実測により初めて正確な日本地図を作成した伊能忠敬や、日本のソーセージの父と称される大木市蔵など、多くの偉人を輩出してきました。
- 本町はこれまで、文化財の適正管理・保存に努めるとともに、民俗芸能の伝承活動を担う団体への支援や、町文化祭の開催などを通じて、地域文化の振興を図ってきました。
- 今後も引き続き、地域住民の文化鑑賞機会の充実が求められるほか、民俗芸能の保存に向けた、継承者の育成支援も必要です。また、民俗芸能や歴史などを地域資源ととらえ、生涯学習の素材として活かし、郷土文化に対する住民の理解を深めていくとともに、交流人口の増加など、地域活性化を見据えた取組も求められます。
- 歴史・文化資産の発掘に向けた講座・訪問活動については、体制面などについて検討していく必要があります。

#### 指定文化財一覧

| 区分           | 指定物件の名称  |
|--------------|--|
| 国指定<br>(2件)  | 芝山古墳群(殿塚・姫塚)<br>鬼来迎  |
| 県指定<br>(6件)  | 海保漁村先生誕生之處<br>古屋薬王院 木造薬師如来立像<br>小川台隆台寺 銅造阿弥陀如来<br>及び両脇侍立像<br>辻観音院 木造阿弥陀如来坐像<br>篠本新善光寺 銅造阿弥陀如来<br>及び両脇侍立像<br>広済寺の鬼来迎面 |
| 町指定<br>(29件) | 成田山御本尊不動明王御上陸之地<br>中台梯子獅子<br>屋形四社神社里神楽 ほか  |



鬼来迎

## ● 基本方針 ●

住民の愛郷心を育む郷土文化を地域資源の核と捉え、伝統に立脚した文化振興に取り組みます。このため、有形無形の文化財の保全に努めるほか、住民が文化に親しむ機会を積極的に設け、郷土の資源に対する関心を醸成します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名         | 現状値    | 目標値(2021年度) |
|-------------|--------|-------------|
| 町民ギャラリー来場者数 | 4,200人 | 4,800人      |
| 文化祭参加団体数    | 110団体  | 120団体       |
| 文化祭来場者数     | 3,840人 | 4,000人      |

## ● 施策 ●

| 施策1   | 文化資産の保全・活用  |
|---|---|
| 文化財の保全・活用に努め、民俗芸能の伝承活動の活性化を促進します。また、文化財の調査研究を進めるとともに、地域文化の積極的な発信に取り組めます。    | <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化財の適正管理と保存</li> <li>②民俗芸能の伝承活動の活性化</li> <li>③歴史・文化資産の発掘、活用</li> <li>④ふるさと歴史訪問活動の充実</li> <li>⑤文化財情報の発信</li> </ul> |
| 施策2   | 芸術・文化活動の振興  |
| 住民が文化に触れたり、日ごろの学習成果を発表する場を積極的に設けます。また、町の文化活動の中心となるリーダーの育成に努め、活動全体の活性化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①イベント情報の発信</li> <li>②文化鑑賞機会の充実</li> <li>③地域住民の文化活動への参加促進</li> <li>④文化活動団体への支援</li> <li>⑤文化活動リーダーの育成</li> </ul>     |

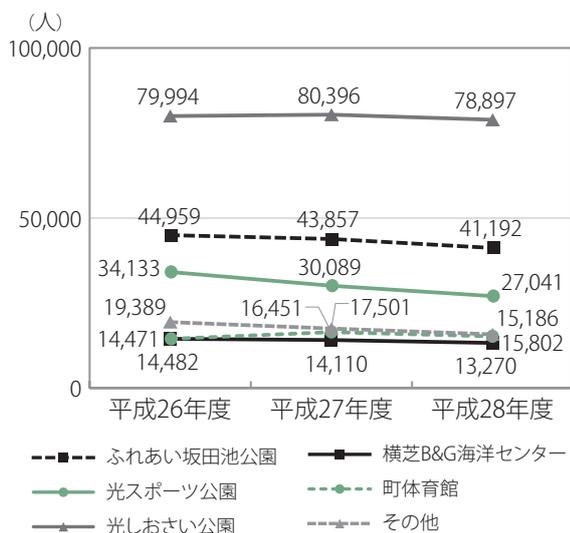


## 5. スポーツ振興

### ● 現状と課題 ●

- スポーツは、体を動かすという人間の根源的欲求を満たし、達成感や連帯感など、精神的な充足をもたらします。わが国は、スポーツ参画人口の拡大に向けて、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツ活動を推進しており、国民の体力向上のみならず、共生社会の実現や経済・地域活性化も見据えた取組を進めています。
- スポーツ健康都市を宣言している本町では、住民がスポーツに親しむことを通じて、連帯感を深め、健康で生きがいある生活を送れるよう、各種スポーツ団体を支援したり、全小中学校の施設を地域に開放するなど、地域スポーツの振興を図っています。毎年開催している町民体育祭も、世代間の交流に大きく貢献しています。
- スポーツ推進体制については、体育協会と連携し、イベントの運営やスポーツ少年団の活動を支援しているほか、スポーツの普及に向けた多様な人材の育成にも取り組んでいます。少子高齢化に伴い、活動力の維持などが懸念されるところですが、地域の連帯感の醸成、健康づくりのためにも、さらに活性化していく必要があります。
- 今後は、町の魅力である水辺を活かしたウォータースポーツの普及など、交流人口の増加を見据えた取組も求められます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、スポーツに対する住民の意識を高め、スポーツ参画人口を増加させるための取組を強化する必要があります。
- スポーツの基盤となる体育施設については、利用者構成の変化、施設の老朽化対策を見据え、効率的な維持管理、適正配置を検討する必要があります。

社会体育施設の利用状況



体育祭

### 関連する分野計画

公共施設等総合管理計画

2017 (平成 29) 年度～2026 年度

## ● 基本方針 ●

町全体のスポーツ活動を活性化させ、住民の健康づくりや生きがいづくりにつなげます。このため、体育施設の維持管理・地域開放や大会運営支援などを通じ、住民がスポーツに親しめる機会を確保するほか、スポーツにかかわる多様な人材の育成などに努めます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名        | 現状値      | 目標値(2021年度) |
|------------|----------|-------------|
| 社会体育施設利用者数 | 191,388人 | 195,000人    |
| 体育祭参加者数    | 3,200人   | 3,500人      |

## ● 施策 ●

| 施策1  | スポーツ・レクリエーションの振興   |
|--|--|
| 住民が生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりに向け、体育施設を適切に維持管理し、学校施設を地域に開放します。また、各種団体の大会運営を支援するほか、町の魅力である水辺を活かしたウォータースポーツの普及を促進し、スポーツ活動の活性化に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会体育施設の維持管理</li> <li>② 社会体育施設の適正配置</li> <li>③ 各種団体の大会運営への支援</li> <li>④ 学校施設の地域開放</li> <li>⑤ ウォータースポーツの普及促進</li> </ul> |
| 施策2  | スポーツを通じた健康づくり  |
| 住民一人ひとりが体力、年齢、技術などに応じてスポーツを楽しみ、健康を保持・増進できる体制づくりに向け、町民体育祭など、交流事業を積極的に行います。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① スポーツを通じた交流事業の実施</li> </ul>  |
| 施策3  | スポーツ推進体制の充実  |
| スポーツ推進体制の充実に向け、各種スポーツ関係団体などの活動を支援するほか、スポーツにかかわる多様な人材の育成と活躍の場の確保に努めます。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 体育協会活動の支援</li> <li>② スポーツ推進委員活動の推進</li> <li>③ スポーツ少年団活動の支援</li> <li>④ スポーツ活動協力員活動の推進</li> </ul>                       |



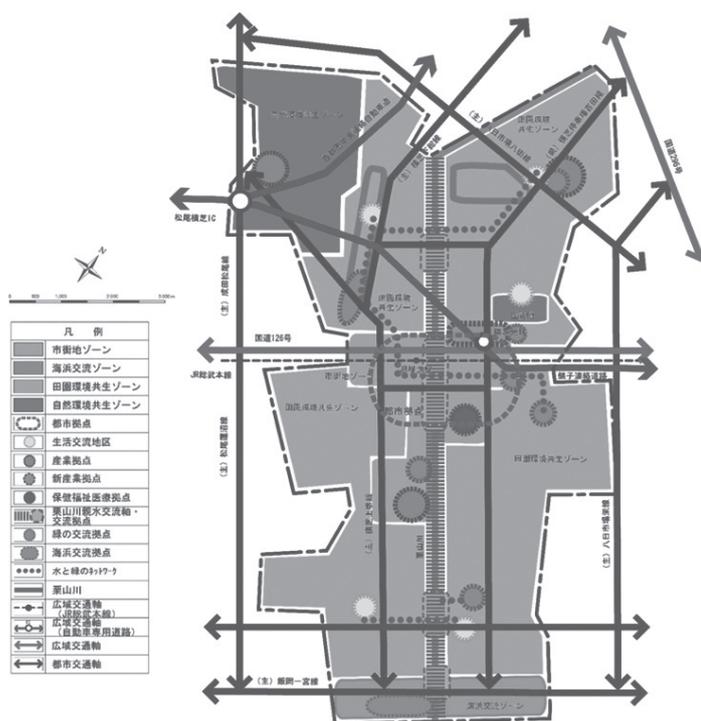
## ● 第3章 ●

# ● 自然と共生する住みやすいまち ●

## 1. 市街地整備

### ● 現状と課題 ●

- 市街地は、人や産業が集積し多彩な役割を担う、まちの活力の象徴ともいえる地域です。わが国では、限られた国土の有効利用のみならず、人口減少・少子高齢化時代を迎え、コンパクトな集約型市街地の整備などが進められています。
- 本町では、旧町単位であった都市計画区域を一元化するとともに、用途地域を見直し、計画的な土地利用の推進を図ってきました。また、JR横芝駅前広場の機能改善と周辺地区の防災・防犯機能の向上により、都市拠点の形成を図ってきたところです。
- 本町においても、少子高齢化、人口減少社会の進行から拡大・分散した市街地を集約して、自動車を運転できない高齢者でも、徒歩や公共交通で気軽に買い物や病院への通院ができる集約型都市づくりの必要性が高まっています。
- 今後は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備などを契機として都市機能の充実を図り、市街地の一層の利便性と安全性の向上に努めていくとともに、本町を取り巻く状況の変化に対応した土地利用の再検討なども求められます。
- また、横芝光 IC 周辺については、関係機関と継続的に協議して有効活用に向けていく必要があります。



将来都市構造図

### 関連する分野計画

都市計画マスタープラン

2012（平成24）年度～おおむね20年後

● 基本方針 ●

人・自然・文化が共生した、一体感のある人にやさしい都市づくりを進めます。このため、地域特性を活かしつつ、都市拠点を中心とした一体性ある集約型の都市づくりを行うとともに、利便性の向上を通じ快適で活力ある都市づくりに努めます。

● 成果指標 ●

| 指標名        | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|------------|-------|-------------|
| 都市計画道路の整備率 | 61.0% | 85.6%       |

● 施策 ●

| 施策1   | 特性を活かした都市計画  |
|---|--|
| 都市計画区域の一元化に伴い、本町としての一体的・計画的都市づくりを進めます。また、地域の実情を踏まえながら、用途地域の見直しを検討します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一体性のある都市づくりの推進</li> <li>② 用途地域の見直し</li> </ul>                       |
| 施策2   | 市街地の利便性の向上   |
| JR横芝駅周辺や横芝光IC周辺などの都市整備事業を促進し、駅周辺をはじめとした地域におけるにぎわいの創出、利便性の向上などを図ります。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 都市計画道路の整備</li> <li>② 横芝光IC周辺の整備促進</li> <li>③ 市街地整備の面的な検討</li> </ul> |

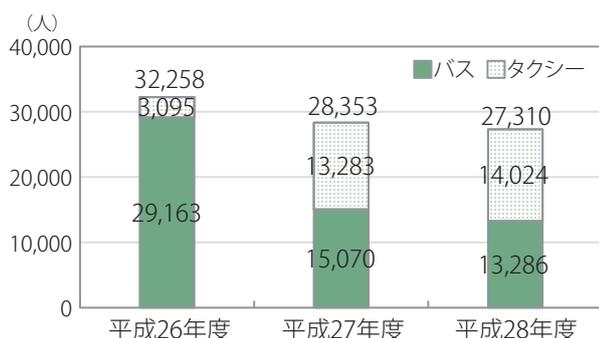


## 2. 道路・交通環境

### ● 現状と課題 ●

- 道路は、人々の生活や産業の振興のために不可欠な都市基盤です。高度経済成長期以降に整備された道路や橋梁などのインフラが一斉に老朽化することから、戦略的な維持管理・更新が全国的に求められています。
- 本町では、社会資本整備計画に基づき幹線道路および都市計画道路の整備を進め、町内交通の利便性向上を図ってきました。特に、栗山川架橋と取り付け道路の整備により、町の東西方向を結ぶ交通の利便性向上に努めてきたところです。併せて、住民生活に欠かせない歩道については、達成目標を上回って整備を進めました。
- 住民生活を支える生活道路については、拡幅工事や排水整備、補修などを行ってきました。一方で、幹線道路・生活道路とも工事から20年以上経過している路線が多く、路面の損傷も多く見られます。また、橋梁についても安全対策施設や沈下など修繕が必要とされる橋梁があるため、今後は、修繕計画に基づき工事を計画的に進め、道路利用者の安全な通行を確保する必要があります。
- 鉄道は JR 総武本線の横芝駅がありますが、駅のバリアフリー化や、駐車場、駐輪場、トイレなど駅周辺設備の維持管理が課題となっています。
- 循環バスについては、他の公共交通機関との接続を考慮し、効率性・利便性の向上に努めました。乗り合いタクシーについては2014（平成26）年12月より運行を開始し、利用者は増加傾向にありますが、高齢化の進行などを背景として、地域のニーズに即した交通体系づくりが求められています。
- 2016（平成28）年度の住民アンケート調査結果からは、少子高齢化が進む中、道路・交通環境の改善に対する高い期待が伺えます。このため、「地域公共交通網形成計画」の策定や「生活交通確保維持改善計画」の充実・改善により交通網整備の全体像を明らかにしながら、計画的に公共交通の利便性向上などに取り組んでいく必要があります。

町内循環バスおよび乗り合いタクシー利用者数



JR横芝駅前

### 関連する分野計画

都市計画マスタープラン

2012（平成24）年度～おおむね20年後

● 基本方針 ●

地域の活性化と利便性向上を図っていくため、計画的に道路・交通環境を整備します。このため、広域幹線道路網の整備を促進するとともに、便利で安全な町道の整備を進めます。併せて、ニーズを踏まえながら公共交通機関の維持・充実に努めます。

● 成果指標 ●

| 指標名                   | 現状値     | 目標値(2021年度) |
|-----------------------|---------|-------------|
| 幹線町道の改良率              | 95.9%   | 98.0%       |
| 町内循環バスおよび乗り合いタクシー利用者数 | 27,310人 | 30,000人     |

● 施策 ●

| 施策1   | 幹線道路の整備   |
|---|---|
| 県など関係機関との連携を図りながら、本町の骨格をなす幹線道路の整備並びに延命対策を進めます。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 幹線町道の整備</li> <li>② 道路施設の延命対策</li> <li>③ 国道・県道の整備促進</li> </ul>  |
| 施策2   | 生活道路の充実   |
| 住民生活の利便性と安全性を高めるため、集落内の道路など生活道路の補修修繕を計画的に進めるとともに、地域の協力を得ながら美しく快適な道路環境をつくれます。            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活道路の整備</li> <li>② 交通安全施設の整備</li> <li>③ 協働による道路環境美化</li> </ul>   |
| 施策3   | 公共交通機能の充実促進   |
| 「地域公共交通網形成計画」を策定し、関係機関との連携の下、ニーズを的確に捉えながら公共交通機能の充実を図ります。また、横芝駅の充実を図るため、JRに対して各種要望を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 鉄道(横芝駅)の充実の要望</li> <li>② 生活路線バスの運行</li> <li>③ 循環バスおよび乗り合いタクシーの効率性・利便性の向上</li> <li>④ 空港シャトルバスの運行</li> <li>⑤ 新たな公共交通の検討</li> </ul> |

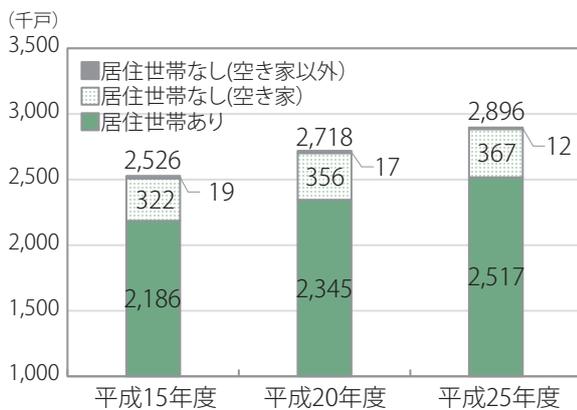


### 3. 住まい

#### ● 現状と課題 ●

- 東日本大震災を契機に、改めて、地震や火災に強い住まいのあり方が求められています。また、少子高齢化が進む中、魅力的な住まいの建設を促していくとともに、空き家への対策なども求められています。
- 本町では、事業主との事前協議と千葉県主体のパトロールにより、民間宅地開発が適正に行われるよう指導してきました。併せて、地震や火災に強い住まいづくりに向け、耐震診断への支援や火災報知器の設置促進に努めてきたところです。
- 火災予防の観点から、火災報知機の設置拡充に向けた周知、啓発活動などの推進を図り、また、今後一人暮らしの高齢者が増加するため防火診断の実施などを促す必要があります。地震対策については、耐震改修を含めた補助制度の改正を検討する必要があります。
- 公営住宅については、長寿命化計画に基づき町営住宅の大規模改修を計画的に実施しました。また、県営住宅については、県に改修などを要望しています。
- また、安全・安心な居住環境を整えるため、空き家への対処が全国的にも問題となっていますが、本町においても空き家の実態を把握するとともに、所有者の意向調査などを行いながら、適正な管理方法を検討していく必要があります。

住宅総数と空き家の推移(千葉県)



宅地開発(イメージ)

#### 関連する分野計画

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 耐震改修促進計画   | 2016(平成28)年度～2020年度 |
| 町営住宅長寿命化計画 | 2012(平成24)年度～       |

● 基本方針 ●

快適な居住環境を整えるため、民間宅地開発が適正に行われるよう指導していくとともに、地震や火災に強い住まいづくりを進めます。また、安全・安心な居住環境を確保するため、町営住宅の維持管理に努めるとともに、空き家対策について検討していきます。

● 成果指標 ●

| 指標名                    | 現状値 | 目標値(2021年度) |
|------------------------|-----|-------------|
| 木造住宅耐震診断および耐震改修補助金交付件数 | 0件  | 5件          |
| 住宅リフォーム補助金交付件数         | 13件 | 15件         |

● 施策 ●

| 施策1   | 適正な宅地開発・住宅建築の促進 |                               |
|---|-----------------|-------------------------------|
| 無秩序な宅地開発を防止し快適な居住環境を維持・創出するため、民間宅地開発が適正に行われるよう指導します。また、地震や火災に備えた安心・安全な住まいづくりを支援します。 | ① 宅地開発の適正指導     | ② 耐震診断・改修の実施促進<br>③ 防火診断の実施促進 |
| 施策2   | 公営住宅の改善         |                               |
| 施設の老朽化に対応しながら、町営住宅を適正に維持管理します。県営住宅については、県に改修などを要望します。                               | ① 町営住宅の長寿命化の推進  | ② 県営住宅の充実の要望                  |
| 施策3   | 空き家対策           |                               |
| 安全・安心な居住環境を整えるため、空き家の実態を把握するとともに、所有者の意向などを把握しながら、空き家対策について検討していきます。                 | ① 空き家対策の検討・推進   |                               |

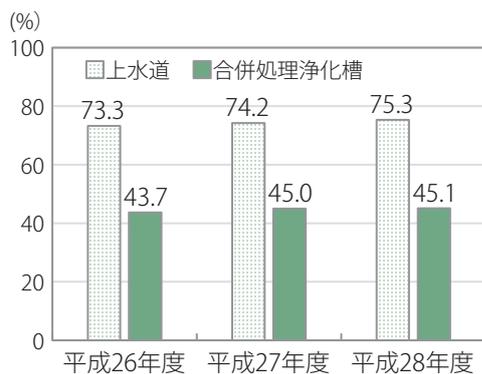


## 4. 上水道・下水処理

### ● 現状と課題 ●

- 安全でおいしい水は、暮らしに不可欠です。また、清潔で快適な生活環境を確保するためにも、適切な下水の処理が重要です。
- 本町の上水道は、栗山川より東側は八匠水道企業団、西側は山武郡市広域水道企業団が、それぞれ給水しています。施設の適正な維持管理や計画的な配水管の更新などに努めるとともに、水道事業体の広域統合に向けた検討が行われています。
- 今後も、老朽化した配水管の更新や水道事業体の広域統合に向けた検討を進め、暮らしを潤す上水道の充実に努めていく必要があります。
- 本町の下水処理については、2015（平成 27）年度に策定した「横芝光町污水適正処理構想」により合併処理浄化槽の設置を促進しています。また、木戸台・町原・小堤・牛熊・谷台・中台の各地区では、既設の農業集落排水施設により集合処理をしています。
- 今後も引き続き、単独浄化槽からの転換を含め合併処理浄化槽の設置を促すとともに、農業集落排水事業区域における接続促進、施設の適正な維持管理などに努め、快適に暮らせる環境を確保していく必要があります。

上水道・合併処理浄化槽普及率



配水管敷設替

### 関連する分野計画

污水適正処理構想

2016（平成 28）年度～2024 年度

● 基本方針 ●

安全でおいしい水を安定的に供給するため、老朽化した配水管の更新や水道事業体の広域統合に向けた検討を進めます。また、清潔で快適な生活環境確保のため、合併処理浄化槽の設置や農業集落排水への接続などを促進します。

● 成果指標 ●

| 指標名        | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|------------|-------|-------------|
| 上水道普及率     | 75.3% | 80.3%       |
| 合併処理浄化槽普及率 | 45.1% | 53.5%       |

● 施策 ●

| 施策1  | 上水道の整備   |
|--|--|
| 安全な水の安定供給のため、配水管の計画的更新などを促進するとともに、住民の意識向上を促しつつ、水道事業の経営効率化を図ります。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>①老朽配水管の計画的な更新促進</li> <li>②節水意識の普及啓発</li> <li>③水道事業の経営効率化</li> </ul> |
| 施策2  | 下水処理対策の推進  |
| 快適な生活環境確保のため、合併処理浄化槽の新規設置や単独浄化槽および汲み取り便槽からの転換を重点的に促進します。また、農業集落排水への接続や、施設の維持管理などを促します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①合併処理浄化槽の設置促進</li> <li>②農業集落排水施設の維持管理</li> </ul>                    |



## 5. 環境衛生

### ● 現状と課題 ●

- 住みやすい地域づくりを推進するためにも、生活環境の維持・改善が重要です。
- 本町では、ごみ収集処理について、横芝地域は山武郡市環境衛生組合、光地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合で実施していますが、2021年度から光地域についても、山武郡市環境衛生組合で処理することになります。今後も、持続可能な循環型社会への移行に向け、さらなるごみの減量化や資源の再利用などの取組を進めていく必要があります。
- し尿収集処理については、横芝地域は山武郡市広域行政組合、光地域は東総衛生組合が実施しています。し尿収集処理の広域化への対応とともに、水質を保全するため、既設浄化槽の適切な管理などを推進していく必要があります。
- 火葬場については、横芝地域は山武郡市広域行政組合、光地域は匝瑳市ほか二町環境衛生組合が施設を運営しています。両施設は、大規模改修などが完了しているため、今後は、施設を計画的に維持管理していく必要があります。
- 公害の防止などについては、住民・事業者などに対する意識啓発を進めながら、関係機関との連携の下に取組を進めています。特に、航空機騒音対策については空港周辺対策交付金を財源として相応の対策を既に実施していますが、成田国際空港のさらなる機能強化が検討されていることを踏まえ、「空港と共生する地域づくり」に向け、航空機騒音対策のさらなる充実と、地域振興に資する取組の実施促進が課題となっています。

町民一人一日当たりのごみ排出量



山武郡市環境衛生組合

● 基本方針 ●

衛生的で快適な生活環境を実現するため、ごみ収集処理・し尿収集処理などに関する意識啓発や体制の充実に努めます。また、成田国際空港と共生する地域づくりに向け、航空機騒音対策のさらなる充実と、地域振興に資する取組の実現に努めます。

● 成果指標 ●

| 指標名            | 現状値    | 目標値(2021年度) |
|----------------|--------|-------------|
| 町民一人一日当たりごみ排出量 | 0.69kg | 0.59kg      |

● 施策 ●

|  |                   |   |
|--|-------------------|---|
| <b>施策1</b>   | <b>ごみの適正な処理</b>   |   |
| 住民の意識高揚を促しながら、ごみの減量化に引き続き取り組みます。また、ごみ処理の広域化を見据えた体制整備に努めます。             |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一部事務組合の運営の充実</li> <li>② 循環型社会の構築</li> <li>③ 不法投棄防止対策の推進</li> </ul> |
| <b>施策2</b>   | <b>し尿の適正な処理</b>   |   |
| し尿収集処理の広域化を見据えた体制整備に努めるとともに、既設浄化槽の適正な管理を促します。                          |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一部事務組合の運営の充実</li> <li>② 合併処理浄化槽などの維持管理の推進</li> </ul>               |
| <b>施策3</b>   | <b>生活環境の保全</b>    |   |
| 関係機関などとの連携の下に、公害の防止や空き地の適正な管理指導などに努めます。                                |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公害防止の啓発</li> <li>② 空き地の適正管理指導</li> </ul>                           |
| <b>施策4</b>   | <b>火葬場利用の充実</b>   |   |
| 施設の計画的な維持管理に努めます。  |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 火葬場の適正管理</li> </ul>  |
| <b>施策5</b>   | <b>航空機騒音対策の充実</b> |   |
| 国・県・空港周辺市町、並びに成田国際空港との密接な連携の下、航空機騒音対策のさらなる充実と、地域振興に資する取組の実施促進に努めていきます。 |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 航空機騒音対策の充実</li> <li>② 空港と共生する地域づくり</li> </ul>                      |

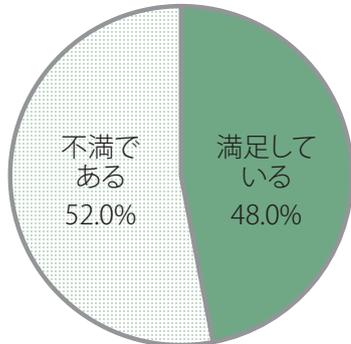


## 6. 環境・景観

### ● 現状と課題 ●

- 地球温暖化など、環境問題に対する関心が世界的規模で高まっており、わが国においても、温室効果ガス排出量の低減などに向けた取組が推進されています。
- 本町には、栗山川の水辺、九十九里浜の海辺、緑豊かな丘陵、広々とした田園といった自然的資源があり、これらが醸し出す本町ならではの風景は、世代を越えて伝えていきたい大切な財産です。
- 本町は、栗山川をはじめ町内各地域での環境美化活動や環境教育を通じ、環境保全に向けた意識の高揚に努めてきました。また、住民や事業者による太陽光発電システムや太陽熱利用システムの設置により再生可能エネルギーの活用を進めています。しかしその一方で、それらの設置に伴い、景観への影響など諸問題が懸念されます。
- 豊かな自然的資源は、歴史文化的資源と相まって本町の魅力を生み出しています。環境保全の側面のみならず、まちへの愛着を育んでいくためにも、住民・事業者などによる環境保全活動の充実を図っていく必要があります。

環境・景観施策に対する満足度  
(住民アンケート結果)



町内一日清掃

● 基本方針 ●

本町ならではの魅力である豊かな自然環境を守り、活かしていくため、住民・事業者などとの協働の下に、環境保全活動を推進します。また、美しい景観を維持・創出していくため、住民の参画を得ながら美化活動などを展開します。

● 成果指標 ●

| 指標名              | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|------------------|-------|-------------|
| 環境・景観施策に対する住民満足度 | 48.0% | 50.0%       |

● 施策 ●

| 施策1   | 環境の保全・活用  |
|---|---|
| <p>自然環境保全に関する意識啓発や環境教育の推進により、住民一人ひとりの参画を促します。また、環境基本計画の策定などを引き続き検討するとともに、再生可能エネルギーの活用促進に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境保全の意識啓発</li> <li>② 環境教育の推進</li> <li>③ 環境基本計画等の策定</li> <li>④ 環境保全活動、エコへの支援</li> </ul> |
| 施策2   | 景観の保全   |
| <p>本町の魅力を形づくる自然景観などの保全・創出に向け、住民の意識高揚と活動などへの参画を促しつつ、地域における活動の活性化を促進していきます。</p>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 景観整備への意識啓発</li> </ul>  |



## 7. 河川・海岸整備

### ● 現状と課題 ●

- 河川や海岸といった水辺は、地域を代表する自然的資源として、人々の憩いの場、学習や交流の場ともなっています。他方、災害を未然に防止するため、河川や海岸の計画的改修なども必要とされています。
- 本町には、九十九里平野で最大の河川である栗山川と、風光明媚な九十九里浜があり、いずれも県によって整備が行われています。
- 栗山川については、河川改修工事が実施されていますが今後とも積極的に要望活動を行い、改修を促進することが必要です。九十九里浜については、海岸侵食が進んでいるため、順次対策が実施されています。しかしながら、侵食対策が行われていない本町の尾垂浜から木戸浜にかけては、早急に侵食対策を実施し砂浜の持つ波浪の軽減や陸への波の進入を防ぐ防災機能を回復することは元より、白砂青松の九十九里海岸の風景を回復することが急務となっています。
- 栗山川と九十九里浜は、本町の大切な地域資源であり、観光・交流事業などでの有効活用も期待されていることから、今後も関係機関と連携しつつ、県に対し取組の早期実施を要望するとともに、住民によるボランティア活動の活性化を図りながら、水辺を美しく保っていく必要があります。

栗山川周辺環境ボランティア参加人数



栗山川周辺環境ボランティア

### 関連する分野計画

都市計画マスタープラン

2012(平成24)年度～おおむね20年後

● 基本方針 ●

大切な地域資源である河川や海岸を守り、これを有効活用していくため、災害防止対策と併せ、修景・親水空間の整備などを促していきます。また、住民によるボランティア活動の活性化を図りながら、河川や海岸を美しく保ちます。

● 成果指標 ●

| 指標名                                 | 現状値    | 目標値(2021年度) |
|-------------------------------------|--------|-------------|
| 栗山川周辺環境ボランティア参加人数                   | 1,046人 | 1,300人      |
| 小学校およびボランティア団体との協働による海岸クリーン活動への参加人数 | 980人   | 1,200人      |

● 施策 ●

| 施策1   | 栗山川の保全・活用  |
|---|--|
| 河川を改修し、修景・親水空間の整備を促します。また、清掃など住民によるボランティア活動の活性化を図るとともに、水辺のレジャーをはじめとする栗山川情報を発信します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 栗山川の改修の促進</li> <li>② 「ふるさとの川整備事業」の促進</li> <li>③ 環境ボランティアの育成・拡大</li> <li>④ 栗山川情報の発信</li> </ul> |
| 施策2   | 九十九里海岸の保全  |
| 海岸の侵食対策を促進するとともに、住民によるボランティア活動の活性化を図り、海岸を美しく保全します。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 海岸侵食対策の促進</li> <li>② 海岸清掃活動の推進</li> <li>③ 海岸への車両乗り入れの規制</li> </ul>                            |



## 8. 公園・緑地整備

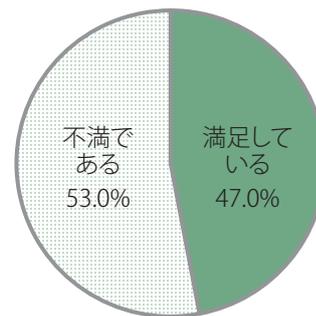
### ● 現状と課題 ●

- 公園・緑地は、人々の憩いの場となるだけでなく、文化、スポーツ、防災など、多様な機能を有しています。
- 本町では、海浜が県立九十九里自然公園に指定されているほか、自然豊かなふれあい坂田池公園やマリニピアくりやまがわ、歴史・文化的要素を活かした栗山平和公園や光文化の森公園、スポーツを楽しめる光スポーツ公園など、バラエティに富んだ公園が整備されています。
- 本町では、これらの公園について、草刈りなどの住民参画を得ながら、適切な維持管理と機能向上に取り組んでいるところです。
- また、特徴的景観である緑の田園風景を保全するため、多面的機能支払交付金<sup>※1</sup>事業を活用しながら、農村の環境保全に努めています。
- 既に多様な公園が整備されていますが、今後も公園・緑地維持管理と機能向上に努めるとともに、緑豊かな田園風景を保っていくことが大切です。

ふれあい坂田池公園利用者数



公園・緑地整備に対する満足度  
(住民アンケート結果)



ふれあい坂田池公園

### 関連する分野計画

都市計画マスタープラン

2012（平成 24）年度～おおむね 20 年後

※1 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業を支える共用の設備を維持管理する地域の共同活動に対する支援。

## ● 基本方針 ●

人々の憩いの場、文化・スポーツ活動の場、防災面での機能など、多様な役割を有する公園・緑地を保全するとともに有効に活用します。このため、住民の参画を得ながら、公園の維持管理と機能向上、まちの緑化運動活性化などに取り組みます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名               | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|-------------------|-------|-------------|
| 公園・緑地整備に対する住民満足度  | 47.0% | 60.0%       |
| わたしの街 緑づくり事業参加団体数 | 7団体   | 7団体         |

## ● 施策 ●

| 施策1  | 公園・緑地の保全と整備  |
|--|--|
| 住民の参画を得ながら公園・緑地の維持管理に努め、これらを利用しやすく、快適に保っていきます。また、公園が持つ多様な機能に着目しながら、魅力の向上に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① ふれあい坂田池公園と坂田城跡との連携・有効活用</li> <li>② 公園の維持管理</li> <li>③ 計画的な公園・広場の機能充実</li> </ul> |
| 施策2  | 緑化の推進  |
| 住民の緑化意識高揚に努めながら、緑化活動の活性化を図ります。また、交付金事業などを活用しながら、地域の創意工夫により緑豊かな田園風景を保全します。      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑化意識の向上</li> <li>② 田園風景の保全</li> </ul>   |



# ● 第4章 ●

## ● 安全で安心して暮らせるまち ●

### 1. 防災

#### ● 現状と課題 ●

- わが国は地震や津波に加え、台風、豪雨などの自然災害が発生しやすい地理的条件下にあります。東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生や、近年の局所的な豪雨の増加などを受け、災害に強いまちづくりが喫緊の課題となっています。
- 災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、被害を最小化し、人命を最優先する「減災」に向けた取組が進められている中、「自助」「共助」に向け、一人ひとりが防災意識を高めるとともに、地域のつながりを活かした自主防災組織の強化が求められています。また、高齢者、障害者、男女双方の視点を踏まえた防災体制の確立も必要です。
- 本町はこれまで、南海トラフ地震や首都直下型地震をにらんだ防災力強化に向け、地域防災計画の改訂や、津波対策施設の整備、自主防災組織の育成、民間企業などとの連携強化などに取り組んできました。また、年1回の防災訓練の実施や、防災出前講座などを通じた、防災意識の普及にも努めてきました。このほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）やエリアメール、防災行政無線設備などの維持管理に努め、住民に対する災害情報の速やかな周知を図ってきました。
- 今後は、災害時の必要物資の確保に向け、民間企業との連携をさらに強めるとともに、自主防災組織の増加や、防災士養成などを通じた地域における防災リーダーの育成などが求められています。
- このほか、わが国の安全保障環境の変化を踏まえ、国民保護に関する広報や訓練を通じて、有事対応力の強化を図るとともに、国や県の情報システムとの緊密な連携により、迅速な警報伝達を行うなど、国民保護計画の実効性確保が求められています。

#### 災害協定（民間企業）協力職種別件数 （H29.12 末現在）

|        |     |
|--------|-----|
| 医療救護   | 4 件 |
| 燃料供給   | 2 件 |
| 避難所    | 4 件 |
| 災害復旧   | 2 件 |
| 要配慮者施設 | 7 件 |
| 物資供給   | 5 件 |
| その他    | 9 件 |



防災訓練

#### 関連する分野計画

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 地域防災計画 | 2013（平成 25）年度～2018 年度<br>2018 年度改訂予定 |
| 国民保護計画 | 2006（平成 18）年度～                       |

## ● 基本方針 ●

大規模災害や有事などに備え、住民の安全を確保できるまちづくりに取り組みます。このため、自主防災組織の育成など、地域防災体制の強化に努めるほか、情報システムの適切な運用などを含め、有事対応力の強化を図ります。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                   | 現状値    | 目標値(2021年度) |
|-----------------------|--------|-------------|
| 防災訓練参加者数              | 1,875人 | 2,000人      |
| 民間企業等との災害時協力に関する協定締結数 | 33団体   | 36団体        |

## ● 施策 ●

| 施策1  | 地域防災体制の強化  |
|--|--|
| <p>今後発生が予想される大規模災害に備え、全町的な防災体制の強化を図ります。住民の防災意識の向上や自主防災組織育成など、ソフト面の強化とともに、必要物資の確保や避難路の整備など、ハード面の対策にも取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域防災計画の推進</li> <li>② 防災訓練の実施、防災意識の普及</li> <li>③ 自主防災組織の育成</li> <li>④ 民間企業との協力・連携</li> <li>⑤ 防災に関する情報提供の充実</li> <li>⑥ 防災基盤の充実</li> </ul> |
| 施策2  | 有事に備えた体制整備   |
| <p>適切な有事対応に向けた体制整備に努めます。国民保護に関する広報や訓練を通じ、有事対応力の強化・意識醸成を図ります。また、国や県の情報システムとの緊密な連携により、住民に対する迅速な情報提供を行います。</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民保護計画の推進</li> <li>② 全国的な警報システムおよび緊急情報システムの運用</li> </ul>  |



## 2. 消防・救急

### ● 現状と課題 ●

- 近年、災害の大規模化・複雑化に加え、一人暮らしの高齢者の増加など、社会構造も変化しており、多様化するニーズに対応できる消防体制づくりが求められています。また、高齢化の進行により今後、救急需要が増大すると見られており、病院収容時間の遅延などが懸念される中、救急業務の安定的かつ持続的な提供が課題となっています。
- 本町の消防体制は、匝瑳市横芝光町消防組合による常備消防と町消防団（非常備消防）によって構築されています。町消防団は、各種訓練を通じた消防力の向上により、地域の消防防災活動に大きく貢献しています。
- 本町はこれまで、消防団車両や団員安全装備品、消防水利看板の整備などを通じて、消防機能の向上を図ってきました。
- 救急体制については、救急車や医療資機材の更新、救急救命士の育成により、救命率の向上に努めてきました。また、各種救命講習の実施により応急手当の普及啓発を進めました。
- 今後は、消防水利の安定的な確保に向けた、消火栓および耐震性防火水槽の設置推進が課題です。また、町の人口に対して過多となっている団員定数の見直しを検討し、適正な人員確保を通じて、消防団活動の充実を図ることも必要です。
- 高度救急体制の確立に向け、引き続き救急救命士の育成に取り組み、老朽化した横芝光消防署を整備する必要があります。

### 平成 28 年度救急講習受講者職種別人数

|           |       |
|-----------|-------|
| 学校（保育園等含） | 488 人 |
| 事業所       | 57 人  |
| 福祉関係      | 60 人  |
| 住民        | 24 人  |
| 消防団       | 40 人  |
| 役場職員      | 22 人  |



消防団訓練

### 関連する分野計画

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 匝瑳市横芝光町消防組合基本構想   | 2016（平成 28）年度～2025 年度 |
| 匝瑳市横芝光町消防組合前期基本計画 | 2016（平成 28）年度～2020 年度 |

● 基本方針 ●

災害の大規模化・複雑化、高齢化などの社会構造の変化を踏まえ、柔軟な消防救急体制を整備します。このため、消防団車両の計画的更新を通じた消防機能の向上や、初期救急救命処置を重視した、救急機能の向上を図ります。

● 成果指標 ●

| 指標名               | 現状値  | 目標値(2021年度) |
|-------------------|------|-------------|
| 応急手当の普及(救急講習受講者数) | 691人 | 725人        |
| 救急救命士の資格取得者       | 27人  | 27人         |

● 施策 ●

| 施策1   | 消防機能の向上   |
|---|---|
| 消防団に配備された車両等装備の計画的な更新を図るとともに、消防水利設備の適正配置・維持管理などに努め、消防機能の向上を図ります。また、防災拠点施設・資機材の整備を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防団車両等の維持管理・更新</li> <li>② 消防水利設備の適正配置および管理</li> <li>③ 消防団の人員確保</li> <li>④ 消防組合施設等の適正配置・整備および運営の充実</li> </ul> |
| 施策2   | 救急機能の向上   |
| 救命に効果的とされる初期の救急救命処置のさらなる充実化に向け、救命士の育成・確保や初期救急の普及などに取り組みます。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 救急体制の充実</li> </ul>   |



### 3. 防犯・交通安全

#### ● 現状と課題 ●

- わが国の犯罪認知件数は、2002（平成 14）年をピークに減少を続けていますが、近年は高齢者を狙った電話での詐欺など、複雑化・多様化した犯罪の増加が見られます。
- 交通事故発生件数も減少傾向にありますが、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高止まりしており、認知症等運転リスクを抱えた高齢者ドライバーが重大事故を引き起こすなど、社会構造の変化が新たな問題を生み出しています。
- 本町ではこれまで、防犯指導員によるパトロールや、山武警察署・町防犯協会との連携を通じた防犯啓発物資の配布などに取り組んできました。また、防犯灯の設置・修繕につき、各地区から依頼のあった個所における対応を強化した結果、防犯灯の LED<sup>\*1</sup> 化率が目標値の 10% を大きく上回る 48.9% となるなど成果を挙げています。
- 交通安全対策については、交通安全指導員などによる幼稚園・保育園・小学校・中学校での交通安全教室や、山武警察署・山武交通安全協会と連携した飲酒運転撲滅運動などを通じ、交通安全意識の啓発に努めてきました。また、道路反射鏡の修繕・維持管理、新規設置に取り組み、町の交通安全体制の強化を図ってきました。
- 今後は、防犯指導員によるパトロールや啓発物資の配布を継続するとともに、町社会福祉協議会による防犯講座、防犯灯の LED 化のさらなる促進を通じ、住民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪の起きにくいまちづくりに取り組む必要があります。
- 町内の交通事故発生件数は 2014（平成 26）年から 2016（平成 28）年まで減少を続けていますが、今後も交通安全意識の啓発、道路反射鏡などの維持管理に努め、交通安全指導員の安定的確保に取り組む必要があります。また、高齢化を踏まえ、高齢者ドライバーの運転免許返納の促進や、安全講習の実施なども重要となります。

#### 防犯灯および道路照明灯光源種類 (H29.3 末現在)

|             |       |
|-------------|-------|
| LED灯        | 48.9% |
| 蛍光灯         | 32.6% |
| 水銀灯、ナトリウム灯等 | 18.5% |



交通安全教室

#### 関連する分野計画

交通安全計画

2015（平成 27）年度～2019 年度

※1 電気を流した時に光る素子「発光ダイオード」を使う。軽量、省電力で寿命が長いことが特徴。

## ● 基本方針 ●

犯罪や交通事故を防ぎ、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。このため、警察署等各種関係機関との連携を強め、住民の防犯・交通安全意識の啓発に努めるとともに、防犯・交通安全に資する町内設備の設置・管理などに取り組みます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名         | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|-------------|-------|-------------|
| 防犯灯のLED化率   | 48.9% | 54.0%       |
| 防犯啓発活動の実施   | 4回    | 11回         |
| 交通安全啓発活動の実施 | 53回   | 53回         |

## ● 施策 ●

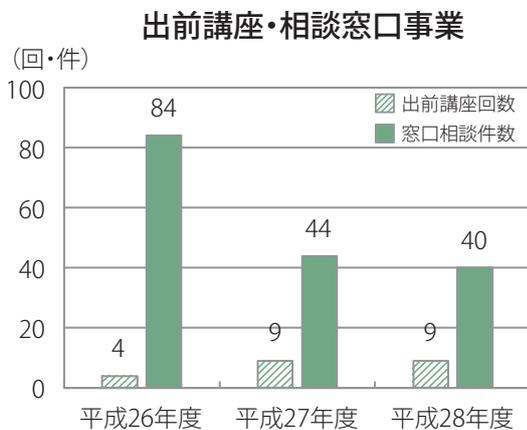
| 施策1  | 防犯対策の強化  |
|--|--|
| <p>犯罪の起きにくいまちづくりに向け、警察署などと連携を強めつつ、住民の防犯意識啓発に取り組みます。また、防犯灯のLED化をさらに推進します。</p>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防犯指導員による意識啓発活動の実施</li> <li>② 防犯灯の設置・修繕</li> <li>③ 警察署および防犯協会との連携強化</li> <li>④ 防犯に関する情報提供の充実</li> </ul>        |
| 施策2  | 交通安全対策の強化  |
| <p>交通安全指導員の確保に努め、警察署などと連携し、住民の交通安全意識のより一層の啓発に取り組みます。また、高齢化を踏まえ、運転免許証の返納促進など、時代に即した安全対策強化を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 交通安全指導員による意識啓発活動の実施</li> <li>② 交通安全施設の設置・維持管理</li> <li>③ 飲酒運転撲滅運動の推進</li> <li>④ 警察署および交通安全協会との連携強化</li> </ul> |



## 4. 消費生活

### ● 現状と課題 ●

- 近年、スマートフォンの普及が進み、若者が SNS<sup>※1</sup> 発信を目的に外食やイベントの写真・動画を撮影するなど、新たな消費行動が認められます。また、個人の所有物や能力をインターネット上のプラットフォーム<sup>※2</sup> を介して共同利用する「シェアリングエコノミー<sup>※3</sup>」の萌芽が見られるなど、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 現在、人口 1,000 人当たりの消費生活相談数は 20 ～ 30 歳代では減少傾向にある一方、65 歳以上の高齢者では、詐欺的な手口によるトラブルが依然、増加しているなどの理由から、高止まりの状況にあります。相談内容は、幅広い年齢層で「通信サービス」に関するものが多く、特に SNS をきっかけとしたトラブルなどの相談が 2016（平成 28）年には 1.1 万件を超えるなど増加傾向にあります。
- 本町はこれまで、悪徳商法の被害防止のため、消費者向けの出前講座などを通じて、情報提供・啓発活動に取り組んできました。また、県消費者センターなどとの連携を強めつつ、消費生活相談員や司法書士による定期的な相談会を開き、相談・苦情処理体制の充実を図ってきました。
- 今後は、消費生活相談員による啓発活動を強化するなど、消費者に正しい知識を得てもらうための取組をさらに進めることが必要です。また、地域のコミュニティ活動や福祉活動と連携しつつ、高齢者世帯の増加を踏まえた取組の推進も重要です。



消費生活相談出前講座

※1 ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) のこと。インターネット上の交流を通して、社会的ネットワークを構築するサービス。

※2 ソフトウェアやハードウェア、サービスを動かすための基盤となる環境。

※3 個人間で、モノやサービスをやり取りする新しい仕組み。提供者と消費者はスマートフォンなどを活用して取引する。車、駐車場、洋服から空き時間の家事代行など、対象となるモノやサービスは多様。将来、巨大市場に成長するとの予測もある。

## ● 基本方針 ●

消費者をめぐる環境が複雑化していることを踏まえ、住民が安全な消費生活を送れるよう支援体制を強化します。このため、被害の未然防止に向けた情報提供に努めるほか、関係機関との連携を通じて、住民が相談しやすい環境整備などに取り組みます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                    | 現状値 | 目標値（2021年度） |
|------------------------|-----|-------------|
| 消費生活相談出前講座             | 9回  | 12回         |
| 消費生活相談窓口開設回数（相談員、司法書士） | 63回 | 63回         |

## ● 施策 ●

| 施策1  | 消費者支援の強化   |
|--|--|
| 消費生活相談員による啓発活動など、住民に正しい消費生活知識を得てもらうための啓発活動に取り組みます。また、県や専門家と連携を強め、引き続き、住民が相談しやすい体制の充実に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費者情報提供の強化</li> <li>② 相談・苦情処理体制の充実</li> </ul> |



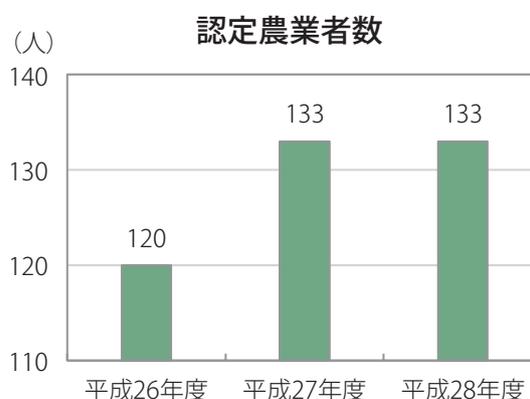
## ● 第5章 ●

# ● 地域の特性を活かした活力あるまち ●

## 1. 農林水産業

### ● 現状と課題 ●

- 農林水産業は、長きにわたってわが国を支えてきた産業です。近年では、社会経済情勢の変化の中で従事者の確保などが課題になっていますが、一方では、土地の環境保全など、農林水産業の持つ多面的な機能が改めて注目されています。
- 本町は、農業に適した自然条件に恵まれた地域であり、水稻を中心に、スイートコーン、ネギなどの栽培が盛んです。養豚・酪農などの畜産も盛んですが、担い手の高齢化と後継者不足、遊休農地の増加など、農業をめぐる環境は依然として厳しいものがあります。農業のほか、町内には林業・水産業も見られますが、いずれも担い手の高齢化などの問題に直面しています。
- 本町では、このような状況に対応するため、「人・農地プラン」を策定して経営体の育成などを図ってきました。現在では、女性を含む若手農業経営者の中には、農地を集積し大規模化を図る者や6次産業化に取り組む者などがあり、様々なチャレンジがなされています。
- また、本町は成田国際空港に近く、東京などの大消費地からも比較的近い距離にあります。今後はこうした立地条件を活かし、農業生産基盤の整備や担い手の育成に努めながら、付加価値が高く収益性の高い農業を展開していくことが望まれます。
- 併せて、本町ならではの地域資源を活用しながら、農業と商工業の連携による商品開発や、農業と観光・交流事業との連携によるツーリズム、農業体験の活性化などを促していくことも重要です。食肉センターについては、施設の著しい老朽化に対応するとともに、HACCP<sup>※1</sup>導入に向けた衛生管理に努めていくことも必要です。



### 関連する分野計画

|            |                            |
|------------|----------------------------|
| 農業振興地域整備計画 | 2009 (平成 21) 年度～おおむね 10 年後 |
| 人・農地プラン    | 2016 (平成 28) 年度～年 1 回程度見直し |

※1 原材料の受け入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析 (HA) した上で、危害の防止につながる特に重要な工程 (CCP) を継続的に監視・記録する工程管理システム。

## ● 基本方針 ●

立地条件を活かし、生産基盤の整備や担い手の育成に努めながら、付加価値が高く収益性の高い農林水産業を育成します。また、農林水産業と商工業、観光・交流との連携を図り、地域資源を活かした産業の活性化を促します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名      | 現状値     | 目標値(2021年度) |
|----------|---------|-------------|
| 認定農業者数   | 133人    | 148人        |
| 農業経営体法人数 | 22法人    | 28法人        |
| 遊休農地の面積  | 107.3ha | 80.0ha      |

## ● 施策 ●

| 施策1   | 食の安全・安心への対策  |
|---|--|
| <p>地元産農産物などを供給することにより、児童・生徒の食育と地産地消との連携を図ります。また、食の安全・安心に向け、放射性物質検査を継続するとともに、GAP(農業生産工程管理)の取得を支援します。</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>①食育と地産地消の連携</li> <li>②食の安全・安心体制の整備</li> </ul> |
| 施策2   | 流通販売と消費の拡大   |
| <p>地産地消の取組とも連携しつつ、地場産品の販路の確保、集荷・流通経路の確立を促していきます。また、特産品の販売や観光交流の拠点となる施設の設置については、ソフト(運営など)とハード(施設建設など)の両面から検討を進めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①地産地消と連携した需要開拓</li> <li>②産直交流施設の検討</li> </ul> |



### 施策3 生産振興と経営支援

「人・農地プラン」を更新しつつ、担い手の育成・確保に努めるとともに、農地集約を図ります。また、農業振興地域整備計画に基づき、生産基盤の整備や優良農地の保全などを進めます。さらに、経営者の創意工夫による新たな品種・品目の導入支援を通じ、産地化を促します。家畜伝染病対策や家畜環境対策など畜産農家を支援するとともに、森林組合等関係機関と連携をとり適正な森林の整備・活用を支援し、加えて、漁業関係機関と連携を図り各種事業を支援します。このほか、食肉センターの健全な運営を保つため適正な維持管理に努めます。

- ① 経営体、担い手の育成
- ② 生産基盤の整備と土地改良施設の維持管理
- ③ 優良農地の確保・保全の促進
- ④ 新産地づくりの推進
- ⑤ 畜産の振興
- ⑥ 林業の振興
- ⑦ 漁業の振興
- ⑧ 食肉センターの健全運営

### 施策4 地域資源の活用と環境との共生

農林水産業が持つ多様な機能に着目し、地域資源の適切な保全に努めます。また、空き家となった農家については、新規就農者への提供も含め、地域との協働の下に有効な活用方策を検討します。

- ① 地域資源の適切な保全活動の推進
- ② 空き家農家活用の検討



田園風景



畜産（酪農舎）



農業トラクター技術競技会（農業振興会機械部会主催）



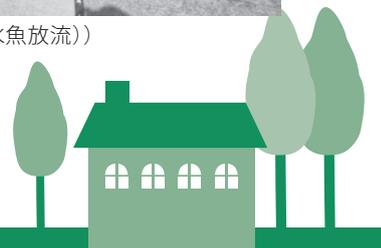
林業（サンプスギの伐採）



産業まつり（横芝光まるごとフェア）



漁業（栗山川漁業協同組合（淡水魚放流））

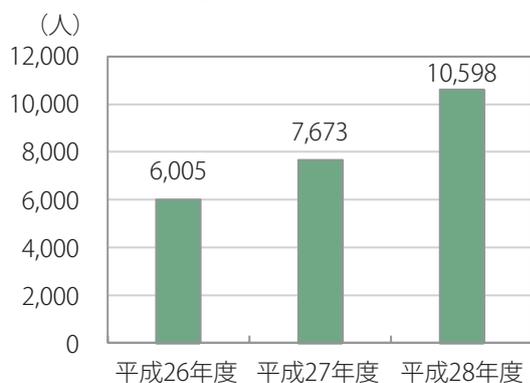


## 2. 観光・交流

### ● 現状と課題 ●

- 2016(平成28)年度の訪日外国人旅行者数は過去最高となり、約2,400万人に達しました。また、日本人の観光については国内旅行・海外旅行ともに前年と比較して増加するなど、観光を基軸とした地域活性化に向け、追い風が吹いています。
- 本町では、地域の自然や歴史・文化的資源を活かした観光・交流イベントが行われており、初日の出、栗山川の釣り、坂田城跡の梅まつり、海水浴、サーフィン、鬼来迎などが、観光客を集めています。しかしながら、東京から比較的近い距離にあつて日帰り客が大半であり、産業の活性化につながりにくい現状となっています。
- 一般社団法人横芝光町観光まちづくり協会の設立や横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」の設置により、観光事業の推進環境が整えられました。今後は、町マスコットキャラクター「よこびー」を活用しながら、ホームページの充実、町アプリ「よこしばひかりまちナビ」などによる観光情報の発信、さらには復刻版大木式ハム・ソーセージの開発など、地域資源を活かした観光振興に取り組むことが期待されています。
- また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした観光・交流の活性化は、地域産業の振興のみならず、町内外・国内外の人々が広く本町を知り、地域に親しむ機会ともなり得ます。このため今後は、さらなる地域資源の掘り起こし、観光にかかわる各種団体の連携の強化、さらには広域交通の利便性を活かした滞在型のニューツーリズム<sup>※1</sup>促進や、インバウンド<sup>※2</sup>観光の推進と、これらに対応できる人材の育成に努めていくことも必要です。

梅まつり来場者数



梅まつり(坂田城跡梅林)

※1 地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光などが挙げられる。

※2 外国人が訪れてくる旅行。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行という。これに対し、自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンドという。

● 基本方針 ●

地域産業の活性化と、本町に対する人々の理解を深めて愛着を高めるため、栗山川、九十九里浜、緑の丘陵といった自然的資源や、地域に根差した歴史・文化的資源を活用しながら、多様な主体の協働の下に、観光・交流の活性化を図ります。

● 成果指標 ●

| 指標名      | 現状値     | 目標値(2021年度) |
|----------|---------|-------------|
| 梅まつり来場者数 | 10,598人 | 20,000人     |
| 海岸観光来場者数 | 16,635人 | 30,000人     |
| 観光企業の誘致  | 0社      | 1社          |

● 施策 ●

| 施策1   | 観光基盤の充実   |
|---|---|
| <p>横芝光町観光まちづくり協会をはじめとして、事業者・NPOなどの連携を促します。また、町の基幹産業である農業と観光・交流との連携を促し、本町ならではの魅力の発信に努めます。さらには、水辺ウォーキングコースを整備し、特産品の販売や観光交流の拠点となる施設の配置について検討します。観光情報交流の拠点となる駅前情報交流館を有効に活用し、にぎわいを創出します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 観光推進組織の強化</li> <li>② 農林漁業と観光の連携促進</li> <li>③ 観光情報の発信機能の強化</li> <li>④ 水辺ウォークの環境整備</li> <li>⑤ 産直交流施設の検討</li> <li>⑥ 駅前情報交流館の有効活用</li> </ul>     |
| 施策2   | 観光資源の活用・開発  |
| <p>本町の海や川などの地域資源をつなぐ観光周遊コースの設定を進めます。また、関係団体との連携の下に、田園や水辺を活かした滞在型・体験型交流など、ニューツーリズムの振興を図ります。併せて、地域資源を活用しながら魅力的な観光商品の開発や観光産業の活性化を図ります。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 観光資源のネットワーク化</li> <li>② ニューツーリズムの振興</li> <li>③ 栗山川のサケなど資源の活用</li> <li>④ 特産品の開発</li> <li>⑤ 遊休公共用地を活かした観光企業の誘致</li> <li>⑥ 外国人観光客の誘致</li> </ul> |



### 3. 商工業

#### ● 現状と課題 ●

- 地方創生に向けた取組が全国的に展開される中、商工業には、地域の稼ぐ力としての期待が集まっています。しかしながら、商店街の空洞化、中小企業の経営環境の悪化など、地域経済を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっています。
- 本町では、地元商業の活性化を目指し、商工会などと連携して人材育成や経営力強化、商業者の共同事業活動「駅前マルシェ」などを支援してきました。また、新たな商業活動の促進に向け、復刻版大木式ハム・ソーセージの開発・PR活動を商工会などと連携して支援してきました。
- 工業の振興については、制度融資などを活用し経営安定に向けた事業者の取組を支援したほか、各種の情報提供を行っています。町内の工業団地については、横芝工業団地、ひかり工業団地のすべての区画に企業が入居していますが、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備を見据えた企業誘致を推進する必要があります。
- 地域経済活性化の原動力として、住民の雇用の場として、今後も商工業の活性化に注力していく必要がありますが、成田国際空港に近接する立地条件や、広域的交通利便性の向上がもたらす可能性を活かし、意欲ある若手人材を育成しながら、地域特性を踏まえた商工業の振興を図っていくことが重要です。



駅前マルシェ



横芝工業団地



ひかり工業団地

● 基本方針 ●

地域経済を活性化し住民の雇用の場を確保するため、成田国際空港への近接性や、広域的交通の利便性などを活かし、意欲ある若手人材を育成しながら、地域特性を踏まえた商工業の振興を図ります。

● 成果指標 ●

| 指標名   | 現状値 | 目標値 (2021 年度) |
|-------|-----|---------------|
| 企業誘致数 | 0 社 | 1 社           |

● 施策 ●

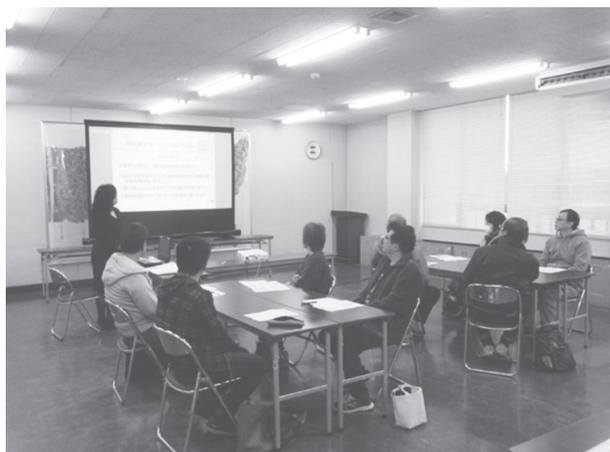
|  |   |
|--|---|
| <b>施策 1 商業機能の充実</b>  |   |
| 商工会をはじめとする関係団体と連携しながら、人材育成や経営基盤強化などを促します。また、横芝駅前や横芝光 IC 周辺などの整備と併せ、商業機能の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 商業振興への人材育成の支援</li> <li>② 融資制度等の活用促進</li> <li>③ 商工会等の組織活性化の促進</li> <li>④ 市街地形成とあわせた商業機能の充実</li> </ul> |
| <b>施策 2 新たな商業活動の促進</b>   |   |
| 商工会をはじめとする関係団体や事業者などと協働し、農業や観光と商工業との連携による地域ブランドの創出を図ります。                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域ブランドづくりの支援</li> <li>② 商工会活動の支援</li> </ul>  |
| <b>施策 3 既存の工業の振興</b>   |   |
| 商工会をはじめとする関係団体や事業者などと協働し、製品開発や技術開発の支援、関連情報の提供などを行います。                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 製品開発や技術開発の支援</li> <li>② 関連情報の提供</li> </ul>   |
| <b>施策 4 企業立地の促進</b>  |   |
| 成田国際空港への近接性や広域的交通の利便性といった産業立地の魅力を発信しながら、県などとの連携により企業誘致に努めます。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 町内産業に関する情報の発信</li> <li>② 企業誘致の推進</li> </ul>  |



## 4. 産業活性化

### ● 現状と課題 ●

- 地方における人口減少と少子高齢化が大きな社会問題となる中、若者の雇用の創出が大きな課題になっています。そこで、地方自治体では、この雇用創出に向けた取組を2015（平成27）年度に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付け、起業支援などが進められています。
- 本町では、新たな事業展開や起業の促進に向け、商工会などと連携して、起業、事業承継などを契機とした第二創業に向けた情報提供などを実施してきました。また、就業・雇用の促進に向け、商工会、事業者、ハローワーク千葉と連携しながら、就労情報、職業能力向上に向けた情報などを発信しています。
- 2015（平成27）年度に策定した「横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、基本目標に「産業を振興し安定した雇用を創出する」を位置付けています。
- これからは、まちの強みである東京への近さ、成田国際空港への近接性、温暖な気候、自然環境、歴史・文化的資源、基幹産業としての農業などを活かしながら、若者をはじめ地域の高齢者や女性の雇用につながるような産業の振興を図っていく必要があります。



就職支援セミナー



創業塾

● 基本方針 ●

地域活性化と雇用の促進のため、商工会と連携を図りながら、起業・創業に向けた支援などを行います。また、県・関係機関との連携の下、雇用と就労の機会づくりを促進します。

● 成果指標 ●

| 指標名               | 現状値 | 目標値(2021年度) |
|-------------------|-----|-------------|
| ハローワーク出張相談の実施回数   | 12回 | 18回         |
| 就職支援セミナーの実施回数     | 4回  | 6回          |
| 若者就労支援(サポステ)の実施回数 | 2回  | 12回         |
| 創業者数              | 4件  | 5件          |

● 施策 ●

| 施策1 新たな事業展開や起業の促進   |  |
|---|--|
| <p>商工会、事業者などと協働しながら、人と情報のネットワーク化を促しつつ、起業や事業承継などを契機とした第二創業支援を活性化します。また、多様な主体の共同参画による新たな事業開発を促進します。</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>①人と情報のネットワーク化の促進</li> <li>②起業や事業承継等を契機とした第二創業への支援</li> <li>③空港への近接性など地域情報の発信</li> <li>④共同参画型での新たな事業開発</li> <li>⑤創業支援事業計画の策定・推進</li> </ul> |
| 施策2 就業・雇用の促進  |  |
| <p>県・関係機関との連携の下、職業能力の育成を促すとともに、就労情報の提供とマッチングを行います。また、若者をはじめ高齢者、女性にとって働きやすい環境づくりのため、事業者における子育て支援の充実などを促進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>①職業能力の育成の促進</li> <li>②就労情報の提供</li> <li>③企業子育て支援の充実</li> </ul>   |



## 5. 移住・定住

### ● 現状と課題 ●

- わが国では、若者を中心に、地方から首都圏へ人口が流出し続けています。一方で、IT<sup>※1</sup>化の進展により東京と地方の様々なギャップが解消され、都会の若者が地方に活躍の場を求める動きも出始めています。
- 本町では、高校卒業とともに進学や就職のために町外へ転出する若者が多く、また、高齢化率も高いため、将来の人口減少と地域の活力低下が危惧されています。
- そこで、本町では、転入者が安心して暮らせるように情報発信アプリ「よこしばひかりまちナビ」によるローカル情報の発信、移住定住についての総合的な相談体制を整備するとともに、町の情報や魅力を、県内外に向け積極的に発信しています。また、関係機関との連携による町内外からの人材集積を図り、雇用と連携した若者の定着を促進しています。
- 今後は、「選ばれる町」を目指して、移住・定住にかかる受け入れ体制の整備や情報発信をさらに充実しながら、雇用確保や起業促進などの産業振興、子育てしやすい環境づくりなど、様々な分野と連携し、本町への移住を総合的に支援していくことが必要です。
- また、生まれ育った人が住み続けることができ、転出した若者が戻って来たいと思えるまちになるよう、年齢や家族構成などのライフステージに合わせて定住を支援し、誰もが住みやすいまちづくりを推進することも重要です。



空から見た横芝光町



健康づくりセンタープラムのプレイルーム

※1 Information Technology の略。パソコンやインターネット、通信インフラなどを用いた情報技術の総称。現在は、「ICT」という用語が使われることも多い。

## ● 基本方針 ●

本町の人口減少に歯止めをかけるため、受け入れ体制を充実し、町の情報や魅力を分かりやすく伝え、移住・定住者を増やします。特に、将来を担う新たな活力を呼び込むため、若者の転入促進と定着を図ります。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                     | 現状値 | 目標値(2021年度) |
|-------------------------|-----|-------------|
| サポートセンターを利用した移住者数       | 0人  | 25人         |
| サポートセンターを利用した移住・定住の相談件数 | 0件  | 250件        |

## ● 施策 ●

| 施策1  | 受け入れ体制の整備  |
|--|--|
| <p>移住・定住を促進するため、サポートセンターを中心に相談機能を充実します。また、移住者が地域に馴染みやすいよう交流会など地域とつながりを持てる機会を創出します。</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 移住・定住にかかる相談体制の充実</li> <li>② 移住者のコミュニティづくりの推進</li> </ul>   |
| 施策2  | 積極的な町の魅力発信   |
| <p>住民との協働の下、まちのイメージ向上やブランド化といった独自の価値づくりを進め、優れた地域資源や住みやすさを積極的にプロモーション<sup>※2</sup>します。</p>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 移住・定住にかかる情報の一元化</li> <li>② 横芝光町プロモーションの推進</li> <li>③ 子育て世代に特化した広報活動</li> </ul>                            |
| 施策3  | 若者の定住・定着の促進  |
| <p>若い世代の定住を促すため、公共用地の活用を検討します。また、関係機関と連携し、高校や大学卒業後でも町内に暮らしながら働き、そして結婚や子育てへと発展していけるように地元定着を支援します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 遊休公共用地の活用による住宅地の創出</li> <li>② 拠点大学等と連携した若者の定着促進</li> <li>③ 若者の定住と交流促進</li> <li>④ 小・中学校の職業教育の充実</li> </ul> |

※2 地域のイメージを高め、住民や企業などに選ばれるようにアピールすること。地域への愛着の向上、来訪者の増加、定住意識の高まり、転入者の増加などを目指している。自治体ではシティプロモーションやシティセールスとして取組が展開されている。



## ● 第6章 ●

# ● 相互理解と協働による住民主体のまち ●

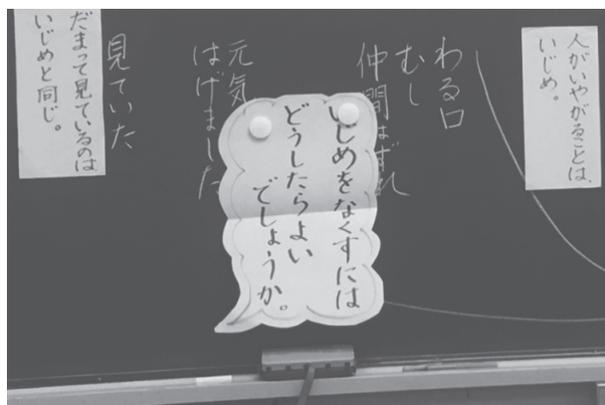
## 1. 人権

### ● 現状と課題 ●

- 人権は、一人ひとりが人として認められ、自分らしく生きる権利であり、すべての人が生まれながら有するものです。わが国では、日本国憲法の下、すべての国民に基本的人権が保障され、人権を尊重する社会の構築が進められてきました。
- しかし近年は、同和問題<sup>※1</sup>や人種差別に加え、いじめや虐待など子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障害者や高齢者への差別、性的指向<sup>※2</sup>および性自認<sup>※3</sup>を理由とする偏見や差別などが出現しています。
- 本町では、人権週間や学校教育などを通じて、人権に対する意識啓発を進めるほか、定期的に人権相談を開設して人権問題に対応しています。
- 人権問題は複雑・多様化していることから、人権擁護委員や県など関係機関との連携の下、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場面で、人権への理解を深め、人権を尊重する意識の向上を図ることが必要です。また、法務局や児童相談所など専門機関と連携し、相談しやすい環境を整え、差別の解消に向けて取り組むことが課題となります。



人権教室の様子



人権教室の内容

※1 日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題。

※2 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。

※3 自分の性をどのように認識しているのかを示す概念。「こころの性」ともいう。

## ● 基本方針 ●

すべての住民の人権が尊重され、差別のない明るいまちをつくるため、お互いを思いやる心を育み、人権に関する理解を深めながら、一人ひとりの人権を擁護します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名     | 現状値 | 目標値(2021年度) |
|---------|-----|-------------|
| 人権教室開催校 | 7校  | 7校          |

## ● 施策 ●

| 施策1   | 人権に対する意識の啓発  |
|---|--|
| <p>子どものころから人権に対する正しい理解ができるよう、小中学校における人権教育を充実するとともに、人権週間における情報提供や意識啓発に努めます。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校での人権教育の充実</li> <li>② 人権週間事業の充実</li> </ul> |
| 施策2   | 人権相談の充実  |
| <p>複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権擁護委員による定期相談に加え、同日開催の行政・心配ごと相談の行政相談員や民生委員児童委員と連携しながら、相談に対応します。また、児童相談所などの専門機関と連携し、児童虐待やDV<sup>※4</sup>などの相談に対して問題の解決を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 相談事業の充実</li> <li>② 関係機関との連携</li> </ul>      |

※4 ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、言葉による暴力や経済的に困らせるなどの行為も含めて暴力と考えられている。

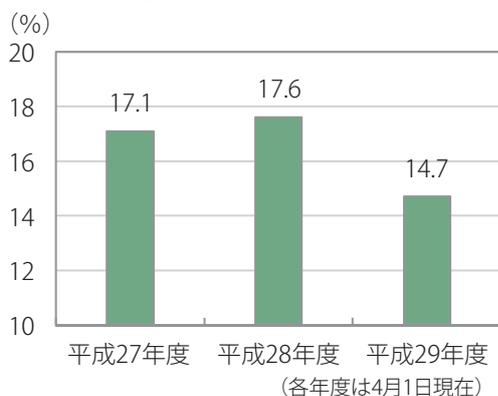


## 2. 男女共同参画

### ● 現状と課題 ●

- わが国では、男女が共に個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、これまで法制度や推進体制が整備されてきました。しかし依然として、男女の固定的な役割分担意識に基づく社会通念や慣習が残り、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は困難な状況です。
- こうした中、2015（平成 27）年に女性活躍推進法が制定され、結婚や出産に伴い離職する女性を減らし、子育て期の女性の就労を増やすことで、労働力の増加につなげること、また、政治・経済・行政分野などの方針決定や指導的な立場に占める女性の割合を高めていくことを目指しています。
- 本町では、男女共同参画意識の浸透に向け、各種講座や料理教室、学校における男女平等教育などを行っています。家庭や学校、地域、職場などあらゆる分野での男女共同参画が必要であることから、各分野と連携した意識啓発が必要となっています。
- また、配偶者や恋人など親しい間柄での暴力を根絶し、職場でのセクシュアルハラスメントを防止するため、相談・支援体制を整えることが重要です。
- さらに、地域や職場、行政の方針決定の場における女性の割合は未だ低い状態であるため、個人の意思を尊重しつつ、女性の参画を推進していく必要があります。
- 今後は、男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家事や子育て、介護などを共に担う意識を醸成するとともに、あらゆる分野が連携し男女共同参画を推進することが重要です。

各種審議会などの女性委員の割合



料理教室

### 関連する分野計画

男女共同参画計画（第1次）

2009（平成 21）年度～2018 年度  
第2次（2019 年度～2023 年度）策定予定

## ● 基本方針 ●

家庭や学校、地域、職場などのあらゆる分野で、男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮しながら、共に責任を担い合うため、男女共同参画に関する意識啓発および仕組みづくりを進めます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                 | 現状値   | 目標値(2021年度) |
|---------------------|-------|-------------|
| 各種審議会などの女性委員の割合     | 14.7% | 30.0%       |
| 家族経営協定締結農家数         | 50戸   | 54戸         |
| ワーク・ライフ・バランス推進賛同企業数 | 2社    | 20社         |

## ● 施策 ●

| 施策1   | 男女共同参画のための意識啓発  |
|---|---|
| <p>各種講座などの機会を捉えて、家庭や地域において男女共同参画に関する理解を深めるとともに、学校教育を通じて男女平等意識を育みます。また、DVの根絶に向けて、関係機関との連携の下、相談・支援体制を充実します。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 男女共同参画意識の醸成</li> <li>② 学校教育における男女平等の推進</li> <li>③ 関係機関との連携による相談・支援体制の充実</li> </ul>                                 |
| 施策2   | 男女共同参画のための仕組みづくり  |
| <p>性別に関わらず自己実現できる機会を設けるため、多様で柔軟な働き方を支援します。また、雇用の場における男女の就業機会の平等に向け、事業主などへの情報提供や支援を進めるほか、農林水産業や自営業における女性の経営参画を促進します。さらに、審議会や行政の管理職などにおける女性の登用を推進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 男女共同参画計画の推進</li> <li>② 女性が活躍できる環境づくり</li> <li>③ 働く場での男女のワーク・ライフ・バランスの意識啓発</li> <li>④ 行政および地域社会への女性参画の促進</li> </ul> |



### 3. 国際交流

#### ● 現状と課題 ●

- 急速な ICT の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れが地球規模で拡大しています。このような中、従来の国家間の交流から、地域間や草の根レベルの交流が重要になっています。
- 本町は、わが国の玄関口である成田国際空港まで自動車です約 30 分の距離に位置し、町内では外国人の居住や就労も見られ、異文化に触れる機会が身近にあります。本町では、小中学校に ALT<sup>※1</sup>（外国語指導助手）を配置し、国際感覚の醸成と異文化への理解を深める機会を提供しています。
- また、町内の小学生とその親を対象として、大学の外国人留学生との交流を行っていますが、今後は住民と町内在住の外国人との交流の機会づくりや、国際交流組織づくりが課題となっています。
- 今後は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、ホストタウン<sup>※2</sup>として、交流が広がる可能性も期待されます。



ALT 授業風景



小学生と外国人留学生による国際交流

※1 Assistant Language Teacher の略。生きた英語を子どもたちに伝えるため日本人教師を補佐する、英語を母語とする外国人を指す。  
※2 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会終了後もスポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興などを推進するとともに、事前合宿の誘致を通じ、大会参加国や地域との人的・経済的・文化的な交流を図ることを目的とした国の制度。

## ● 基本方針 ●

国籍や文化、言語などの違いを認め合い、共に豊かに生きることができる多文化共生のまちとするため、異文化への理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成するとともに、住民主体の様々な国際交流活動を支援します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名         | 現状値 | 目標値(2021年度) |
|-------------|-----|-------------|
| 国際交流事業の参加者数 | 70人 | 100人        |

## ● 施策 ●

| 施策1  | 国際的な視野を持った人材の育成   |
|--|---|
| 異文化への理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成するため、学校教育や社会教育においてALT(外国語指導助手)を活用し、実践的なコミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解教育を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 語学学習の充実</li> <li>② 国際理解教育の機会の充実</li> </ul> |
| 施策2  | 国際交流活動の推進   |
| 町内外の各種交流イベントの情報を発信し、異文化交流を推進します。また、民間団体による国際交流への支援、交換留学生に対する支援を行い、民間交流の活性化を図ります。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種交流イベントの活用</li> <li>② 民間交流の促進</li> </ul>  |



## 4. コミュニティ

### ● 現状と課題 ●

- わが国では、少子高齢化や核家族化が進む中、隣近所の付き合いが希薄になり、かつて地域社会が有していた教育・福祉などの機能が失われつつあります。また、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足が問題となっていますが、東日本大震災をきっかけとして地域の絆が見直されるとともに、地域活動への参加の機運も高まりを見せています。
- 本町では、地域の連帯意識を醸成し地域活動を活性化するため、地域組織に対する支援のほか、活動拠点となる集会施設の修繕などを行っていますが、人材の育成や行政区ごとの施設の維持管理方法などが課題となっています。
- また、個人の関心に基づいたボランティア活動や NPO 活動が重要になっており、活動情報の発信や相互交流の機会の提供など、組織の育成・強化が必要です。
- これからの本町のまちづくりには、地域の力が不可欠です。今後は高齢化や過疎化など地域の課題に対し、住民自らが考え解決に取り組むことが重要であり、地域組織に加え、ボランティアや NPO と行政が協力しながら取り組んでいくことが大切です。

### NPO 法人の認証状況 (H29.4 末現在)

単位：団体

|   |        |
|---|--------|
| 国 | 51,508 |
| 県 | 1,642  |
| 町 | 6      |



ボランティア活動

## ● 基本方針 ●

住民や団体、事業所、行政などが協力しながら、地域の課題を解決し、地域を活性化する地域力の向上を目指して、日常的な地域のつながりを育み、住民の自主的な活動を支援します。

## ● 成果指標 ●

| 指標名       | 現状値  | 目標値(2021年度) |
|-----------|------|-------------|
| NPO 法人団体数 | 6 団体 | 10 団体       |

## ● 施策 ●

| 施策 1   | 地域活動の維持・活性化   |
|--|---|
| <p>地域組織の活動を支援し、参加を促進するとともに、地域活動のリーダーを育成するために必要な支援を行います。また、地域の活動拠点である集会施設などを適正に維持・管理します。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人材育成の支援</li> <li>② コミュニティ活動の育成推進</li> <li>③ 集会施設等の適正な維持・管理</li> </ul>                        |
| 施策 2   | 自主的な活動の創出支援   |
| <p>個人の関心に基づく自主的なサークルやボランティア、NPO などの活動を支援するとともに、情報発信や団体間の交流を促進します。また、地域課題の解決に向け、NPO やコミュニティビジネス<sup>※1</sup> などの連携強化による協働のまちづくりに努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自主的な活動を行う組織の育成</li> <li>② 自主的な活動の情報提供とネットワーク化の促進</li> <li>③ NPO やコミュニティビジネスなどとの連携</li> </ul> |

※1 地域住民が主体的に、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する取組のこと。その利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティの再生や活性化につながる。



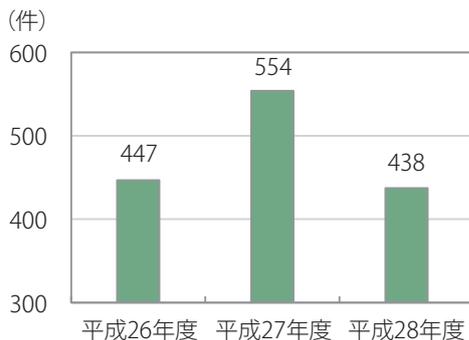
# ● 構想推進のために ●

## 1. 住民参加

### ● 現状と課題 ●

- まちづくりへの関心の高まりと自治体の財政悪化を背景として、全国的に参加と協働のまちづくりが波及しています。人口減少や少子高齢化が進み、行政主導のまちづくりが困難となる中、これまで行政が担ってきたまちづくりに、地域の住民や団体、企業などが参加し、行政と協力し合い、共に担う協働のまちづくりが重要となっています。
- 本町では、町政に対する関心と理解を得るため、広報紙やホームページ、情報発信アプリ「よこしばひかりまちナビ」を通じた情報提供、公式動画チャンネルの開設など広報活動を行っています。また、住民の意見を的確に行政に反映し、協働によるまちづくりを進めるため、町長とまちづくりを語る「まちづくりを語ろう会（出前トーク）」など広聴活動を展開しています。
- このほか、住民の意見を政策立案に反映することを目的としたパブリックコメント<sup>※1</sup>の実施や、情報公開を推進しています。また、地方創生に関する取組を契機として、協働のまちづくりの芽が育まれています。
- 地域活動の推進に当たっては、各地区の行政総務員が町との連絡調整役として、町政に関する情報を周知し、地区の住民活動や行事などを通じて町政への参加を促進しています。こうした地域活動の活性化を通じて、住民参加と協働のまちづくり意識を浸透させていくことが重要です。
- 今後は、住民参加と協働のまちづくりを推進するため、より効果的な広報広聴活動、情報公開の充実に加え、時間や場所などを工夫して多様な参加の場を創出することなどにより、住民が参加しやすい環境を整えることが大切です。

町ホームページへのアクセス件数(日平均)



※1 条例や政策などの立案に当たり、行政が案を公表して事前に住民から意見を求め、提出された意見などを考慮して意思決定を行う制度のこと。

## ● 基本方針 ●

住民主体の自立したまちとしていくため、行政情報を迅速に提供して住民の関心と理解を得ながら、計画・実行・評価など様々な段階において、多様な方法で住民の意見を取り入れ、住民参加と協働のまちづくりを進めます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                      | 現状値    | 目標値(2021年度) |
|--------------------------|--------|-------------|
| ホームページへのアクセス件数           | 438件/日 | 500件/日      |
| 情報発信アプリ「よこしばひかりまちナビ」登録者数 | 1,113人 | 3,500人      |

## ● 施策 ●

| 施策1  | 広報広聴の充実   |
|--|---|
| <p>町政に関する情報や地域に密着した情報を、分かりやすく魅力的に、より効果的な方法で提供します。また、住民の意見を直接聞く機会を充実し、住民と行政の情報交流を推進します。さらに、政策立案段階などへの住民参加を推進するとともに、情報公開制度などの適正な運用により行政の透明性を確保します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報紙などの充実</li> <li>② 広聴活動、情報交流の推進</li> <li>③ パブリックコメントの推進</li> <li>④ 情報公開の推進</li> </ul> |
| 施策2  | 住民参加と協働のまちづくり活動の推進  |
| <p>各地区の行政総務員を中心とした、地域課題に関する住民活動や地区行事の実施に当たり、住民参加を促進します。また、協働のまちづくりの意識を醸成し、住民がまちづくりに参加しやすい仕組みをつくります。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域活動の推進</li> <li>② 住民参加、協働のまちづくりの推進</li> </ul>   |

構想推進のために

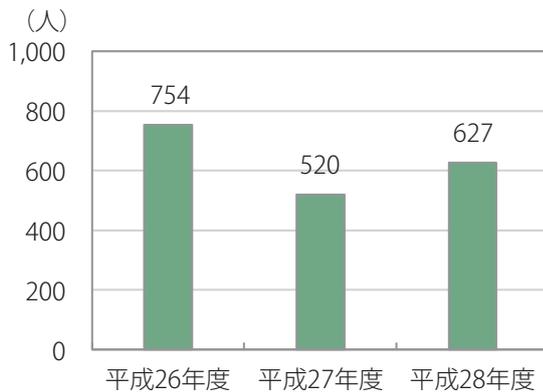


## 2. 行政運営

### ● 現状と課題 ●

- 人口減少と少子高齢化の進行などを背景として、人々の暮らしの変化とともに、行政に対するニーズも多様化しています。市町村には、最も身近な地方自治体としてのきめ細かな対応と、時代潮流に的確に対応した自立的な行政運営が求められています。
- 本町では、「第1次横芝光町総合計画」の下に計画的なまちづくりを推進するとともに、「横芝光町行政改革大綱」により簡素にして効率的な行政運営に努めてきました。また、「横芝光町職員人材育成基本方針」に基づき、職員の育成を図ってきたところです。
- 今後も、行政に対するニーズはますます多様化・高度化するものと思われます。また、IoT<sup>\*1</sup>（モノのインターネット）、AI<sup>\*2</sup>（人工知能）などの発展により、行政サービスのあり方も変化しつつあります。このため、これら技術の活用を視野に入れながら、住民サービスのさらなる質の向上を図っていく必要があります。
- また、著しく変化する社会経済情勢の中、的確な行政運営を自立的に推進していくため、「第2次横芝光町総合計画」を基幹的計画として施策・事業を実施するとともに、「横芝光町行政改革大綱」などにより、行政運営の一層の簡素化・効率化と、職員の意識改革・資質向上に努めていく必要があります。

職員研修受講者数



窓口風景

### 関連する分野計画

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 第3期行政改革大綱  | 2016（平成28）年度～2020年度 |
| 職員人材育成基本方針 | 2006（平成18）年度～       |

※1 Internet of Things の略称。パソコンやプリンタなどのIT関連機器に限らず、自動車や住宅、家電製品など様々なモノをインターネットに接続し、相互に制御する仕組み。

※2 Artificial Intelligence の略称。学習・推論・認識・判断など人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。

● 基本方針 ●

住民ニーズの的確な把握と、自立的な行政運営を実現するため、質の高い行政サービスの提供に努め、人材・組織の質的向上を図ります。また、「第2次横芝光町総合計画」を基幹的計画として進めるため、より効果的・効率的な行政運営に努めます。

● 成果指標 ●

| 指標名      | 現状値  | 目標値(2021年度) |
|----------|------|-------------|
| 職員研修受講者数 | 627人 | 650人        |

● 施策 ●

| 施策1  | 住民サービスと行政事務の充実   |
|--|--|
| <p>社会経済情勢の変化、ICTの発展などを的確に捉えながら、窓口業務の利便性の向上、行政事務の効率化・迅速化を図ります。また、個人情報保護を徹底するとともに、情報リテラシー(情報を使いこなす力)に関する学習機会を設けます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 窓口業務の利便性の向上</li> <li>② 行政事務の効率化・迅速化</li> <li>③ 庁内体制の整備</li> <li>④ 情報保護の徹底</li> <li>⑤ 情報教育の推進</li> </ul> |
| 施策2  | 人材・組織の質の向上   |
| <p>自立的な行政運営を実現するため、職員研修の充実や人事評価制度の実施などを通じ、職員の能力向上に努めます。また、適正な定員管理とともに、組織編成の最適化を図ります。</p>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員研修の充実</li> <li>② 人事評価制度の構築</li> <li>③ 人事管理の推進</li> <li>④ 適正な定員管理と組織編成</li> </ul>                      |
| 施策3  | 総合的・計画的な行政の推進  |
| <p>総合計画の進行管理と施策評価、予算編成との連携を図り、計画的な行政運営の実現を目指します。また、行政改革大綱を推進し、施策・事業の改善に努めます。</p>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合計画の進行管理と評価システムの連携</li> <li>② 行政改革大綱の推進</li> </ul>   |

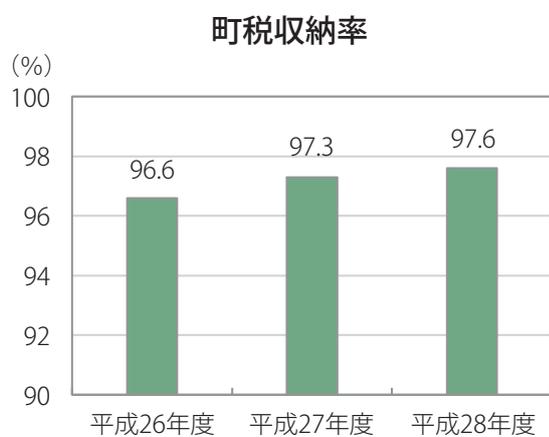
構想推進のために



## 3. 財政運営

### ● 現状と課題 ●

- 地方分権改革の推進において、各自治体が特色を持ったまちづくりをするためには、その基盤となる地方税をはじめとした自主財源の確保が重要です。また、高度経済成長期に建設された公共施設などが更新時期を迎え、施設の維持補修や更新のための財源確保が必要となっており、地域における公共施設などの適正配置や長寿命化が課題となっています。
- 本町では、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するため、財源の確保や経費削減を図るほか、事務事業の点検や評価を実施し、施策、事業の見直しなどを行っています。しかしながら、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴って自主財源の確保が難しくなっており、また、合併特例措置の終了が迫っていることから、財政状況は年々厳しくなることが予想されています。
- 今後、本町でも老朽化した施設への対応が必須となり、公共施設の効率的な管理運営に向け、更新、統廃合、長寿命化などの計画的な実施や、指定管理者制度<sup>※1</sup>やPFI<sup>※2</sup>事業など、民間活力の効果的な活用を検討する必要があります。また、社会保障費など扶助費の増加は避けられないものと見込まれる中で、事業の優先順位を明確にし、限られた財源の選択、集中による効率的な財政運営を進めることが重要となります。
- さらに、負担の公平性の観点から町税などの収納率の向上、受益者負担の適正化、町有財産の有効活用など、自主財源の確保に向け、あらゆる対策を講じることが求められています。



横芝光町役場

### 関連する分野計画

公共施設等総合管理計画

2017 (平成 29) 年度～2026 年度

※1 地方公共団体が指定する法人その他の団体が、公の施設の管理を行う制度。

※2 公共施設などの設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

## ● 基本方針 ●

厳しい財政状況の下、行政ニーズに的確に応えられる効率的かつ計画的で自立した財政運営を確立するため、総合計画と連動した中長期的な財政計画に基づき、積極的な財源確保やコストの削減、優先順位を明確にした予算編成に努めます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名                  | 現状値   | 目標値（2021年度） |
|----------------------|-------|-------------|
| 町税収納率                | 97.6% | 97.8%       |
| 経常収支比率 <sup>※3</sup> | 89.2% | 85.0%       |

## ● 施策 ●

| 施策1   | 効率的な財政運営  |
|---|---|
| <p>中長期的な展望による財政計画に基づき、自主財源の確保を図るとともに、経費の削減に徹底して取り組みます。また、施策・事業の有効性や効率性を評価し、優先順位を明確にした予算編成を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 財政計画の策定</li> <li>② 財源の確保</li> <li>③ 経費の削減</li> <li>④ 事業評価と見直し</li> <li>⑤ 公会計の取組</li> </ul> |
| 施策2   | 財政構造の転換への取組   |
| <p>財政の構造的な転換を図るため、公共施設の統廃合、使用料の見直し、適正な受益者負担、指定管理者制度やPFI事業などの民間活力の活用を推進します。</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共施設の見直し</li> <li>② 受益者負担の適正化</li> <li>③ 民間活力の活用</li> </ul>                                |

構想推進のために

※3 歳出のうち、人件費などの経常的に支出される経費が、町税などの経常的に収入される一般財源に占める割合。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。



## 4. 広域連携

### ● 現状と課題 ●

- これまでの消防・救急、ごみ収集処理・し尿収集処理などに加え、医療、観光など市町村の枠組みを越えて広域的に取り組むべき課題が増加しています。国は「定住自立圏構想<sup>※1</sup>」の下、市町村の役割分担により、圏域全体として必要な生活機能を確保するような取組を進めています。
- 本町では、近隣市町と一部事務組合を構成し、消防・救急、ごみ収集処理・し尿収集処理などの各種業務を行っています。旧横芝町（山武郡）と旧光町（匝瑳郡）の郡を越えた合併の経緯から、一つの行政分野で複数の一部事務組合に参加している現状もあり、住民サービスの均一化に向けた検討をしていく必要があります。
- さらに、医療、観光など、近隣市町との共同により広域的に取り組むべき課題も顕在化しています。
- 今後は特に、成田国際空港および空港圏自治体や山武郡市広域圏との連携、さらには大学や民間事業者による取組との連携などにより、地域づくりを戦略的に進めていく必要があります。



九十九里浜（横芝光町上空）



成田国際空港（提供：成田国際空港株式会社）

※1 「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。

## ● 基本方針 ●

近隣市町との連携の下に、一部事務組合における取組を促進するとともに、医療、観光など、広域的に取り組むべき課題について、住民サービスの効率と効果などを総合的に判断しながら広域連携のあり方を検討し、地域づくりを戦略的に進めていきます。

## ● 成果指標 ●

| 指標名               | 現状値 | 目標値(2021年度) |
|-------------------|-----|-------------|
| 空港圏自治体との戦略的な連携事業数 | 1事業 | 2事業         |

## ● 施策 ●

| 施策1   | 広域連携の推進   |
|---|---|
| <p>一部事務組合による住民サービスの均一化に向けた検討を進めます。また、成田国際空港および空港圏自治体、山武郡市広域圏のみならず、大学や民間事業者による取組との連携など、広域連携のあり方を検討するとともに、新たな連携事業を行います。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一部事務組合の統合</li> <li>② 広域連携のあり方の協議</li> <li>③ 戦略的な連携事業の実施</li> </ul> |



---

## ● 重点战略 ●

---

# 1. 重点戦略の位置付け

## 序論・基本構想・基本計画との関係性

課題

### 序論「まちづくりの課題」

- ①誇りを持って住み続けられるまちづくり
- ②地域特性を活かしたにぎわいづくり
- ③住民参加と協働の促進
- ④成田国際空港との共生・共栄

将来像・理念

### 基本構想「まちづくりの理念・まちの将来像」

理念：協働と創造による 地域力発揮のまちづくり  
 将来像：人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ実感のまち 横芝光

目標

### 基本構想「まちづくりの基本目標（施策の大綱）」

6分野+1（構想推進のために）

施策

### 基本計画

6分野+1にて施策の方向性を記述

## 重点化する（序論の「課題」を踏まえた4つの戦略）

戦略

### 基本計画「重点戦略」

- ①『このまちで暮らす』 移住・定住を促すまちづくり戦略
- ②『このまちがにぎわう』 産業振興と交流を促すまちづくり戦略
- ③『このまちを共に創る』 協働と創造を促すまちづくり戦略
- ④『このまちが成田国際空港と共に栄える』 空港と共生・共栄するまちづくり戦略

重点戦略



## 2. 重点戦略

### (1) 『このまちで暮らす』 移住・定住を促すまちづくり戦略

わが国は人口減少の局面にあり、県内においても、人口減少が顕著となりつつある市町村があります。本町も例外ではなく、2015（平成 27）年人口 23,762 人は、第 2 次総合計画の目標年次である 2025 年には 21,600 人程度となるものと推計されます。

人口の減少は、産業の担い手不足、子どもの教育環境の変化など、様々な影響を及ぼすものと考えられるため、町の情報を町内外に発信し、人口減少を抑制して本町の活力維持・向上を図るとともに、地域のきずな、人と人とのつながり、助け合いなどを受け継いでいくためにも、町を挙げた移住・定住促進対策に努めます。

このため、気候の穏やかさや自然の豊かさといった「暮らしやすさ」と、成田国際空港や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）による「便利さ」を最大限に活かしながら、①子育て・教育など子どもを産み育てる環境づくりを全力でサポートする②地域の魅力を高め積極的に情報発信していくことにより、住んでみたい・住み続けたい、魅力あるまちをつくっていきます。



## ①子育て・教育全力サポートのまちづくり

### 【関連する基本施策】

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 第1章 -1. 子育て支援 - 施策1 | 地域での子育て支援体制づくり |
| 第1章 -1. 子育て支援 - 施策2 | 保育サービスの充実      |
| 第1章 -1. 子育て支援 - 施策3 | 子どもの居場所の確保     |
| 第1章 -1. 子育て支援 - 施策4 | 健全な親と子の育成      |
| 第2章 -1. 学校教育 - 施策1  | 教育内容の充実        |
| 第2章 -1. 学校教育 - 施策2  | 学校運営の充実        |
| 第2章 -1. 学校教育 - 施策3  | 教育環境の整備        |

### 【特に力を入れていく個別施策】

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| ◎子育て支援サービスの充実 | ◎保育所（園）環境の整備    |
| ◎児童クラブの充実     | ◎子ども医療費助成       |
| ◎母子保健の充実      | ◎学習状況を踏まえた学力の向上 |
| ◎キャリア教育の推進    | ◎信頼される学校運営体制の構築 |
| ◎安心できる教育環境の維持 |                 |

## ②魅力の向上と移住・定住を促すまちづくり

### 【関連する基本施策】

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 第2章 -3. 生涯学習 - 施策2   | 図書館機能の充実         |
| 第2章 -4. 文化振興 - 施策2   | 芸術・文化活動の振興       |
| 第2章 -5. スポーツ振興 - 施策1 | スポーツ・レクリエーションの振興 |
| 第5章 -5. 移住・定住 - 施策1  | 受け入れ体制の整備        |
| 第5章 -5. 移住・定住 - 施策2  | 積極的な町の魅力発信       |
| 第5章 -5. 移住・定住 - 施策3  | 若者の定住・定着の促進      |

### 【特に力を入れていく個別施策】

|                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| ◎地域の情報発信と交流拠点機能の充実<br>（図書館） | ◎文化鑑賞機会の充実         |
| ◎各種団体の大会運営への支援<br>（スポーツ振興）  | ◎移住・定住にかかる相談体制の充実  |
| ◎横芝光町プロモーションの推進             | ◎子育て世代に特化した広報活動    |
|                             | ◎拠点大学等と連携した若者の定着促進 |



## (2) 『このまちがにぎわう』 産業振興と交流を促すまちづくり戦略

産業は、まちづくりの原動力を生み出す源となるだけでなく、就労の場、さらには仕事を通じた自己実現の場として、重要な役割を担っています。

本町では、進学・就職を契機とした若者の転出が続いています。若者にとって魅力ある就労の場づくりを通じて、人口減少を抑制し、同時に産業の担い手を確保するためにも、地域資源を活かし、若手経営者などの人材育成、農畜産物の高付加価値化などを通じた収益性の向上などにより、産業振興を図ります。併せて、国・県・成田国際空港株式会社・空港周辺市町などとの密接な連携の下、立地特性を活かした多様な就労の場づくりに努めます。

また、本町には緑豊かな丘陵、栗山川や坂田池、九十九里浜、中台梯子獅子舞、祇園祭、鬼来迎などの自然的・文化的資源があり、観光振興・交流促進に活用できる可能性も有しています。このため、横芝光町観光まちづくり協会をはじめ、大学、町内外の企業・NPOなど多様な主体の活動を支援しながら、交流促進などを図ります。併せて、横芝駅前情報交流館を有効に活用しつつ、①立地特性を活かした農業をはじめとする魅力的な就労の場づくりを進める②地域資源を最大限に活かしつつ交流と観光の振興を図っていくことにより、人と経済が元気で魅力あるまちをつくっていきます。



## ①立地特性を活かした魅力的な就労の場づくり

### 【関連する基本施策】

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 第5章 -1. 農林水産業 - 施策3 | 生産振興と経営支援      |
| 第5章 -1. 農林水産業 - 施策4 | 地域資源の活用と環境との共生 |
| 第5章 -3. 商工業 - 施策2   | 新たな商業活動の促進     |
| 第5章 -3. 商工業 - 施策4   | 企業立地の促進        |
| 第5章 -4. 産業活性化 - 施策1 | 新たな事業展開や起業の促進  |
| 第5章 -4. 産業活性化 - 施策2 | 就業・雇用の促進       |

### 【特に力を入れていく個別施策】

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| ◎経営体、担い手の育成             | ◎新産地づくりの推進    |
| ◎空き家農家活用の検討             | ◎地域ブランドづくりの支援 |
| ◎町内産業に関する情報の発信          | ◎企業誘致の推進      |
| ◎起業や事業承継等を契機とした第二創業への支援 | ◎就労情報の提供      |

## ②地域資源を最大限に活かした人の流れづくり

### 【関連する基本施策】

|                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 第2章 -5. スポーツ振興 - 施策2    | スポーツを通じた健康づくり |
| 第3章 -7. 河川・海岸整備 - 施策1   | 栗山川の保全・活用     |
| 第5章 -2. 観光・交流 - 施策1     | 観光基盤の充実       |
| 第5章 -2. 観光・交流 - 施策2     | 観光資源の活用・開発    |
| 第6章 -3. 国際交流 - 施策2      | 国際交流活動の推進     |
| 構想推進のために -4. 広域連携 - 施策1 | 広域連携の推進       |

### 【特に力を入れていく個別施策】

|                  |                |
|------------------|----------------|
| ◎スポーツを通じた交流事業の実施 | ◎栗山川情報の発信      |
| ◎観光情報の発信機能の強化    | ◎駅前情報交流館の有効活用  |
| ◎ニューツーリズムの振興     | ◎民間交流の促進（国際交流） |
| ◎戦略的な連携事業の実施     |                |



### (3) 『このまちを共に創る』協働と創造を促すまちづくり戦略

住民と行政が共通の目標に向かい、役割分担しながら互いに協力し合う「協働」のまちづくりは、近年、地域の課題解決に不可欠な理念とされ、全国各地で様々な取組が展開されています。

本町では、第1次総合計画の将来像に「協働のまちづくり」を位置付け、住民と行政が協力し合いながら、まちづくりに取り組んできました。今後、人口減少と少子高齢化が進む中、これまで「協働」を担ってきた自治会をはじめ、地域の各種団体の活動も担い手不足などにより厳しさを増すものと思われます。

本町には、地域の課題解決に向け主体的に取り組むボランティア団体なども見られます。また、地方創生の取組を契機として住民のみならず、このまちをより良くしたいと願う団体、企業、大学、NPOなどの活動も活性化し、大きな力となりつつあります。このため、これらの多様な活動主体と行政、あるいは活動主体同士が互いに力を合わせ、新たな価値を地域にもたらし「協働と創造」のまちづくりを柱に、①多様な主体の活動を活性化する②自立的行財政マネジメントによる効率的で効果的な施策・事業を展開していくことにより、このまちを共に創る基盤をつくっていきます。



## ①参加と連携による協働のまちづくり

### 【関連する基本施策】

|                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 第1章 -4. 地域福祉 - 施策 2      | 地域福祉体制の充実          |
| 第2章 -2. 青少年育成 - 施策 1     | 青少年の健全育成           |
| 第3章 -7. 河川・海岸整備 - 施策 1   | 栗山川の保全・活用          |
| 第4章 -1. 防災 - 施策 1        | 地域防災体制の強化          |
| 第4章 -2. 消防・救急 - 施策 1     | 消防機能の向上            |
| 第6章 -2. 男女共同参画 - 施策 2    | 男女共同参画のための仕組みづくり   |
| 第6章 -4. コミュニティ - 施策 1    | 地域活動の維持・活性化        |
| 第6章 -4. コミュニティ - 施策 2    | 自主的な活動の創出支援        |
| 構想推進のために -1. 住民参加 - 施策 2 | 住民参加と協働のまちづくり活動の推進 |

### 【特に力を入れていく個別施策】

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| ◎ボランティア活動の強化と促進<br>(地域福祉) | ◎青少年リーダーの育成       |
| ◎環境ボランティアの育成・拡大           | ◎防災訓練の実施、防災意識の普及  |
| ◎自主防災組織の育成                | ◎消防団の人員確保         |
| ◎女性が活躍できる環境づくり            | ◎人材育成の支援(コミュニティ)  |
| ◎自主的な活動を行う組織の育成           | ◎住民参加、協働のまちづくりの推進 |

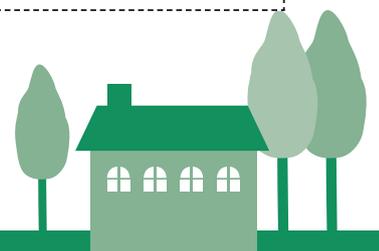
## ②効率的で効果的な行財政運営の確立

### 【関連する基本施策】

|                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 構想推進のために -1. 住民参加 - 施策 1 | 広報広聴の充実       |
| 構想推進のために -2. 行政運営 - 施策 2 | 人材・組織の質の向上    |
| 構想推進のために -2. 行政運営 - 施策 3 | 総合的・計画的な行政の推進 |
| 構想推進のために -3. 財政運営 - 施策 1 | 効率的な財政運営      |
| 構想推進のために -3. 財政運営 - 施策 2 | 財政構造の転換への取組   |

### 【特に力を入れていく個別施策】

|                      |            |
|----------------------|------------|
| ◎広聴活動、情報交流の推進        | ◎職員研修の充実   |
| ◎総合計画の進行管理と評価システムの連携 | ◎財政計画の策定   |
| ◎公共施設の見直し            | ◎受益者負担の適正化 |



## (4) 『このまちが成田国際空港と共に栄える』 空港と共生・共栄するまちづくり戦略

成田国際空港は、1978（昭和 53）年の開港以来、わが国の主要な国際空港の一つとして、多大な機能を果たしてきました。今後も、高まる航空需要に応えながら、国の経済成長や地域振興に貢献していくことが期待されています。

現在、国・県・成田国際空港株式会社・空港周辺市町でつくる「成田空港に関する4者協議会」は、発着時間拡大と滑走路の延伸・新設を柱とした空港機能強化案を協議しています。

本町が 2017（平成 29）年度に実施した「成田空港の更なる機能強化」に関する町民アンケートによれば、成田国際空港の更なる機能強化への期待としては「空港周辺対策交付金の増額により、町の財政の手助けとなる」（44.5%）が最多で、次に「空港への就職率向上などにより、雇用の場が増える」（39.6%）、「エアコン設置等の騒音対策が充実される」（37.9%）が多くなっています。その反面「騒音がひどくなる」（83.3%）、「落下物の危険がある」（57.5%）、「安眠が妨げられる」（40.3%）といった心配があることが分かります。また、本町が発展していくためには、騒音対策に加え、高齢者福祉や産業振興、道路交通の利便性向上、子育て・教育環境の整備といった施策が期待されていることも分かります。

このため今後は、騒音対策などを万全に講じながら、①国・県・成田国際空港株式会社・空港周辺市町との連携②成田国際空港との共生を通じた地域の活性化を図り、空港およびその周辺地域が持つ可能性を最大限活用し、魅力あるまちをつくっていきます。



提供：成田国際空港株式会社

## ①国・県・成田国際空港株式会社・空港周辺市町との連携

### 【関連する基本施策】

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 第1章 -1. 子育て支援 - 施策2     | 保育サービスの充実       |
| 第1章 -5. 保健・医療 - 施策3     | 医療体制の整備         |
| 第2章 -1. 学校教育 - 施策1      | 教育内容の充実         |
| 第5章 -2. 観光・交流 - 施策2     | 観光資源の活用・開発      |
| 第6章 -3. 国際交流 - 施策1      | 国際的な視野を持った人材の育成 |
| 構想推進のために -4. 広域連携 - 施策1 | 広域連携の推進         |

### 【特に力を入れていく個別施策】

|                  |                        |
|------------------|------------------------|
| ◎保育ニーズへの対応       | ◎医師の確保                 |
| ◎多様な教育事業の推進      | (広域的見地からの病院相互の役割分担を含む) |
| ◎語学学習の充実         | ◎外国人観光客の誘致             |
| ◎戦略的な連携事業の実施(再掲) |                        |

## ②成田国際空港との共生を通じた地域の活性化

### 【関連する基本施策】

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 第3章 -2. 道路・交通環境 - 施策1 | 幹線道路の整備       |
| 第3章 -2. 道路・交通環境 - 施策3 | 公共交通機能の充実促進   |
| 第5章 -3. 商工業 - 施策4     | 企業立地の促進       |
| 第5章 -4. 産業活性化 - 施策1   | 新たな事業展開や起業の促進 |

### 【特に力を入れていく個別施策】

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ◎幹線道路の整備(国道・県道・町道) | ◎空港シャトルバスの運行       |
| ◎新たな公共交通の検討        | ◎町内産業に関する情報の発信(再掲) |
| ◎企業誘致の推進(再掲)       | ◎空港への近接性など地域情報の発信  |



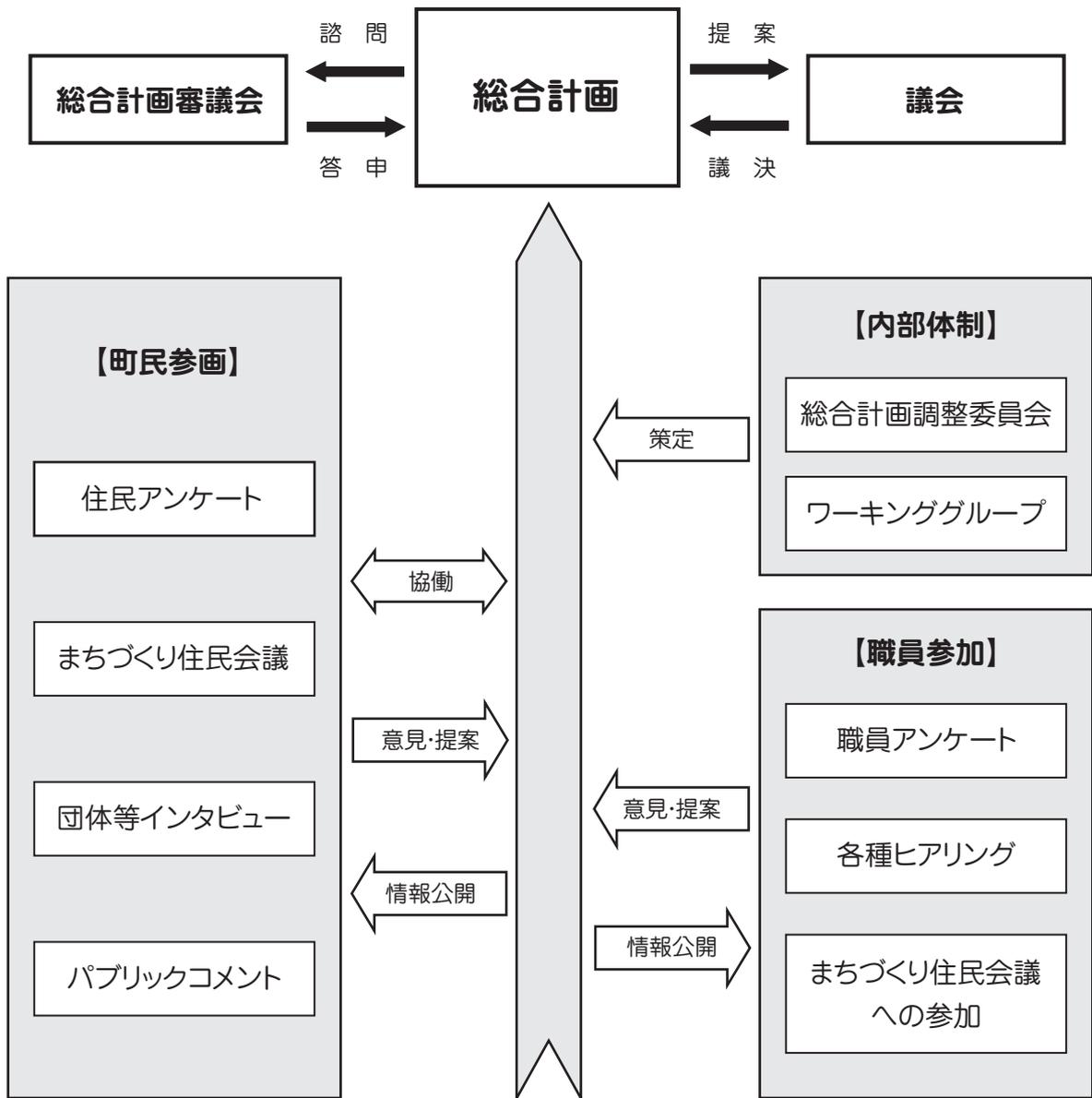
# 資 料 編



## 1. 第2次横芝光町総合計画策定の経過

|                    | 実施日            | 内 容                             |
|--------------------|----------------|---------------------------------|
| 平成 28 年            | 9月13日          | 第1回ワーキンググループ会議                  |
|                    | 9月23日          | 第1回総合計画調整委員会                    |
|                    | 10月8日～28日      | 住民アンケートの実施                      |
|                    | 10月13日～28日     | 小中学生アンケートの実施                    |
|                    | 10月20日～28日     | 職員アンケートの実施                      |
|                    | 11月25日         | 第1回まちづくり住民会議                    |
|                    | 12月14日         | 第2回まちづくり住民会議                    |
| 平成 29 年            | 1月17日          | 第3回まちづくり住民会議                    |
|                    | 2月1日           | 第2回ワーキンググループ会議                  |
|                    | 2月9日           | 第4回まちづくり住民会議                    |
|                    | 2月21日          | 第2回総合計画調整委員会                    |
|                    | 3月9日           | 第5回まちづくり住民会議                    |
|                    | 3月14日、24日、27日  | 総合計画策定に係る各種団体等インタビュー            |
|                    | 3月22日          | 第6回まちづくり住民会議                    |
|                    | 3月29日、30日      | 基本計画（素案）策定に係る各課ヒアリング            |
|                    | 5月24日          | 第3回ワーキンググループ会議                  |
|                    | 5月29日          | 第1回総合計画審議会                      |
|                    | 6月16日          | 第3回総合計画調整委員会                    |
|                    | 6月20日          | 第4回ワーキンググループ会議                  |
|                    | 7月14日          | 第4回総合計画調整委員会                    |
|                    | 7月21日          | 第5回ワーキンググループ会議                  |
|                    | 7月24日          | 第2回総合計画審議会                      |
|                    | 8月16日          | 第5回総合計画調整委員会                    |
|                    | 8月25日          | 第6回ワーキンググループ会議                  |
|                    | 9月11日          | 第3回総合計画審議会                      |
|                    | 9月14日～10月13日   | 基本構想（素案）に対する意見募集<br>（パブリックコメント） |
|                    | 9月22日          | 第7回ワーキンググループ会議                  |
|                    | 10月19日         | 第6回総合計画調整委員会                    |
|                    | 10月30日         | 第4回総合計画審議会                      |
|                    | 11月27日         | 第5回総合計画審議会                      |
| 12月7日              | 第2次総合計画基本構想議決  |                                 |
| 平成 29 年<br>平成 30 年 | 12月1日～<br>1月5日 | 基本計画（素案）に対する意見募集<br>（パブリックコメント） |
| 平成 30 年            | 1月26日          | 第6回総合計画審議会                      |

## 2. 第2次横芝光町総合計画策定の流れ



### 3. 横芝光町総合計画審議会条例

○横芝光町総合計画審議会条例

平成18年3月27日  
条例第21号

(設置)

第1条 町の総合的開発計画(以下「総合計画」という。)の実施を促進し、町の健全なる発展を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、横芝光町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ町の発展と住民福祉の増進を図るための重要施策の計画等に関し必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員 4人
- (2) 町農業委員会委員 2人
- (3) 町の区域内の公共的団体等を代表する者 4人
- (4) 知識経験を有する者 5人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された者の任期は、その職の在任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、第3条に規定する委員のほか、知識経験を有する者のうちから会長が町長の意見を聴いて委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会員のうちから互選により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 部会は、会長の命を受け、部会に属する施策等の調査研究を行う。

6 部会長は、部会において調査研究を終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(資料の提出等の依頼)

第7条 審議会及び部会において必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出及び出席を依頼し、参考意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

## 4. 横芝光町総合計画審議会委員名簿

| 番号 | 氏名     | 役職名等（職名は委嘱時）               | 備考                   |
|----|--------|----------------------------|----------------------|
| 1  | 川島 富士子 | 議会議員                       | 1号委員：会長              |
| 2  | 山崎 貞一  | 議会議員                       | 1号委員                 |
| 3  | 八角 健一  | 議会議員                       | 1号委員                 |
| 4  | 野村 和好  | 議会議員                       | 1号委員                 |
| 5  | 伊橋 秀和  | 農業委員会（会長）                  | 2号委員：副会長             |
| 6  | 齋藤 信夫  | 農業委員会（会長職務代理者）             | 2号委員                 |
| 7  | 椎名 義明  | 公的団体等代表<br>（教育委員会教育長職務代理者） | 3号委員                 |
| 8  | 齊藤 みち子 | 公的団体等代表（婦人会会長）             | 3号委員                 |
| 9  | 椎名 孝次  | 公的団体等代表（消防団団長）             | 3号委員                 |
| 10 | 押尾 幹   | 公的団体等代表（商工会副会長）            | 3号委員<br>平成29年8月1日から  |
| ※  | 森川 忠   | 公的団体等代表（商工会会長）             | 3号委員<br>平成29年7月31日まで |
| 11 | 外川 明   | 有識者                        | 4号委員                 |
| 12 | 半田 美智子 | 有識者                        | 4号委員                 |
| 13 | 林 勝美   | 有識者                        | 4号委員                 |
| 14 | 市原 貴吉  | 有識者                        | 4号委員                 |
| 15 | 村越 善子  | 有識者                        | 4号委員                 |



## 5. 横芝光町総合計画調整委員会規程

○横芝光町総合計画調整委員会規程

平成18年3月27日

訓令第16号

(設置)

第1条 町の健全なる発展と住民の福祉の増進を図るための町の総合計画等の審議策定を目的として、横芝光町総合計画調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 町の基本構想の策定に関すること。
- (2) 町の基本計画の策定に関すること。
- (3) 町の実施計画の策定に関すること。
- (4) 町の重要な相当規模の開発計画に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、委員は教育委員会教育長及び理事並びに横芝光町行政組織条例（平成18年横芝光町条例第5号）第1条に規定する課の長、食肉センター所長、議会事務局長、教育委員会の課の長及び東陽病院事務長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員以外の者を臨時に委員にすることができる。

（平19訓令4・平20訓令2・平28訓令3・一部改正）

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を設置する。

2 幹事会の幹事は、各課等につき1人とし、各課等の長の推薦する者をもって充てる。

3 幹事は、総合計画等の原案の作成について、その連絡調整に当たる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年訓令第3号）

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

## 6. 横芝光町まちづくり住民会議要綱

○横芝光町まちづくり住民会議要綱

平成18年9月6日

告示第159号

(設置)

第1条 町の総合計画の策定にあたり、広く町民の意見を集約し、町民との協働による計画づくりを推進するため、横芝光町まちづくり住民会議（以下「住民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 住民会議は、総合計画の策定にあたり、新しいまちづくりに関する事項について、町長に対し、町民の視点から意見を述べ、提案を行うものとする。

(組織)

第3条 住民会議は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 町内で活動する各種団体の構成員
  - (2) 満20歳以上の町民で、町長が公募により選任した者
- 2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 住民会議は、必要に応じて町長が招集する。

(庶務)

第5条 住民会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、住民会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。



## 7. 指標一覧

| 第1章 自分らしく生き生きと暮らせるまち |                           |        |                 |
|----------------------|---------------------------|--------|-----------------|
| 施策名                  | 指標名                       | 現状値    | 目標値<br>(2021年度) |
| 1. 子育て支援             | 児童クラブ小学5・6年生受け入れ児童数       | 0人     | 20人             |
|                      | 児童医療費助成登録者率               | 60.0%  | 80.0%           |
|                      | ブックスタートパック（絵本）配布率         | 94.0%  | 98.0%           |
|                      | 子育て世代包括支援センターの設置          | 0カ所    | 1カ所             |
| 2. 高齢者支援             | 認知症サポーター養成講座受講者数(累計)      | 1,132人 | 1,732人          |
|                      | 認知症高齢者見守りサポーターの家協力機関数(累計) | 13事業所  | 25事業所           |
| 3. 障害者支援             | サービス等利用計画相談支援利用者数         | 185人   | 205人            |
|                      | 地域定着支援利用者数                | 14人    | 18人             |
|                      | 障害者就業・生活支援センター登録者数        | 90人    | 98人             |
| 4. 地域福祉              | ボランティア登録者数                | 351人   | 400人            |
| 5. 保健・医療             | 1歳6カ月児のむし歯率               | 1.3%   | 0.7%            |
|                      | 3歳児のむし歯率                  | 26.9%  | 20.0%           |
|                      | がん検診受診率                   | 15.5%  | 19.0%           |
|                      | 東陽病院診療科数                  | 10科    | 10科             |
|                      | 病床利用率の向上                  | 64.2%  | 77.0%           |
| 6. 社会保険              | 特定健康診査の受診率                | 43.1%  | 53.0%           |
|                      | 特定保健指導の実施率                | 28.5%  | 45.0%           |
|                      | 特定健康診査受診者における糖尿病予備軍の割合    | 55.5%  | 52.0%           |
|                      | 国民健康保険税の収納率               | 92.7%  | 93.9%           |

| 第2章 豊かな心と郷土愛を育むまち |                                     |           |                 |
|-------------------|-------------------------------------|-----------|-----------------|
| 施策名               | 指標名                                 | 現状値       | 目標値<br>(2021年度) |
| 1. 学校教育           | 教育 ICT 機器の充実（児童生徒一人当たりのタブレット端末保有台数） | 0 台       | 1 台             |
|                   | 学校施設非構造部材耐震化（全学校の棟別における改修済棟数の割合）    | 17.0%     | 100.0%          |
|                   | 実用英語技能検定取得率                         | 65.7%     | 90.0%           |
| 2. 青少年育成          | 「ジュニアリーダー」の養成人数                     | 0 人       | 5 人             |
|                   | 青少年育成関係団体主催事業数                      | 11 事業     | 14 事業           |
| 3. 生涯学習           | 生涯学習施設利用者数                          | 68,400 人  | 72,000 人        |
|                   | 講座開催数                               | 12 講座     | 15 講座           |
|                   | 図書館利用者（入館者）数                        | 198,515 人 | 202,000 人       |
| 4. 文化振興           | 町民ギャラリー来場者数                         | 4,200 人   | 4,800 人         |
|                   | 文化祭参加団体数                            | 110 団体    | 120 団体          |
|                   | 文化祭来場者数                             | 3,840 人   | 4,000 人         |
| 5. スポーツ振興         | 社会体育施設利用者数                          | 191,388 人 | 195,000 人       |
|                   | 体育祭参加者数                             | 3,200 人   | 3,500 人         |

| 第3章 自然と共生する住みやすいまち |                                     |          |                 |
|--------------------|-------------------------------------|----------|-----------------|
| 施策名                | 指標名                                 | 現状値      | 目標値<br>(2021年度) |
| 1. 市街地整備           | 都市計画道路の整備率                          | 61.0%    | 85.6%           |
| 2. 道路・交通環境         | 幹線町道の改良率                            | 95.9%    | 98.0%           |
|                    | 町内循環バスおよび乗り合いタクシー利用者数               | 27,310 人 | 30,000 人        |
| 3. 住まい             | 木造住宅耐震診断および耐震改修補助金交付件数              | 0 件      | 5 件             |
|                    | 住宅リフォーム補助金交付件数                      | 13 件     | 15 件            |
| 4. 上水道・下水処理        | 上水道普及率                              | 75.3%    | 80.3%           |
|                    | 合併処理浄化槽普及率                          | 45.1%    | 53.5%           |
| 5. 環境衛生            | 町民一人一日当たりごみ排出量                      | 0.69kg   | 0.59kg          |
| 6. 環境・景観           | 環境・景観施策に対する住民満足度                    | 48.0%    | 50.0%           |
| 7. 河川・海岸整備         | 栗山川周辺環境ボランティア参加人数                   | 1,046 人  | 1,300 人         |
|                    | 小学校およびボランティア団体との協働による海岸クリーン活動への参加人数 | 980 人    | 1,200 人         |
| 8. 公園・緑地整備         | 公園・緑地整備に対する住民満足度                    | 47.0%    | 60.0%           |
|                    | わたしの街 緑づくり事業参加団体数                   | 7 団体     | 7 団体            |

#### 第4章 安全で安心して暮らせるまち

| 施策名        | 指標名                    | 現状値     | 目標値<br>(2021年度) |
|------------|------------------------|---------|-----------------|
| 1. 防災      | 防災訓練参加者数               | 1,875 人 | 2,000 人         |
|            | 民間企業等との災害時協力に関する協定締結数  | 33 団体   | 36 団体           |
| 2. 消防・救急   | 応急手当の普及（救急講習受講者数）      | 691 人   | 725 人           |
|            | 救急救命士の資格取得者            | 27 人    | 27 人            |
| 3. 防犯・交通安全 | 防犯灯のLED化率              | 48.9%   | 54.0%           |
|            | 防犯啓発活動の実施              | 4 回     | 11 回            |
|            | 交通安全啓発活動の実施            | 53 回    | 53 回            |
| 4. 消費生活    | 消費生活相談出前講座             | 9 回     | 12 回            |
|            | 消費生活相談窓口開設回数（相談員、司法書士） | 63 回    | 63 回            |

#### 第5章 地域の特性を活かした活力あるまち

| 施策名      | 指標名                     | 現状値      | 目標値<br>(2021年度) |
|----------|-------------------------|----------|-----------------|
| 1. 農林水産業 | 認定農業者数                  | 133 人    | 148 人           |
|          | 農業経営体法人数                | 22 法人    | 28 法人           |
|          | 遊休農地の面積                 | 107.3ha  | 80.0ha          |
| 2. 観光・交流 | 梅まつり来場者数                | 10,598 人 | 20,000 人        |
|          | 海岸観光来場者数                | 16,635 人 | 30,000 人        |
|          | 観光企業の誘致                 | 0 社      | 1 社             |
| 3. 商工業   | 企業誘致数                   | 0 社      | 1 社             |
| 4. 産業活性化 | ハローワーク出張相談の実施回数         | 12 回     | 18 回            |
|          | 就職支援セミナーの実施回数           | 4 回      | 6 回             |
|          | 若者就労支援（サポステ）の実施回数       | 2 回      | 12 回            |
|          | 創業者数                    | 4 件      | 5 件             |
| 5. 移住・定住 | サポートセンターを利用した移住者数       | 0 人      | 25 人            |
|          | サポートセンターを利用した移住・定住の相談件数 | 0 件      | 250 件           |

| 第6章 相互理解と協働による住民主体のまち |                     |       |                 |
|-----------------------|---------------------|-------|-----------------|
| 施策名                   | 指標名                 | 現状値   | 目標値<br>(2021年度) |
| 1. 人権                 | 人権教室開催校             | 7校    | 7校              |
| 2. 男女共同参画             | 各種審議会などの女性委員の割合     | 14.7% | 30.0%           |
|                       | 家族経営協定締結農家数         | 50戸   | 54戸             |
|                       | ワーク・ライフ・バランス推進賛同企業数 | 2社    | 20社             |
| 3. 国際交流               | 国際交流事業の参加者数         | 70人   | 100人            |
| 4. コミュニティ             | NPO 法人団体数           | 6団体   | 10団体            |

| 構想推進のために |                          |        |                 |
|----------|--------------------------|--------|-----------------|
| 施策名      | 指標名                      | 現状値    | 目標値<br>(2021年度) |
| 1. 住民参加  | ホームページへのアクセス件数           | 438件/日 | 500件/日          |
|          | 情報発信アプリ「よこしばひかりまちナビ」登録者数 | 1,113人 | 3,500人          |
| 2. 行政運営  | 職員研修受講者数                 | 627人   | 650人            |
| 3. 財政運営  | 町税収納率                    | 97.6%  | 97.8%           |
|          | 経常収支比率                   | 89.2%  | 85.0%           |
| 4. 広域連携  | 空港圏自治体との戦略的な連携事業数        | 1事業    | 2事業             |



## 第2次横芝光町総合計画

平成30年3月発行

発行：横芝光町

編集：企画財政課

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地

TEL 0479-84-1211（代表）

URL：<http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/>



横芝光町マスコットキャラクター

よこぴー

